

目 次

○第1号（11月30日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇生方勇二君	6
◇波多野佐和子君	17
◇齊藤将史君	27
◇清水健一君	35
日程第 5 陳情について	48
散 会	48

○第2号（12月1日）

議事日程 第2号	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	51
欠席議員	51
説明のため出席した者	51
事務局職員出席者	51
開 議	52
日程第 1 一般質問について	52
◇南 千晴君	52
◇中島由美子君	66

日程の追加			8 1
追加日程第 1	発委第 8 号	榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定 について	8 2
日程第 2	議案第 8 5 号	榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の 制定について	8 5
日程第 3	議案第 8 6 号	榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を 改正する条例の制定について	8 8
日程第 4	議案第 8 7 号	榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の 制定について	9 2
日程第 5	議案第 8 8 号	榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例の全部を改正する条例の制定について	9 3
日程第 6	議案第 8 9 号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	9 5
日程第 7	議案第 9 0 号	榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について	9 7
日程第 8	議案第 9 1 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について	9 8
日程第 9	議案第 9 2 号	榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について	9 9
日程第 10	議案第 9 3 号	榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について	1 0 2
日程第 11	議案第 9 4 号	榛東村学童保育所の指定管理者の指定について	1 0 6
日程第 12	議案第 9 5 号	榛東村福祉センターの指定管理者の指定について	1 0 7
日程第 13	報告第 8 号	専決処分について（令和 3 年度榛東村一般会計補 正予算（第 7 号））	1 0 8
日程第 14	議案第 9 6 号	令和 3 年度榛東村一般会計補正予算（第 8 号）に ついて	1 1 0
日程第 15	議案第 9 7 号	令和 3 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	1 1 5
日程第 16	議案第 9 8 号	令和 3 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）について	1 1 7
日程第 17	議案第 9 9 号	令和 3 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 1 8
日程第 18	議案第 1 0 0 号	令和 3 年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正	

	予算（第2号）について……………	1 1 9
日程第19	議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について……………	1 2 0
散 会……………		1 2 2

○第3号（12月9日）

議事日程 第3号……………		1 2 3
本日の会議に付した事件……………		1 2 4
出席議員……………		1 2 5
欠席議員……………		1 2 5
説明のため出席した者……………		1 2 5
事務局職員出席者……………		1 2 5
開 議……………		1 2 6
日程第 1	議案第102号 監査委員の選任について……………	1 2 6
日程第 2	議案第 85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の 制定について……………	1 3 1
日程第 3	議案第 86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を 改正する条例の制定について……………	1 3 8
日程第 4	議案第 87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 3 9
日程第 5	議案第 88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関 する条例の全部を改正する条例の制定について……………	1 4 0
日程第 6	議案第 89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	1 4 1
日程第 7	議案第 90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について……………	1 4 3
日程第 8	議案第 91号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について……………	1 4 4
日程第 9	議案第 92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について……………	1 4 5
日程第10	議案第 93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について……………	1 4 6
日程第11	議案第 94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について……………	1 4 6
日程第12	議案第 95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について……………	1 4 6

日程第13	議案第96号	令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について……………	147
日程第14	議案第97号	令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について……………	150
日程第15	議案第98号	令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について……………	151
日程第16	議案第99号	令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について……………	152
日程第17	議案第100号	令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について……………	153
日程第18	議案第101号	令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について……………	154
日程第19	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）……………		155
日程第20	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）……………		155
日程第21	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………		156
日程第22	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………		156
日程第23	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………		156
日程第24	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………		156
日程第25	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………		156
日程の追加……………			157
追加日程第1	発議第5号	榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	157
追加日程第2	発議第6号	榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	162
日程の追加……………			167
追加日程第1	発議第7号	中島由美子議員に対し謝罪を求める決議……………	167
会期の延長……………			171
散 会……………			171

○第4号（12月15日）

議事日程 第4号……………	173
本日の会議に付した事件……………	173
出席議員……………	174

欠席議員	174
説明のため出席した者	174
事務局職員出席者	174
開 議	175
日程第 1 発言の申し出について	175
日程の追加	177
追加日程第1 発議第 8号 いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定 を検討する特別委員会の設置に関する決議	177
追加日程第2 発議第 9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3 年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議	183
追加日程第3 発議第10号 小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止 の議決について令和3年10月8日群馬県知事が その取り消しを命令した審決書の内容を議会定例 会に報告及びその事実を議会だよりに掲載するこ とを求める決議	188
議長挨拶	190
閉 会	191

令和 3 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 3 0 日 (火)

令和3年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和3年11月30日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年11月30日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 諸般の報告について
 - 日程第 4 一般質問について
 - 日程第 5 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巣 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 会長	井口 克三 君	選挙管理委員会 書 記 会長	清村 昌一 君

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回定例会の開会に当たり、一言のご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用のところ、ご参集をさせていただきまして開会できますことに対し、心より御礼申し上げます。

山々の木々が紅葉も見頃を終え、早いもので今年も残すところ1か月となりました。

改めて1年を振り返りますと、今年も昨年からの世界的蔓延を続けている新型コロナウイルス感染症対策に終始した1年でした。日本では、1月に2度目の緊急事態宣言が発令され、医療提供体制や公衆衛生体制の逼迫を招き、地域経済に甚大な影響を与えました。7月には、東京2020オリンピック・パラリンピックが緊急事態宣言下で開幕し、日本勢選手の活躍が人々に夢と希望を与え、大成功のうちに閉会を迎えましたが、閉会後も感染拡大は収まらず、第5波として全国で過去最大の感染者数を記録し、災害級の猛威を振るうことになりました。

そのような中、本村では5月に新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が高齢者から順次開始され、開始当初は混乱が見られた集団接種でしたが、職員の懸命な取組と医療機関や渋川地区医師会の協力の下、2回目の接種が終了しました。

10月に終了した本村の集団接種の接種率は87%を超えています。議会といたしましても、接種に携わっていただいた関係者の皆様に対し、改めて厚く感謝申し上げます。

国では、3回目の接種に向けて準備を進めており、本村においても万全な体制で臨まれるよう期待するところであります。そして、現在、全国的に新規感染者数が低い水準で推移されていることから、地域での経済社会活動が一部再開され、明るい兆しも見えています。

しかしながら、世界では過去最大となる感染者数を超える国も見られ、また新たな変異ウイルスが検出されるなど、日本においても第6波の到来が懸念されています。今までと同様、感染対策にしっかりと取り組み、1日も早い終息を願うとともに、感染症の蔓延防止に努めていかなければなりません。議員各位、村民の皆様におかれましては、引き続き感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

さて、今定例会につきましては、通告がありました6名の議員による一般質問、条例の一部改正や補正予算などの議案の提出が予定されております。議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いいたします。

会期中、村長をはじめ執行部各位におかれましては特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程1号により進めてまいります。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

12番南千晴議員、1番齊藤将史議員を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月9日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月9日まで10日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（小山久利君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） お手元に配付の諸般の報告によりご説明いたします。

1、議案等の受理につきましては、本定例会開催に伴い議案18件、報告1件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、別添の資料のとおり8月から10月分でございます。詳細につきましては、後ほどご確認ください。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり出席をいたしました。

4、群馬県町村議会議長会につきましては、議会広報研修会が開催され、記載のとおり出席をいたしました。

5、議員派遣結果でございますが、記載のとおり開催され、出席をいたしました。

以上で、議会関係の諸般の報告を終了いたします。

◇

◎村長提出議案の概要説明

○議長（小山久利君）　ここで、村長から本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申出がございました。これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君）　おはようございます。

またお寒うございます。本当に寒くなりました。皆さんも、お体には気をつけて議会及びその後の活躍をお願いをしたいというように思います。

ただいま、議長のほうから許可をいただきましたので、令和3年第4回定例村議会の開会に当たって、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議員各位の出席をいただき、定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げます。

さて、今定例会に上程させていただく議案等について、その大宗をご説明申し上げます。

議案第85号は、防衛省から交付される再編関連訓練移転等交付金を原資とする基金を造成するため、当該基金条例を新たに制定しようとするものでございます。

議案第86号から議案第92号までは、条例の一部改正または全部改正を行おうとするものでございます。

まず、議案第86号は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業会計化に伴い、上水道事業の設置等について定めている条例の全部を改正し、所要の規定整備を行うものでございます。

議案第87号は、この公営企業会計化に伴いまして、公共下水道事業及び農業集落排水事業の各特別会計を廃止するほか、住宅新築資金借入金の償還期間満了に伴いまして、住宅新築資金等貸付特別会計を廃止するものでございます。

また、議案第88号は、上水道企業職員の給与等を定めている条例の全部を改正し、水道事業に下水道事業を加えた上で、所要の規定整備を行うものでございます。

議案第89号は、学童保育所の設管条例の一部を改正しようとするもので、現在、使用していない北部第一学童保育所を廃止するとともに、南部第三学童保育所を新たに設置するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第90号、そして議案第91号は、関係法令等の改正に伴いまして国保条例及び国保税条例の一部を改正するものでございます。

議案第92号は、介護保険料の納期を変更するための改正を行おうとするものでございます。

また、議案第93号から議案第95号までは、村の施設の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。現在の指定管理の期間が令和4年3月をもって満了となるため、令和4年4月以降の新たな期間におけるふれあい館、学童保育所、そして福祉センターの指定管理者を指定するものでございます。

議案第96号から議案第101号までは、一般会計のほか4特別会計、そして上水道事業会計の6会計において令和3年度予算を補正しようとするものでございます。当初予算編成後に生じた事由によりまして、予算の増減を行っているところでございます。

議案第102号は、監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

今議会においては、以上の18議案を上程しましたので、ご審議の上、可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

また、報告事項が1件、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任によりまして、本年11月1日付で令和3年度一般会計補正予算を専決処分をいたしましたので、同条の第2項の規定に基づきまして報告をいたすものでございます。

会期は、12月9日までとただいま決定されました。本日から10日間、よろしくお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番生方勇二議員の一般質問を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君登壇〕

○6番（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。6番生方です。傍聴席の皆様には、早朝より足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。

さて、10月末に執行された衆議院選挙は、新型コロナの対応を中心に論戦が繰り広げられました。改革を求めながらも、前政権が再度選択されました。今後、第2次岸田政権の経済再生への取組が注目されるところであります。

本年も、新型コロナ対応を中心とした1年間で終わろうとしていますが、日本での感染は最近ようやく減少傾向となり、緊急事態宣言も解除となりました。経済への影響も、徐々に回復されるものと思われま

す。一方、海外では、アフリカ南部で新たなオミクロン株の感染が広がり、各国で水際対策をしておりますが、日本への影響も心配されるところであります。これから、冬に向かって第6波の流行も懸念されるところでございます。

本村では、今日まであらゆる対策や支援を講じてまいりましたが、これまでのご努力に対し、村長はじめ医療従事の皆様や関係の方々に改めて感謝申し上げます。

長引く新型コロナと戦いながらの生活は、まだまだ続くものと思います。今後も、さらなる対策と支援が求められる状況にあります。皆様と協力してこの難局を乗り越え、1日でも早く安定した生活に戻ることを期待するものであります。

本日も、4項目の質問をさせていただきますが、初めに今後の感染防止対策が注目される新型コロナ対策についての質問をいたします。

2つ目は、老朽管の整備が急がれると思われる上水道事業について。

3つ目に、高齢化に伴い増えてきていると思われる交通弱者対策について質問をいたします。

最後に、選挙対策について質問をさせていただきます。

以後自席において順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） それでは、初めにワクチンの接種が進んでいる新型コロナ対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染は、10月に入りようやく減少傾向となって緊急事態宣言が解除されました。徐々にではありますが、経済の回復に向けて動き出しているように思われます。ワクチン接種に対する一定の効果の表れであると推測しており、群馬県の感染者も低水準を維持しております。

本村では、これまで若い方にも接種を進めてまいりましたが、現在までの接種状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、11月28日現在のワクチンの接種率について申し上げます。

まず、12歳以上の方が今、全員対象となっておりますが、12歳以上全体で1回目の接種を終えた方が88.5%、2回目の接種を終えた方が87.4%となっております。

年代別に内訳を申し上げますと、65歳以上の1回目の接種率は95.9%、2回目接種を済んだ方は95.5%でございます。12歳から64歳までの接種率ですが、1回目の接種率が85.5%、2回目の接種率は84%となっております。

年代別に見ましても、10代で75.4%、20代で83.4%の方が2回目接種を受けて、終えている状況であります。そのため、現在は集団接種は一旦終了しております。

医療機関で実施している個別接種は、渋川北群馬郡管内の一部の医療機関で接種を実施していただいております。そのため、現在でも1回目及び2回目の接種は可能でございます。医療機関につきましては、ホームページやしんとう広報で周知をしております。

また、新たに12歳になるお子さんに対しましては、誕生月の翌月に接種券と接種できる医療機関等の情報を個別に送付をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長から、現在までの詳細な状況について説明をいただきましたが、ワクチンの効果は徐々に低下すると考えられ、国では3回目の接種について、前回の接種から8か月後を基本に自治体の裁量で6か月後でも可能とする検討など準備を進めているところであります。また、先頃、5歳から11歳までの接種も可能となり、政府から自治体に対し準備の指示が出たと報道され、その対応も重なります対応が大変になっているものと思われま

す。これは、私の考えですが、スムーズに接種を行うため、接種の順位については前回の接種順を基本に指定をして、都合の悪い方だけを調整するというような考え方がよろしいかと思っております。

村は、接種の時期や順位等について、今後どのような対応をしていく予定なのか伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現時点では、議員がおっしゃったように18歳以上の方で2回目接種から8か月以上経過した方から3回目の接種ができるよう準備を進めております。

11月26日に、今年の3月と4月で2回目終了した方、主に医療従事者の方になりますが、この方々に接種券付予診票等を送付をいたしました。今後は、順次送付していく予定になります。

接種場所等につきましては、医療機関で受ける個別接種と村で実施する集団接種の予定となりますが、詳細につきましては渋川地区医師会及び渋川市、吉岡町と検討をしております。住民の方が混乱しないよう、検討してまいります。

また、5歳以上11歳以下の方につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、小児の感染状況、諸外国の対応状況及び小児に対するワクチンの有効性、安全性を整理した上で引き続き議論をされているところですが、今後、小児への接種を行うこととされた場合には、速やかに接種を開始することができるよう、接種体制の検討と関係機関との接種体制確保の協議を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 今後の対応について説明をいただきましたが、接種に当たっては当初のような申込時の負担と混乱を招かずスムーズな接種ができるよう計画を立て、村民をコロナから守るためにご尽力をいただきたいと思います。

次に、感染の減少に伴い経済の活性化が求められます。本村では、活性化に向けて今年度もプレミアム付商品券の販売をいたしました。プレミアム付商品券の現在の状況について、担当課長にお願

いします。

また、経済回復に向けて今後どのような対策を講じていくのか、村長の考えを伺います。

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、初めに現在、行っておりますプレミアム商品券の利用状況についてご回答いたします。

10月末までがプレミアム商品券の購入期間となっており、対象は令和3年6月30日現在の村の住民基本台帳に登録されておる方が対象となっており、世帯主宛てに送付をさせていただきました。

なお、購入期間につきましては、9月1日より10月29日までを販売期間として、81.96%の購入率となっております。

また、商品券のご利用できる期間につきましては、販売と同時に利用できるようになっており、終了は12月31日までとなっております。

なお、直近での利用率となりますが、11月19日現在で75.77%となっております。今後、商品券の利用期間については再度、広報や回覧等により周知を図り、商品券の使用漏れがないよう行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほどの生方議員からのご質問でございますけれども、今後のことについてということでございました。

コロナウイルス感染拡大防止を行いながら、村の各種行事、あるいはイベントなどによる人流を促すこと、県内外への観光や産業のPR、イベントの参加、情報提供などを行いまして榛東村に興味を持ってもらい、多くの方が来村し、そこで経済活動、経済効果が生ずるようなことをできないか、短期的な施策や長期的な施策を考えていきたいというように考えております。

国においても、今後、経済対策を柱とする補正予算が組まれる等の情報もあることから、それらの情報を十分活用できるような施策を検討していき、議会の方々にも協力いただき、各方面と相談しながらこれから取り組んでいきたいというように思っております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま村長より国の予算等も活用しながら榛東村の活性化に取り組むと答弁をいただきましたが、村内の活性化に向けてこれまで取り組んできたことや補助金等を有効に活用し、培ってきた行政手腕を大いに発揮していただき、村民の期待に応えていただきたいというふうをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、上水道事業について3項目ほど質問をいたします。

まず、近年の漏水状況について伺います。

水道の漏水につきましては、漏水が発生した管の太さや供給している地域の状況、修理までの準備等ですぐには水は止められず、不明水の量が多くなることにもつながります。

村内では、最近、漏水が増えているように思いますが、近年の漏水の発生状況を伺います。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 生方議員のご質問に答弁いたします。

近年の上水道におけます漏水修繕工事に関し、過去3か年と比較をしましたところ、平成30年度が86件、令和元年度が94件、令和2年度が66件で平均すると年間82件が発生しております。

これに対し、今年度は10月末の時点で46件となっており、月割にいたしますとほぼ平年並みの件数ということが出来ます。

しかしながら、今度は漏水修繕の工事金額で申し上げますと、平成30年度は1,132万円。令和元年度1,036万円、令和2年度957万円となっており、年間平均では1,042万円となっております。そして、今年度は10月末の時点で647万円を支出しておりますので、月割計算で行きますと増加傾向にあるといえます。

最近では、県道や村道幹線部において通行規制や交通整理員など、着工に事前準備が必要なものが多く発生しております。不明水対策の見地からも、今後も早急に対処していく所存でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長より漏水の発生状況について説明をいただきましたが、水道管は一定の年数が経過して漏水が始まると、修理した箇所付近の近くや同じ系統の場所で次々と漏水が発生する場合があります。修理費や不明水が多くなる原因となります。

老朽管の布設替えをするには多額の費用がかかり、一気に広範囲の布設替えをするのは財政的にも無理が生じると思います。村では、老朽管の布設替えについて計画的に実施をしているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 生方議員のご質問に答弁いたします。

現在、老朽管については経過年数及び付近の漏水発生状況などを鑑みまして、毎年度施工しております。老朽管の更新については、計画的に経過年数順に行えればよいのですが、なかなか経過年数順に進めていないという現状もございます。

現在、経過年数を基本に布設管路の重要度、管種、耐震化への対応、水圧等、様々な要因を考慮し

て長期的な更新計画を検討しているところでございます。

今後も、漏水修繕を極力減らし、安全で安定した水道供給ができますよう計画的に老朽管の更新を行っていく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長より一定の基準では布設替えはなかなか難しいというような回答をいただきました。

漏水事故は、水道管そのものだけでなく道路へも悪影響を及ぼします。費用の軽減対策も含め、道路整備等に合わせ効率のよい布設替えの計画を立てて実施することも大切だと思います。

次に、スマート水道メーターの導入の検討についてですが、現在、県内のある自治体で、水道の水道量データを随時送信する機能を持つスマート水道メーターの実証実験を開始しております。携帯電話機を活用して無線で検針が可能となり、業務の省力化や効率化に期待ができるものというものでございます。大口の利用者や住宅の点在している地域等、検針が難しい場所など、検針やデータ管理に効果があると思われま。

村では、このような機能の導入について検討する考えはないでしょうか。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 生方議員のご質問に答弁させていただきます。

スマート水道メーターとは、先ほども生方議員からお話しありましたとおり水道の使用量を一定間隔で計測し、随時使用量データを送信する機能を持つ水道メーターのことで、現在、県内自治体においても実証実験がなされていると聞いております。

また、導入先としては、例えば大口使用者や水道メーターを検針する際に飛び地にあるとか、大雪などで毎月の検針が困難な箇所などで導入が検討されているそうです。また、特に大口使用者に関しては、時間帯や地域ごとの使用状況を把握し、配水の最適化などに役立てていきたいという目的もあるそうです。

本村では、現在、検針員さん5名による目視による水道メーター検針を行っており、検針の位置が困難であるといった箇所はございませんが、今後、こういった箇所が発生したときにはスマート水道メーターの設置も検討しなければならないと思っております。

なお、毎月の検針員さんによる目視検針により、使用者が知らなかった水道メーター周辺部の漏水を早期に発見できたなどといった副次的効果もありましたこともご報告させていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長のほうからそのような説明がありましたけれども、本当にそのとおりでございますけれども、私自身、このスマート水道メーターというんですか、これについて反対でも何でもございませぬけれども、ただ村のほうでも5人の検針員さんが各家庭を回ってやっている。これは、私自身は検針だけじゃなくその家庭の状況というんですか、外部から見たりいろいろした話を聞くと、というようなことができることで、私は本当にいい検針員さんがやってくれているなと思っております。

例えば、独居老人の家庭とかそういうところに行ったときには、一応声をかけたりいろいろしてもらっております。こういうことも、検針メーターの状況をやることによって、それがどんくらい保てるかどうかということをよく考えなきゃいけない、そういうことを私個人も思っておりますので、それらを含めて検討しているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長と村長に布設替えの計画や将来に向けての管理方法の考え方について答弁をいただきました。

省力化だけでなく、人によっての見極めというようなことも非常に大事であるということでございまして、私もそのとおりに感じております。

スマート水道メーターの導入につきましては、将来に向けて検討してみる価値はあると思います。漏水の早期発見や不明水の解消にもつながる可能性が期待できます。検討に当たっては、先ほども村長から話がありました雇用の関係や費用対効果も含めて検討していただければというふうに思います。

3つ目の質問でございますが、高齢化に伴い増加している交通弱者対策について伺います。

少子高齢化により徐々に人口が減少しておりますが、高齢者が増えるとともに交通弱者も増えてきていると思います。このようなことを踏まえ、村では交通弱者の方がどのくらいいるのか把握しているでしょうか。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、村の公共交通についてでございますが、平成26年に行いました村民アンケートにおきましても、公共交通機関の便利さに対する満足度が低かったこと、それから昨年行いましたアンケートにおきましても通院や買い物のための移手段、移動の支援、これが一番要望が多かったことなど村民の多く、特に高齢者にとって公共交通についての要望が強いことは認識しております。

昨年度も、議員からの質問に、この課題は十分認識しているところでございますが、交通手段も多く、また有償無償によるエリア、事業主の法的規制など検討、確認事項も多岐にわたり、具体的な方

策が見いだせていない、その旨答えさせていただきました。

連日のように、高齢ドライバーによります交通事故、それから逆走などが報道されております。心配になり、免許返納をされる方も多くいらっしゃる状況でございます。詳しい人数等は把握しておりませんが、この交通弱者にとっての移動手段の確保、これにつきましては課題ということは十分承知しております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 過去のアンケートで、実施要望があるということは把握しているということでございます。

最近、高齢者がアクセルとブレーキペダルを踏み違えるなど操作ミスで引き起こす事故が多発しており、痛ましい人身事故も増えております。このような事故を防ぐため、運転免許証の返納が加速していると思われませんが、返納状況と返納者に対して村はどのような対応をしているのか伺います。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 初めに、自動車運転免許証返納者の状況でございますが、警察で年代別の統計を取り始めたのは平成28年からでございます。平成27年以前についても自主返納者の数というのはあるんですけれども、それが年代別ではないということで、今、お尋ねいただいたのが高齢者ということでございますので、平成28年以降の自主返納の件数、村内に居住をする65歳以上の方の返納の件数を申し上げたいと思います。全て暦年でございます。1月から12月ということでございますけれども、平成28年は11件、平成29年が48件、平成30年が67件、令和元年が71件、昨年、令和2年が47件、本年10月末現在でございますけれども、36件でございます。

村では、平成29年度から高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安を持つ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するために助成金を交付するという制度を設けてございます。

こちらの実績、こちらの制度の概要でございますけれども、平成29年4月の制度創設時点から令和元年9月までにつきましては、助成金1万円を交付するというものでございましたが、令和元年10月から拡充をいたしまして、助成金1万円のほか敬老バスカード、これは1万7,400円ご利用いただける回数券のようなものですけれども、そういったもの。それと、福祉タクシー券、こちらにつきましては1万5,000円分利用いただけると、この2つを追加をいたしまして、申請者の希望に応じていずれか1つを選択していただいているということでございます。

実績でございますけれども、平成29年度は64件、平成30年度は58件、令和元年度は65件、令和2年度は38件の申請をいただき、全て交付を行っているところでございます。また、本年度でございますけれども、昨日までで26件ございました。

平成29年度から、今申し上げました本年度昨日までの累計でございますけれども、251件という状況でございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、課長のほうから返納者の対応について回答をいただきましたが、交通弱者の皆様は、ふだんの生活に必要な買物等にも苦慮している方がおります。

十数年前に、デマンドバス等の実証実験をした経緯がありましたが、そのときは効果がなかったようで、その辺を踏まえて現在はタクシー券やバスカードによってその利用などの対応をしているということでございます。

専用の車両を導入するということにつきましては、多額の費用が生じる可能性があります。利用者の把握や費用対効果、こういうものを検討する必要もあると思います。

そこで、近年増えてきております介護や福祉施設との連携をして、施設の車両が空いている時間帯を活用する検討をしてみたいかと思いますが、村の考え方を伺います。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 以前、ある社会福祉法人から今、議員がおっしゃったような内容について検討してみたいという話でしたが、しかし従事者の配置等ができませんで、実現できなかったという経緯がございます。

人員の配置だけでなく、事故が起きた場合の補償の関係や送迎の時間の制限など課題は多いと認識しております。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長の説明では、以前にも検討を考えた時期もあったということですが、課題が多く実現にはハードルも高く、すぐには無理なようであります。

交通弱者の中には、買い物に行く手段がなく不自由な生活をしている方もおります。ある地域では、移動販売の受入れを検討しておりますが、このようなことも含め村はどのように考えているか伺います。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） それでは、お答えさせていただきます。

本村では、平成25年度に榛東村商工会が中心となってしんとう便利電話帳を作成し、村内の各戸へ配布いたしました。その後、昨年度のコロナウイルス感染症拡大防止により外出などが制限される事態となり、便利帳の見直しを行い、情報等を改定し、便利帳を新たに商工会のホームページ等に掲載

することなどを行い、村内の利用者の方へ情報発信を行っております。

便利電話帳には、村内の小売店や飲食店での配達やデリバリーの有無などのほか、掲載されている事業者の方がリフォームや改修修理など訪問相談なども可能といった情報が掲載されております。こちらのほうを活用いただければと考えております。

また、ご質問の移動販売の導入につきましては、商工会等と相談するなどし、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 課長より、現在の取組、また今後の検討について説明をいただきましたが、多くの皆さんが心配している問題でもあります。高齢者が安心して生活必需品や買物等ができるよう、将来に向けて検討をいただきたいと思っております。

最後の質問になりますが、選挙対策について幾つか質問をいたします。

現在、私自身も大変お世話になっております選挙ですが、10月末には衆議院選挙が執行されました。

村内には、5か所の当日投票所がありますが、各投票区域の設定範囲はどのような基準で定めているのか。また、その理由を説明願います。

○議長（小山久利君） 清村選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） お尋ねの村内の投票区でございますけれども、ご承知のとおり5つ投票区が分かれてございます。

この設定については、基本的な考え方としましては、これがこの区割りを行った時点での行政区ですか、第1投票所が長岡ですけれども、それが1区から3区というようなことで第5投票所までの割り振りがなされているわけですが、基本的には第1投票区が長岡、第2投票区が山子田、そして第3と第5が新井が2か所あるということで、基本的には第3投票所が8区、9区、10区、12区と、第5投票所が10区、11区、20区、21区というようなことなんですけれども、そして第4投票所、投票区につきましては広馬場全地区というような分かれ方で、大字で見ますと一部別の大字が入っているというところもあるんですけれども、第1に山子田地区が入っているというようなこともあるんですけれども、それは2区であるということからセットになっているんですけれども、新井地区だけが2か所に分かれているということでございます。

10区については、もともと第3投票所だったんですけれども、投票区だったんですけれども、高渋バイパスができたということから平成28年4月に見直しを行いまして、一部第5投票区に10区の一部を移し替えたというようなことでございます。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 現在の投票所区域の設定について説明いただきましたが、今の投票区域の設定では、投票所が歩いて行けるすぐそばにあっても他の投票区域となっているため、遠くの指定をされた投票所まで車で行かなくてはならない状況にあります。不都合に感じている村民が多くいるように思います。誰もが、近場の投票所で投票できるようにはできないでしょうか。

○議長（小山久利君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 今、お尋ねいただいたことは、直接私どものほうにもそういったお声をいただいております。

現在、選挙執行日当日の投票について、5つあります各投票所において各投票区の紙ベースの選挙人名簿抄本によって投票状況を管理しているというような状況ございます。

先ほど申し上げた区割りについても、ベースがその行政区、もともとの行政区ということでありまして、これをその投票所近隣だからという理由で投票区をまた設定するというのも、かなり作業的にもちょっと困難であるというようなところがございます。

この次もお尋ねいただくのかもしれませんが、投票区以外の投票所においては選挙人名簿との対照が行えないということがございますので、すぐそこのある投票所を通り越して車でちょっと遠いところに行っていたといたう状況を変えることは、ちょっと簡単ではないといいましょうか、非常に困難であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） ただいま、書記長より現在のところ対応は難しいとの答弁でございましたけれども、デジタル化や情報システムが進んでいる今日ですから、近い将来、有権者それぞれが近場の投票所で投票できる時期が来るとは思います。今後の見通しについて、分かる範囲でお願いしたいと思えます。

○議長（小山久利君） 選挙管理委員会書記長。

〔選挙管理委員会書記長 清村昌一君発言〕

○選挙管理委員会書記長（清村昌一君） 今、お尋ねいただいております、有権者が自宅から近い投票所で投票できるという仕組みといたしましては、公職選挙法で定めている共通投票所というのがあります。どなたでもその、例えば全市、全町、全村、どなたでもそこに行って投票できますよというのが共通投票所でございますけれども、そういったものを設置するというのが、設置できるという規定が公職選挙法上、用意されているということなんですけれども、共通投票所につきましては、居住する地域に基づいて指定されている投票区の投票所とは別に設けられて、榛東村でいえば村内に居住する有権者であれば誰でも投票できるというものでございます。

そういったものを設置できれば、最寄りの投票所に行って投票していただくということは可能になるんですけども、その共通投票所を設置する際に当然考慮すべきものとして、投票区の投票所で投票した有権者が共通投票所でまた再び投票できてしまうと、そういったことは防がなきゃいけないと、そういう措置を講じた上で共通投票所を設置するんですよということが公職選挙法上でも当然規定されているということでございます。

この共通投票所を設置するというためには、今、お話のあったデジタル化というんでしょうか、通信回線を利用した投票管理システムの構築が必要になってまいります。そういったシステムを構築するための費用について若干の課題ございますけれども、共通投票所を設置することにつきましては、有権者の利便性向上に資するというものであるということとは十分認識をしております。

引き続き、先進自治体の情報収集を行っていきたいというふうに考えてございますが、現時点でいつからというふうな具体的なスケジュールを申し上げる段階にはまだないということで、よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 毎年のように行われる選挙の投票所関係についてお聞きしましたが、近年は村内の身近な選挙であっても投票率は低下しております。これは、投票所だけの問題ではありませんが、近場の投票所で投票できることによって投票率アップにつなげる一つの手段にはなると思います。早期の改善を期待するところでございます。

緊急事態宣言が解除され、少し以前のような生活に戻れる兆しが見えてきたように感じますが、マスク生活はまだまだ続くものと思われまます。来年も、新型コロナに対応した行政運営が続くものと思われまます。迎える年は寅年でありますので、力強くコロナと戦い、経済の回復や安定した生活に近づくことを期待したいと思います。

今年も、多くの皆様にご協力をいただきながら議会活動ができたことに感謝申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ご協力大変ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、6番生方勇二議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時50分いたします。

午前10時24分休憩

午前10時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

4番波多野佐和子議員。

〔4番 波多野佐和子君登壇〕

○4番（波多野佐和子君） では、先立ちまして、皆様も今朝の新聞でご覧になったと思いますけれども、私ども、私たちどもの先輩であります小林肇さんがお亡くなりになりました。彼は本当に優しく思いやりのある頼れる兄貴的な存在でございました。彼の教えを守り、私はこれからの議員生活一生懸命頑張りたいと思います。ご冥福をお祈りいたします。

では、今回、2回目の質問をさせていただきます。

まずは、この数か月でなじみのある地名が特別委員会等でたびたび耳にいたします。上野原と八州高原、村有林の中の一部でございます。役場勤務35年の中、25年を林業に携わってきた父、鎌田忠治の書いた村有林物語の一文を朗読いたします。

未来永劫を信じるとき、村有林は大きな働きと役割を果たされており、鉄、石炭、石油類と異なり尽きざる資源としてなお多くの可能性を秘めているものと考えます。村民福祉の基盤として、村有林がいつまでも健在であってほしいと願っているとつづっております。

村有林は村民のもので、榛東村の財産です。その名を汚すことなく次世代に美しい姿でバトンを渡すのが、私たちの務めと信じております。

では、自席に戻り、一般質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） それでは、1番、交通弱者に対する救済措置でございます。

以前、巡回型デマンドタクシーを運行しましたが、私が考えるに、高齢者は停留所まで歩いて行けないのです。やはりドア・ツー・ドアでなければ便利に使えないのが現実です。暑さ寒さの中、椅子も屋根もないところで待つことは極めて困難です。

そこで、企業とコラボレーションした明和町のチョイソコめいわや孀恋村のチョイソコつまごいの予約制乗合タクシーの事業、実験的ではありますが導入、または社会福祉協議会と連携して移送サービスの考えはありますか。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほど、生方議員のご質問にもお答えしたところなんです、村で考える交通弱者に対する移動手段、これにつきましては候補となる交通手段が多数ございます。デマンドタクシー、デマンドバス、それから議員おっしゃるようなドア・ツー・ドアのバス、そのような方向で役場のほうの方向性が決まりましたら、各事業者、交通事業者と相談、それから依頼等々を行っていきたく、そのように考えております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） また、一つの考えとしまして、先日、自動車免許を返納した私の床屋の

お客様が三輪の電動自転車に乗ってこられました。それを見て、年齢にかかわらず電動自転車のリースとか車に頼らない移動手段の方法を模索する考え等はございますでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 車、自家用車、これに頼らない移動手段ということでございますが、議員がおっしゃられる電動アシスト自転車、これは運動能力がちょっと心配になったということで免許返納をされた方が果たして利用されるかどうか。それから、一方で免許返納前の方にとりましては、やはり便利な自動車を使うようなことになると考えております。

また、免許返納、これを見据えて、見据えている方、この方々につきましては、自信もあるというところで自主的に電動アシスト自転車等々を準備されているのかなど、そういうことも考えられると思います。

ただ、平たんな地形でございましたら電動自転車、これらの移動も推奨したいところではございますが、榛東村の地形上、下り坂なども多く握力、これがしっかりしていないと大事故にもつながってしまいます。これらでどのくらいの利用者が見込めるかどうか、そのようなことを考えているところでございます。公共交通、それから移動手段、これを求めている方々の多くは自転車、アシスト自転車などにも乗ることができず自動車の移動を求めているものと、そのように考えております。

現在、移動手段に困っている、それから役場のこの検討に時間がかかっていると、そうおっしゃられていることは重々承知はしておりますが、まずは自動車での移動、これの検討を行っていきたいと、このように考えております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） いずれにしても、子どもに夢を、村民に福祉と安心をとらたててありますように、安心して自動車運転免許証が返納できるようにすべきと考えます。

続きまして、通学路危険箇所対策についてです。

私が、山子田や八之海道の交差点で見守りをやっている際、通学の自転車が非常に危険だと思いました。県道ではありますが、村の認識はどうでしょうか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 自転車につきましては、車両ということで道路交通法でそういう規定がもともとあったわけですが、歩道を走っても何となくいいというようなムードもあったんですけども、それが自転車は車道ですよということが数年前でしょうか、から全国的には徹底がされているということがございまして、今、お話しがあった県道高崎安中渋川線だと思っておりますけれども、こちらも非常に道幅が狭いということございまして、朝その通学時間というのは当然通勤時間と重なり

ますので、通行量も一定程度ある。そこで自転車で通学するというので、なかなか具体的に解決はできないんですけれども、現状、危険な形であるというふうには認識をしております。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） では、議員さん、通学路ということでもございましたので、教育委員会事務局からお伝えいたします。

教育委員会事務局では、5、6月に実施された小・中学校の通学路点検の結果から指摘された村内の危険箇所23か所について、その詳細な現地確認を8月に実施いたしました。そして、まずは教育委員会事務局内でそれぞれの危険箇所の危険性や危険性を取り除く方策を検討した上で、9月10日に渋川警察署、渋川土木事務所、また村の総務課、建設課等の各担当者が集まりまして、合同点検及び対策案について協議したところでございます。合同点検の協議で得られました具体的な方策については、県また警察等の関係機関に依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） また、10月30日の新聞によりますと、通学時に巻き込まれた自転車事故件数が、全国中群馬県は中学生ワースト2、高校生は7年連続でワースト1だということではありませんか。そして、自転車事故の致命傷の6割が頭のけがだとあります。

そこで、ヘルメットの重要性が問われるところであります。次代を担う子どもたちのため、着用を推奨するためにも、ヘルメット購入の際の費用の助成の考えはありますか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 群馬県で交通安全条例、県条例で群馬県交通安全条例というのがございます。こちらが令和2年に改正をされまして、本年4月1日から自転車利用者につきましては乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないということで、ヘルメットの着用が努力義務化されてございます。また、併せて未成年者の保護者に対しましても、未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないと、保護者に対しても努力義務化が本年4月1日から課せられているというところでございます。

こちら、県条例改正、本年4月1日からの施行に合わせて、県もいろいろチラシですとかポスターをつくって啓発をしているところでございますけれども、村においてもその情報を村広報紙等に掲載する等によって啓発活動に努めているというところでございます。

そして、お尋ねのヘルメット購入の際の助成ということでございますけれども、ただいま申し上げましたとおり全ての県民について努力義務化がされているというところでございます。基本的には、そ

の努力義務に従っていただくように啓発をしてみたいというふうに考えてございます。

ヘルメットの購入価格につきまして、安いものというんですか、価格が低いものと2,000円台からあると、高額なものはもちろん相当高額なんでしょうけれども、そういった購入費の一部について補助を行うということについては現時点では考えてございませんが、他市町村の動向等については情報収集は行ってみたいというふうに考えてございます。

また、自転車側に起因する事故というものも多く発生しているものと承知しております。従いまして、これまでも継続して行ってきましたけれども、警察あるいは村の交通指導員、交通安全協会、そういった関係機関と連携をして、特に小・中学生、あるいは高校生に対して交通安全教育を継続して実施してみたいというふうに考えてございます。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、通学用のヘルメットということでご質問にご回答させていただきます。

教育委員会事務局では、現在のところ通学用ヘルメットの代金に対する助成ということについては考えてございません。

ただ、経済的な困難さを抱えるご家庭については、通学用ヘルメットの購入代金等の一部を補助する目的で通学用品費を含んだ就学援助金を支給してございます。ぜひその活用を図っていただければと思っております。

今後も、交通事故は子どもたちの命を奪う大変な事故につながります。十分ないような指導を学校のほうでしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 八街市の事故を受けて、政府は区内の危険箇所を報告せよとあつたと思いますが、県道、村道関係なく、榛東村の子どもは榛東村で守らなくてはなりません。いずれにせよ、危険回避を最優先に考え、村の子どもたちを守るために県道整備を根気よく訴えるべきだと思います。

次は、防災史跡デ・レイケ堰堤の整備と保存についてです。以前に、私の主人波多野宏美や川田元議員が取り上げた事項であります。

議会だより94号、一般質問の教育委員会の答えでは、デ・レイケ堰堤は村の価値ある文化財の一つと考えている。防災教育や社会科の学習において授業で有効活用を図りたいとありましたが、現在はどうなっているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 阿佐見教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） デ・レイケ堰堤について、学校で教材として活用をしているかどうかというご質問でございます。

現在、デ・レイケ堰堤についての教材と、こういう形ではございません。ただ、今後の検討材料の一つとして資料を提供していくということであれば、3つの方法が考えられると思います。

1つは、榛東村教育委員会が作成しております3年生、小学校の3年生、4年生が教科書のほかに副読本として私たちの榛東村と、こういうものがございます。主に教科書も使うんですけども、圧倒的にこの私たちの榛東村という副読本を使っております、現在。この中身につきましては、榛東村の地理であるとか産業であるとか文化財であるとか、これが2年間かけてカラー写真を基に、あるいは現地に行って子どもたちが学習をし、榛東村をより理解、深く理解していくというものでございます。この中に、デ・レイケ堰堤の資料ということでいろいろこちらを用意してございますので、それを入れ込むことは可能。

2つ目として、5年生、小学校5年生の社会科の単元に風水害への取組と、こういう単元ございます。この中で、デ・レイケ堰堤を同じく資料提供として入れ込むことも可能であると。

それから、3つ目は、小学校の3年生から中学校の3年生の中に総合的な学習の時間というのが組まれております。これにつきましては、子どもたち一人一人が、あるいはグループでいろんな課題を見つけて、そして調べ、まとめ、情報を共有していくと。そういう中で、例えばその風水害、地域の文化財というものが出てきた場合にも、その資料は提供できるかなというふうに考えております。

このことにつきましては、各学校と意見交換を行い、そして実現可能かどうかを検討して慎重にすすめたいと考えております。

今、検討中ということでございますけれども、村内にある貴重な文化財、そして水害との戦いに力を注いだ先人の努力も伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） ぜひ、学校においてデ・レイケ堰堤を教材にさせていただきたいと思いません。

また、それが形になるときに、実際その場所に行って子どもたちに見学していただく、してもらいますね、そういった場合、生徒の安全確保のために、やはり夏場はもう草がもう相当はびこっていてとても危険です。そういった場合、やはり手入れをしないとならないというところがございます。

その時期に合わせて、村としてやはり協力してみるという考えはありますでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） まず、現地見学の手続ということでございますけれども、これにつつま

しては学校から教育委員会に、学校外に行くわけですから校外の授業届、学習届を提出しなければならない。教育委員会では、それを精査して承認ということであれば、まず実施できる。そして、そういう場合につきましては、届けにも具体的に実施日時であるとか日程、参加人数、それから先ほど来ております安全対策、これについて記載があるということは当然のことでございます。

あと、これは校外に出る場合はほかの学校行事もそうですけれども、必ず担当の教員、引率学年が下見をします。それをしっかりと自分の目で見て引率の職員とその情報を共有して当日を迎えるということでございます。

ただし、ここは渋川土木事務所が管理しているということもでございます。それから、駐屯地内に、演習場付近のものもありますね。ということで、あとは鳥獣も出没するというので慎重に考えていかなければならない部分もあるんだろうかと、普通の社会科見学よりはちょっと安全面ではいろいろ配慮する面が多いだろうと。

あと、環境整備については、現在のところは榛東山麓のデ・レイケ堰堤を守る会と、こういう団体がございますけれども、その団体が非常にボランティアで草を刈ったりとか、そういう状況は私も知っております。ただ、それが村と一緒にできるかどうかというのは、また別の問題になるかなと。渋川土木事務所が管理しているという面もありますので、その辺との連携を取らなくちゃならないと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 渋川土木事務所が管理しているという話で、またそこら辺、私は、私の認識では八幡川、何ですか、産業道路から下の八幡川が渋川土木事務所の域で、その上は榛東村というふうな私の認識が間違っていたら申し訳ございませんが、恐らくそれより上というのは榛東村が管理するのではないかなというふうに少し思っております。その辺も含めてちょっと考えていただきまして、次に、約140年を経て今なお治水の仕事をして、今までも、そしてこれからは私たちの生活を守ってくれている、東日本で唯一榛東山麓のここだけしかない防災施設、史跡デ・レイケ堰堤を見直すときが来たと思われ、地域を知ることでも郷土愛にもつながりますし、徳島の美馬市のように観光の一つになるかもしれません。

また、深く知ってもらうためにも、先ほど教育長が申しましたところの地域ボランティア、その方々とまた協力してもらって、それも子どもたちにとっては新鮮でよい刺激になると思います。

私の子どもたちの遊び場が、私は12区であの辺で遊んでおりました。どんなふうに授業で使われるかが楽しみです。これからも、村の対応を見守りたいと思います。

続きまして、野良猫対策についてです。

野良猫に頭を痛めている自治体も少なくないと思われ。現在の村の野良猫対策はどうなってお

りますでしょうか。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員からの、野良猫の対策についてというご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、村では、相談をいただいた場合の対応としまして、第一にその被害の発生源である猫が飼い猫なのか飼い主のいない猫なのかをまず確認をしています。それにより、群馬県が作成しました飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドラインを参考に、実際の飼い主の方や連絡をいただいた方に対して助言や指導を行っています。

また、群馬県では、野良猫による環境悪化や公衆衛生被害に困っている方、地域の方々に対して地域猫活動という取組を進めていますので、ご紹介させていただきます。

この地域猫活動とは、野良猫が生息している地域の住民の方々を中心となり、野良猫の餌やりやトイレの世話、猫の不妊去勢手術などを実施をするものです。野良猫といえども、捕まえて処分することはできませんので、繁殖を制限しながら地域住民で見守り、野良猫による被害を減少させることを目的としたものでございます。

なお、この地域猫活動により行われた猫の不妊去勢手術の費用につきましては、県から全額が補助されるというものです。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 国でも県でも地域でも、それなりにいい策を練っているかと思われま。そういったことを住民により多く知ってもらいたいと思います。

多く知ってもらいたい情報だと思いますが、なかなか根づかないものが現在なのかなというところもございませう。

続きまして、先日、子猫が入った段ボール箱が庭先に置いてあったと聞きました。本来、癒しの対象になるべき猫が厄介者扱いされたり、ましては殺処分されるのは本当に悲しいことです。段ボールを置いた人、見つけた人、対処した人の心の負担をなくすためにも、まずはむやみに増やさないことだと思います。

また、保護猫として迎え入れやすくするように、猫の去勢避妊手術費用の補助をする考えは、村としてありますでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議員からの、猫の去勢不妊手術に対する助成の考えということで

質問いただきましたので、答弁させていただきます。

村民向けのアンケート、統計を取ったわけではございませんが、実際に猫を飼っていらっしゃるほとんどの方は適正に飼養されており、猫、飼い猫が繁殖しないように屋外に飼い猫を出さないことや、自己負担により不妊去勢手術を実施されているという状況が見受けられます。

こうした状況からすると、飼い猫に対する手術費用の補助金を新設したとしても、飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の削減対策としては直接的な効果がないというふうに思われます。

このため、現在のところでは猫の不妊去勢手術に対する補助金を新設する予定はありませんけれども、引き続き他市町村の情報収集、それから補助金設置の効果などについて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） このままだと、今までもそうかもしれませんが、人間関係にまで影響するかもしれない問題です。村民が心穏やかに生活できるように、早めの取組を願うところです。

次に、マスメディアに対する積極的な広報についてです。

広報委員になり、よい施策がたくさん行われていることを知りました。それをより多くの人に知ってもらいたいのです。

私も、商売をしていて、プレミアム付商品券で新規のお客様ができました。本当にありがたいです。先日の新聞では、おいしい給食の感謝の気持ちが掲載されており、給食センターの関係者の励みになったと思います。また、榛東づくしの給食など、面白い話題だと思います。

取り上げられることにより、村民の士気高揚にもつながりますし、移住促進にも効果的だと思います。職員の大きな負担にならぬよう榛東村の魅力を発信する、そのことをどう考えているか、担当課長並びに村長にお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） まずその前に、先ほど猫の問題がありましたよね。私のうちも、箱に入ったような捨て猫がおりました。今、飼っております。娘から相談されました。これを去勢したいと、去勢するんだと。それで、私もそれを調べさせていただきました。補助金があるのかなと。なかったですね。

今の問題についても、いろいろみんなと相談しながらこれやっていくほうが、猫のためにもいいのかなというふうに思っておりますので、私、実感として、実際としてまた検討させてもらうということを追加して答弁にさせていただきますけれども、変な道に行ってしまったんですけれども、先ほどの今、波多野議員からマスメディアに対する積極的な広報ということがありました。

質問のとおり、マスメディアに対するものも含めて、情報発信は大変重要であると私も認識しております。これまでも、必要に応じてマスメディアに対して各所属それぞれ情報発信を行ってきているというようには考えておりますけれども、そういう中で直近の例としてワクチンの接種会場へのタクシー券の交付事業、支え合いマップづくりなどについて村から情報提供により新聞社とテレビ局の取材を受けて、情報提供をさせてもらったりしておるのが現状でございます。

村が情報を発信するツールとして、広報紙、ホームページ、安全・安心メール、防災行政無線、回覧板等がありますけれども、本年10月1日からは群馬テレビのデータ放送により村からの情報を随時提供して、これを村のほうとしても地元テレビとして群馬テレビを利用しているということも現状でございます。

これらのツールの中で、即時性、正確性、情報量の多さ等の観点から、ホームページが大変有効であるというようなことも考えております。

さらに、明日の12月1日から新しいホームページを公開する予定でおります。新しいホームページは、CMS、コンテンツマネジメントシステム、そういうようなシステム導入を図りました。これによりまして、各所属において職員が容易に簡易に更新することができるように考えております。

また、報道機関への情報提供を行う際の報道提供資料、いわゆるプレスリリースですか、その共通のフォーマットを作成いたしまして、報道提供する際の方法について職員に周知をしているところでございます。これを最大限活用しまして、これまで以上に情報発信、情報提供を行ってまいりたいというように考えております。

村としても、私自身もそのようなことは大分遅れていたなというようなことを思っております。しかし、個人的なことで私はやっては困ると、村としての方針を決めてそれをやるということが一番大切じゃないかなというようにそれも思っておりますので、その辺も報道各社、今日、報道の人もおりますけれども、個人的なことでやってもらっては困るといことも私自身は言いたいと思っております。

○議長（小山久利君） 4番。

〔4番 波多野佐和子君発言〕

○4番（波多野佐和子君） 村長の本当に前向きな、これまで以上に情報発信をしていくというお話で、恐らく村民は榛東という文字を見るたびに榛東村が出たと関心を持つと思いますし、話題にもなると思います。

確かに、ホームページ等もいろいろありますけれども、新聞離れの時代と言われてはいますが、千葉県に住む私のいとは群馬の地方紙をネットで読んだり情報収集をしております。ホームページも見ているようです。離れていても、ふるさとの話題が気になるようです。

私が思いますのに、榛東村は本当に生活しやすく自然もあり、最高の地だと思います。ぜひ、榛東村の文字をメディアに、これが私の願いです。

以上、私の一般質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、4番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時26分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き会議を再開します。

質問順位3番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 皆さんこんにちは。私が榛東村の地下に新幹線の駅をつくりたい、そのように言っている齊藤将史です。どうぞよろしくお願ひいたします。

実を申し上げますと、私、このような場に立つのは初めてではありません。実際25年ぶり、約25年ぶりくらい。四半世紀といったところでしょうか。いちばん最後にこのような場で話した内容と言え、私が銀行員時代のデリバリーという商品についての内容です。そのとき話を聞いていたのは同じ銀行員、そういう人たちにそのような内容のデリバリーという商品の話をしました。ざっくりと内容を説明すると、もしかしたら頭が痛くなって寝てしまう人もいられるかもしれませんが、リスクヘッジ商品、金融派生商品あるいはいろいろな呼び方がありますが、内容的には……。

〔「声が聞こえません」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） お静かに願ひます。少々しみじみと味わっています。

○議長（小山久利君） 齊藤議員、休憩とりますか。

○1番（齊藤将史君） いいえ、少々お待ちください。

皆さんお待たせしました。では、金利発生商品デリバリーについて、内容はオプションとスワップあるいはその関連したスワブションという内容です。実際には、この取引は権利の売買あるいは通貨の交換、金利の交換に関わる商品です。多くの場合、輸出入の取引業者、外貨の為替の差損をリスクヘッジするための商品として使われています。ですが、これ以上、話の内容を進めると、皆さん寝てしまいそうなので、この話はやめておきます。

ここで皆さんに質問をしたい、そのように考えております。実際に答えていただくことはありませんが、頭の中でどうぞ考えてみてください。

今、ちまたで話題になっている地球温暖化、それについての私の一つの考察というか意見ですね。ここで皆さんに質問ですが、皆さんは地球温暖化と地球寒冷化、どちらが人類にとっていいか、あるいはもっと身近に、自分自身にとって地球温暖化、地球寒冷化、どちらがいいと思うか。頭の中でどうぞ考えてみてください。

今、地球温暖化により、北極、南極の氷が溶け、海水面が上がり、人類の生息域が狭まってきている、そのように言われています。ですが、地球が生まれ何十億年がたち、その中で地球表面が暖かい時期など珍しいことではありません。実際には地球が安定期に入って、表面温度はどんどん下がり、皆さんもご存じだとは思いますが、氷河期、そのような時代が長く続くのです。実際に長く続いています。安定期に入った地球の表面は、温暖な時間よりも寒い時間のほうが長いんです。そのようなことを考えたとき、実際に人間が寒い状態の地球上で生きていけるか。それは食糧危機、あるいは温度の低下、今の地球上に生息している、生きている人類の人口を保っていけるのか。そのようなことを考えた場合、私としては、地球温暖化を止めるよりは、地球の寒冷化に対して何らかの手を打ったほうがよいのではないかというふうに考えています。

先ほども申し上げたように、氷河期と間氷期がサイクリックに地球の表面上で行われている。つまり周期、間氷期と氷河期の周期があります。そのようなときに、多くの場合、天変地異やあるいは風水害、今までは人間の対応はインフラの整備、このようなことによって対応をしてきました。ですが、地球温暖化に対しては、そのようなインフラ整備等々について、世界各国、いまだに何も言っていません。実際にはやられていることだとは思いますが、CO₂の排出を削減していく、このようなことでまとまっております。ある意味においてはまとまっています。

実際に、ですが、考えてもみてください。先日噴火をした福徳岡ノ場、あの噴火によって軽石が海水面に出、それが日本沿岸に流れ着いてきています。その軽石でさえ、人間は止めることができない、防ぐことはできない。流体力学上、空気中に漂っているCO₂を回収することなど、それもまとめて回収することなど、到底不可能です。

だからといって、私は現在のCO₂排出削減に対する批判的なことは全く思っていません。ある意味、1世紀、2世紀ぐらい前に起こった産業革命、それと似たような構造なのではないかというふうに考えています。産業革命というよりも、むしろエネルギー革命と表現したほうがいいかもしれません。

今まで化石燃料、これらを燃やすことによって、我々人類はエネルギーを得てきました。実際に、私はもともと理系で数学を専攻してきましたが、その中で、物質はどんな物質でも燃えるエネルギーを持っている、そのような理論があります。アインシュタインの、ご存じかもしれませんが、 $E=mc^2$ 、質量を持っている物質は必ずエネルギーを持っている、このようなことを示唆しています。

現在、人類は化石燃料から、あるいは放射性元素からエネルギーを得ることだけを、それだけがでるような状態になっています。ですが、実際に重金属の中からエネルギーを取り出すこと、それも可能ということなのです。ですが、それは今のところ人類にはできていない。だからといって、そこからエネルギーを取り出せと言っているわけではないです。エネルギー革命、これはクリーンエネルギーを我々人類が利用するというところにほかなりません。これによって人間が、人間の技術が発展していく。そのようなことを考えれば、地球温暖化の今の世界の動向は悪いことではない、いいことだ

というふうを考えています。話は長くなりました。

ここで、質問に移る前に、事前準備として、今年の10月13日、日経新聞の1面トップに、畜産基金支給遅れ常態化、2年以上待ち5割超、残高1,000億円という記事が載りました。これは単年度で1,000億円以上の資金が積み上がったということではありませんが、TTP対策に対する基金ということで設定されたものです。記事の内容を見ますと、支給があまりにも遅い、2年以上待たされている、そのような状況下で、その資金を断念するという畜産農家が出てきているということが記事に載っています。これは業界紙、あるいは農業従事者の方々、そういう方々はもう既に知っているかもしれません。

私はこのようなことを許せない。資金があるにもかかわらず、ある意味、日本政府の農水省の外郭団体、その農業従事者のやる気を足を引っ張っているような状況になっている。そのようなことを、決して我々末端の消費者が許していいはずはありません。農業従事者の方々が日々頑張っているにもかかわらず、そして我々一般消費者は日本の食料自給率4割弱、そのような中で海外から輸入された輸入食材、安全であるかどうか分からない輸入食材を食べさせられている。このようなことは看過できません。鉄は熱いうちに打てです。

この辺で質問に移りたいと思います。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） それでは、質問いたします。

先ほど申し上げた新聞の記事の中に、基金、補助金、助成金の支給に畜産基金支給遅れ常態化という言葉を上げましたが、榛東村の中で行われている資金拠出主体、支給主体が榛東村になっている基金、補助金、これらの支給遅れがあるのかどうか。関係全課ですが、どなたか代表の方で結構ですので、ご回答を。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 村が交付いたします補助金等におきまして、議員紹介の新聞記事のような支給までに2年以上かかっているようなものはございません。交付対象、それから交付要件等に合致していれば、仮に提出された書類に不備があり、修正をお願いし、支給までに時間がかかったとしても、何か月もかかったりすることはございません。

また、村からどこかの団体に資金を出し、補助金等を交付しているような事例もございません。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） しつこいようですが、再度内容を変えて説明します。

でしたら、支給を断念するような、そのような榛東村が拠出主体になっている、あるいは榛東村が支給主体になっている補助金はございませんね。お答えください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほども申し上げたんですが、交付対象、交付要件等に合致していれば、そういった事例はないと思います。往々にして、表現はちょっと分かりませんが、断念というか、取り下げていただく場合は、その交付対象であったり、交付要件に合致していない場合であると考えております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） では、次に、今回の報道のように、支給主体が村ではない、あるいは補助金等の支給遅延は、このような支給遅延は榛東村は把握していたのかどうか。それについて、回答を。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） このような件についてですが、事前に相談等があれば別ですが、住民の方々がどのような補助金等を申請しているかといった情報を村は持ち合わせておりません。加えまして、各種補助金等が多岐にわたる分野で交付されているものですから、交付状況等々の把握もしておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） でしたら、榛東村が主体の補助金に関して以外のものに関しては、榛東村は把握していないということになりますが、支給を得ようとしている、補助金を必要としている利用者からの榛東村への問合せ等々についてどのような対応をしているか、回答を。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） ちょっとこれも仮にのお話になってしまうかと思いますが、例えば今回のような事例が発生しまして、申請者、村民の方から役場のほうに問合せがあった場合、村のほうでは、行政相談員や国のほうの群馬行政監視行政相談センターなどを紹介するようなことになるかと考えます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 榛東村村内、あるいは近隣地域にも、法曹関係者、つまりは弁護士、司法書

士、行政書士等々たくさんおられると思いますので、書類作成等についてはそちらの方々に振っていくということも一つの手だと私は考えています。

では、次に、今後、同様の事案が発生するとも限りませんが、その場合に広域行政地域一帯となつて、国、県の外郭団体、そちらのほうの尻をたたいていく、あるいは突き上げていく、このようなことをやっていく考えがあるか。村長、回答を。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） そのような要請とか、あるいはいろいろなものに対して求められて、またそれについて補助金対象要件に入っていないけれども、いいことだからということであれば、考えれば、これについては村のほうでも考えていく必要があるかというように思います。だから、全くないとは言えませんが、いろいろなものに対して、先ほど来回答しておりますけれども、村が紹介した補助金とか、あるいは経由している申請については、村が関与している場合でなければ、いろいろ要請行動等がしないというようなことになるかと思っておりますけれども、内容を聞いたりいろいろして、村として、あるいは村民としてそれが必要であれば、それを新たに行動を起こすということもあるかと思っております。しかし、村を通さなかったり、あるいは自己でやったものについて、我々のほうも内容はよく分かりませんから、それについて行動を起こすということはちょっと無理でございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ということは、打つ手なしということになるのでしょうか。村長、回答を。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 同じ答えになるかと思っておりますけれども、条例とかそういうもので補助金等が国・県から出る内容についてであれば、それについてはもちろん村のほうでも行動するかと思っておりますけれども、そういうものがなく、また村に相談がなくそのものが出た場合には、我々の把握のしようがないと。そのために、行動は無理かと思っております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 私の一般質問の内容にもありますけれども、スケールメリットを後ろ盾にしてということで私は考えました。つまり、町村会あるいは自治体でも、同じような産業構造を持っている自治体というのが近隣地域にはあるとは思っています。そのような自治体が集まって、今回のような例えば畜産基金支給遅れがある、このようなものが把握された場合、町村会で一丸となって対応するという事は、村長、考えにありませんか。回答を。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ちょっと再三の質問の要請というんですか、これについて本当に私自身、把握していないんだか、理解していないんだか、よく分かりませんが、条例とかそういうものに基づいて国が補助金を出すとかそういうものについて、遅れたりなんかということについては、これは行動を起こすと思います。しかし、そういうものがなくて、新しくするものに対しての内容が分からないものについては、我々は行動を起こせないということを私は先ほど来から申し上げておりであります。もう条例とかそういうもので、2年も遅れている、3年も遅れているなんていうものについては、これについては村としても行動を起こさなきゃならないということを考えます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 分かりました。私が求めていた回答はそれです。つまり、現行を走っている補助金に対して支給の遅れ、そのような事案が発生した場合は、ただいま村長は対応するというふうなことを言われている。そのように今、私は理解をいたしました。

現行を走っている補助金に対して対応するのは当然であります。支給の遅れ、あるいは手続の不備等による遅れ、そのようなことが発生した場合、エンドユーザーたる末端の利用者、支給を求めている、基金を求めている利用者の皆さんからの様々な依頼あるいは相談、そのようなことに今後も榛東村として対応していただきたい、そのように私は考えています。

では、次に、伝染病発生時の情報伝達の流れについて。これは人間に対する伝染病です。

昨今、先ほども申し上げましたように、地球温暖化によって、様々な疾病、新たな疾病が発生していると言っても過言ではありません。実際に今回のコロナウイルス、インフルエンザに型は似ていますが、実際のところ、全く別もののような対応を取らざるを得ない状況になっています。

そこで、現在、毒性あるいは伝染性の今以上に強い伝染病が発生した場合、大きく国と県のどの所管から、榛東村に情報がどのような形で流れてくるのか。速報と確報というカテゴリー、2つのカテゴリーで、健康保険課長、回答を。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） まず、議員がおっしゃるような毒性というか伝染病が発生したときという情報伝達の方法ということですが、まずは国民の生命や財産に甚大な被害を及ぼすことが想定されるような伝染病であるとすれば、まず国から国民に向けて緊急メッセージが発出されると思われます。村への伝達ということですが、通常の伝染病発生時の情報伝達の流れは、国から都道府県に情報提供され、都道府県から各市町村に情報伝達がされています。厚生労働省が地方自治体に通知や事務連絡を一斉発出する共同ポータルサイトOne Publicというものが本年4月から稼働し、一部は厚生労働省から直接、村へ情報伝達される場合もありますが、現状は国からの情報を県が受け

て、県から村へ情報伝達されるということになります。現在、新型コロナウイルス感染症に関する情報も同様に提供されております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） お答えから察するに、情報は必ず国あるいは県からは流れてくると、そのように理解をいたしました。速報ですとか確報という観点からちょっと論点がずれているようには感じますが、ですが、確実に榛東村には情報が流れてくるというふうに理解できましたので、その辺についてはちょっと不問にいたします。

では、次に、村は受けた情報をどのように、どこに流すのか。どのように、どこに流すのか。これについても速報と確報という観点から、健康保険課長、回答を。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 村が受けた情報というのは、住民の皆さんに流していきます。村では、国や県が策定するガイドライン等に基づき、村民へ情報伝達をいたします。

情報伝達をする方法としましては、その情報の緊急度や内容により、しんとう安全・安心メール、防災無線、しんとう広報やホームページ、各自治会にご協力をいただき、毎戸配布や回覧などを用いて情報提供をいたします。速報であり、確報であり、このような方法を使って情報を提供いたします。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 実際に防災無線を使うということも含めて、波多野議員の先ほどの質問の中に村長が答えられた防災無線の利用ということも含まれておりますが、この防災無線の運用等々に関して、今後、弾力的に運用を考えていかなければならない。村長は以前から、個人情報に関わること、あるいは緊急性を損なうため防災無線の乱用は控えたいというようなことを言っておられた。ですが、緊急事態という観点からいえば、そのようなことを言っている場合ではありません。

そこで、これはちょっと質問の内容の中に入っていないんですが、村長に聞きます。村長にとっての緊急事態に関する見解を、ぜひ回答を。

〔「通告にない」の声あり〕

○議長（小山久利君） 齊藤議員。通告打合せがないということ……。

○1番（齊藤将史君） ではないんですが、特別にもし許されるのであれば、村長にとっての緊急事態というのはどういうことを思っているのか、どういう場合なのかというのを聞いておきたいと。回答をぜひ。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 明確な回答ができないかもしれませんが、私自身は緊急とかそういうものに対しては、特に火災とか、あるいは村民とかそういう人たちに重大な影響が出るであろうということを、まずもって緊急事態というように考えております。

特に、また齊藤議員がどうせ聞きたいのは、この中の伝染病の問題ということじゃないかと推察いたします。しかし、その内容についても、それが個人情報とか、伝染病にかかってその人が特に特定されるようなこと、そういうものに対して、私は緊急事態とはいえ、いろいろなところを通じてやる以外に、無線とかそういうもので私はすべきじゃないというように考えております。同じ緊急ではあるけれども、一番のあれは個人情報というのをよく考えなきゃいけない。それはよく考えた上で、よく注意をしていくということで私は思っております。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 村長の言われることはもっともです。個人情報の全般的なものを出せというわけではなく、ただ単純な事実、速報としての事実のみを防災無線を使って村民の皆さんに伝えていく。その部分において弾力的な運用というのは可能であるのではないかと、そのようなことを私、村長に回答を求めていたのでありますが、村長は個人情報全般のことを考えて、今、答えられたのではないのかなと私は考えています。もちろん個人単位の情報を逐一出すということはありません。村長の言ったことは当然と言えば当然です。ですが、榛東村からコロナウイルス、あるいは病原性の毒性の強い、感染性の強い伝染病が発生しました、この程度の無線を使った広報については可能なのではないかというふうに私自身は考えています。

では、すみません、質問の通告書のとおり、次に、榛東村は特に無認可施設等の公共性の高い施設、保育施設ですとか託児所等、人の集まる場所、先ほども言ったように、何度も申し上げますが、公共性の高い施設に対しても情報伝達を行っているとは思いますが、特に注力していることに関して何かあれば、そして、注力していない、伝達をあまりしていないというのであれば、今後のその対策。健康保険課長、回答を。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ただいま議員から、無認可施設ではございますが、保育園や託児所といった例を挙げられましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず初めに、無認可施設等に対する情報伝達に注力しているかのご質問につきましては、現在、本村には認可外保育園や託児所が存在していないことから、まずこれについてはお答えができません。

続いて、今後の対策についてはというご質問もありましたが、これについては、今後、認可外保育所や託児所が開設された場合には、その事業主と相談をして、村からの情報伝達の方法や、事業所から利用者への情報伝達の方法なども含めて決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） これも質問通告書の中に記載のないものなんですが、ぜひ答えていただきたい。

人の集まる施設、例えばスーパーですとか、あるいは病院、そのような施設、人が集まるような施設に対して……。

○議長（小山久利君） 齊藤議員、通告がないのは……。

○1番（齊藤将史君） 駄目。では、この内容については次回の質問に持ち越したいと思います。

実際に、何度も申し上げるようですが、防災無線の新たな運用、これについては村長にぜひ考えてもらいたい。弾力的に大胆に、村長の裁量で、俺が責任を取ってやるから、ここまでだったらやってくれと、そういう度量の大きいところを村長には見せてもらいたいと、そのように考えています。

もう時間も押してまいりましたので、私からの質問はここまでといたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、3番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで休息といたします。再開を2時5分といたします。

午後1時46休憩

午後2時5分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位4番、清水健一議員の一般質問を許可いたします。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 皆さん、こんにちは。

齊藤議員の後に非常にやりづらいんですけども、初めに、重層的支援体制整備事業、断らない相談支援について伺ってまいります。

我が国では少子高齢化、人口減少が進む中、家族の形態も多様化しています。雇用についても、経済の低成長グローバル化の流れの中で、非正規雇用が多くの割合を占めるようになるなど、変化をしています。

このような中で個人や家族が抱える問題も複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に行うダブルケア、18歳未満の子どもが家族の介護や幼い兄弟の育児などを担うヤングケアラー、認知症や寝たきりの同居人が配偶者らの死亡を周囲に伝えられず発見が遅れる同居孤独死、長年ひきこもったまま亡くなるひきこもり死、多発する虐

待など、新たな課題が次々に表面化してきています。

以降、自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 個人や家族、抱える問題も複雑化、多様化してきています。こうした課題は従来の介護、障害、生活困窮、子育てなど、制度・分野ごとにでは対応するのが難しいものも多く、そういった場合は、行政の窓口でたらい回しにされた挙句、何も解決できなかったという話も聞かれます。

そこで、社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。

そこで、社会福祉法改正の内容をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） それでは、社会福祉法の改正内容についてというご質問についてお答えをさせていただきます。細かく説明しますと、改正内容も多く、大変複雑なため、改正の趣旨を読み上げてお答えをさせていただきます。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じた内容となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 社会福祉法改正により、本村で取り組んできたことをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、取組についてというご質問でございました。

本村においては、子どもからお年寄りまで、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな生活を送れるよう、地域全体で福祉活動に取り組み、共に助け合う地域社会の実現を目指すことを基本理念として、村と村社会福祉協議会で作成した地域福祉計画、地域福祉活動計画による取組を進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 昨今、地域において支援を必要とする人が抱えている課題は1つに限らず、複数の課題を抱えている傾向にあります。このような中、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響により、福祉分野にとどまらず、医療、雇用、教育など様々な課題が複合化、複雑化しています。本村の現状をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 本村の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、相談が多様化したかという内容があったかと思いますが、新型コロナウイルスがもたらした影響はたくさんあると思っております。

住民からの相談では、生活保護や生活困窮に関する相談をはじめ、保育環境や環境衛生、各種給付金の問合せなど、住民生活課だけでも相談内容は多様化していると認識をしております。

何をしたかというご質問でございましたが、そうした相談に対して皆ができることは限りがありますが、まずは相談者の話を聞いて、そして相談者に寄り添い、回答や助言をするよう心がけてまいります。

また、各分野の影響ということでお聞き取りしておりますが、本村にありましては、小さな自治体ならではの機動力を生かしまして、各分野の担当者が連絡を密に取りながら、協働して問題の解決に取り組んでおりますので、現状の相談体制でも影響はなかったというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 地域住民が抱える課題が複雑化、複合化しております。そうした中、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業の内容をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。

重層的支援体制整備事業とは、市町村における既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業を創設するものでございます。

もう少し分かりやすく説明をいたしますと、現在は高齢者、障害者、子育て、生活困窮といった相談に住民の方が役場にいられた場合に、それぞれに担当する部署、担当者が相談を受けております。さきに議員が、たらい回しというような表現もされたかと思えます。そうした行政の縦割りをなくし

まして、一体的に支援する体制づくり、ワンストップで完結するような体制づくりを創設するための取組事業が重層的支援体制整備事業だと認識をしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 課長の説明のとおりなんですけれども、もう少し具体的に言いますと、1つ目は、包括的な相談支援で、どんな相談も最初の窓口で受け止めます。例えば介護の相談に来た親が、息子のひきこもりのことも相談してきたら、そこで65歳以上の人しか支援できないと言って断ることなく、その場でまず受け止めて必要な支援につなぐ。相談を断らない、たらい回しにしないということです。そして、福祉の分野にとどまらず、住まいや雇用、医療、教育などほかの分野の支援機関とも連携して、家族全体が抱える問題を解決していきます。ひきこもりが長期化しているなど時間がかかるような場合も、伴走型で本人に寄り添いながら粘り強く支援につなげていくことも期待されています。

2つ目は、地域につなぎ直していくための参加の支援です。仕事をしたり地域活動に参加するなど、本人に合った場で役割を見いだせるように支援します。例えば、障害者手帳を持っていないひきこもりの方が働きたい希望を持っていても、いきなり一般就労することは難しいと思われます。そこで、地域の就労支援施設で障害のある方々と一緒に作業するといったことも考えられます。本人のニーズと地域資源をうまく有効活用して、社会とのつながりを回復することが参加支援です。

そして、3つ目が地域づくりに向けた支援です。子ども食堂などに住民主導の多様な活動や居場所を増やしていきます。そのために、地域づくりに関わる住民やNPO、農業や観光など福祉以外の分野の方々とも日常的に顔の見えるネットワークをつくっていくことが想定されています。

ここで、課長にお聞きしたいんですけれども、重層的支援体制整備事業に取り組んでいる自治体はありますか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 県内の自治体を調べましたところ、県内の自治体では玉村町、みなかみ町、館林市が取り組んでおられるようです。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し、制度に人を合わせるのではなく、困り事を抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の転換を図ることが期待されています。重層的支援体制整備事業を積極的に取り組んでいく考えはあるか、お

伺いたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） この重層的支援体制整備事業、まだ始まったばかりでございます。既に県内で取り組まれている自治体におきましても、様々な方法で検討されている、準備をされているという状況を伺っております。そうした状況を、いろいろな他市町村の情報をよく収集して、村の関係課や関係団体、それから村社会福祉協議会などと協議をしながら、本村に適した事業の実施体制、支援体制づくりを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 続きまして、行政手続の押印廃止についてお聞きします。

昨年、国は、1万5,000ある行政手続のうち、99%の手続で押印を廃止できることを明らかにしました。各省庁への調査で、押印を存続の方向で検討したいと回答したのは僅か1%未満の計111種類だったそうです。また確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針が明確とされるなど、行政手続文書だけではなく、ほかの書類でも押印廃止の流れが加速しています。

そこで、お聞きします。行政手続の押印廃止について、国や県の方針をお伺いたします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今、お話ありましたとおり、国において、昨年、押印の見直しということで検討をされ、法律改正、政省令等が、今年1月からの通常国会でもそういうものが成立しているということでございます。

この法律、国の先ほど言った1万5,000というふうに議員おっしゃいましたけれども、その中に法令において地方公共団体が実施する手続についても、その法律で義務づけがなされていたというようなものがございまして、そういったものについては既に改正が完了しているという状況でございます。

国がこういったことで、ほぼ9分9厘と言うんですかね、99%以上廃止をしたということで、先ほど申し上げた法令でも地方公共団体に義務づけがあったというようなものもあるということから、昨年の12月に内閣府が地方公共団体における押印見直しマニュアルというのを作成して、全地方公共団体にそれを送ったということでございます。

このマニュアルの冒頭では、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、またデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題であるとされておきまして、特に住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体の果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されるというふうにされていたところでございます。これが昨年12月、

国から示された方針でございます。

県ということのお尋ねもありましたけれども、群馬県については、県から市町村にこうせよ、ああせよというのはございませんで、県としての取組ということで、10月から、県では申請関係で2,400件あるということだそうですが、これらについてはもう全廃するというので知事から方針が示されて、それに従って押印の廃止の取組が取られているということでございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 現在、本村において押印を必要とする行政手続文書が幾つあるかお伺いいたします。また、その理由も教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど答弁させていただきました国のそのマニュアルを受けて、本村でも本年の1月に庁内に押印見直し委員会というのを設置をいたしました。設置後、直ちに検討に着手したというところでございます。昨年度中、令和2年度においては、住民課の申請手続に係る押印義務を令和3年4月1日、本年度から原則廃止するというのを最優先して検討を行ってまいりました。

委員会において洗い出しを行ったわけですが、本村全ての部局ですね、村長部局、教育委員会等々、行政委員会含めて、条例規則、告示、訓令、要領、要項に根拠があり、押印を義務づけていた総数が1,147ございました。この1,147の中には、村長印ですとかそういったものも含めて、申請で何件というちょっと捉え方ができていないものですから、総数で申し上げておりますけれども、この全体、その庁内手続等も含めた1,147件のうち、申請等に係る、特に住民に直結する申請ですとか、そういったときに求める押印を廃止したものが433ございました。これらにつきましては、本年4月1日から廃止をしたというところでございます。

また、お尋ねにはなかったんですけど、庁内手続の95件についても昨年度いっぱい廃止ということにいたしまして、これらの総数が582件でございます。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 認印の押印については原則全廃を目標に、最終的には、村民が種々の手続に来庁する際に実印の押印を必要とするなど、特別な場合を除き印鑑を持つてくる必要がない状態を目指すべきと考えます。このことについて、お考えをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません。先ほどお聞きいただいたのに、ちょっと答えを漏らしましたけれども、残りが幾つあるんだというお尋ねもいただいております、全部局の総数で、現在660件

まで残っております。先ほど申し上げましたとおり、庁内手続等等住民申請等に係るものということで、ちょっと区分けが精緻にできていないものですから、ちょっと数を申し上げられないんですが、この660件の中の相当数は庁内手続であったり、職印、村長印であったりというようなものだとこのところでございます。

先ほど総数が昨年洗い出した中で1,147件ということで申し上げましたけれども、要領等に定めのない慣例で押印をいただいているというようなものもございまして、実はまだちょっと洗い出しが全て整理できていないというような状況にもございます。本年度も昨年度に続きまして、内閣府が作成した押印見直しマニュアルに基づきまして押印の見直しを現在も実施しているところございまして、引き続き、住民負担の軽減を図るために、押印の廃止を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

マニュアルの中で、今、お話のありました認印につきましては、本人確認の手段ではないよということが明確に示されておりますので、基本的には廃止をしていくという方向で村としても検討を進めているところでございます。

また、お尋ねにないんですが、庁内手続に関しては、庁内で使用しておりますシステムの改修等を行わないと押印廃止ができないというようなものもございまして、そういったところの経費との兼ね合いもございまして、引き続き、本年度以降も検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に、学校連絡のデジタル化についてお伺いいたします。

文部科学省は昨年10月、学校が児童・生徒の保護者と連絡を取る際はなるべくデジタルを活用するように求める通知を全国の教育委員会に向け発出しました。本村のデジタル化の現状をお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、本村では、幼稚園から小・中学校までを統一した保護者メールシステムを導入してございます。このシステムは、重要かつ緊急性の高い内容について、登録した保護者のスマートフォン等に速やかにデータを届けるもので、送信後すぐに確認していただけますよう、いわゆる学級通信や一般的なお知らせ等は送信しておりません。内容としては、新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いや、台風、積雪、落雷等による臨時休校、登下校時刻の変更等、子どもの安全安心に関わる内容が中心でございます。このシステムはアンケート機能も有しておりますので、家庭におけるICT環境の調査等活用して、教職員の業務改善も果たしているところでございます。

なお、学習予定表や学級通信等の電子データの送付、また児童・生徒の欠席などの確認を行う機能

も有してはおりますが、学習予定表や学級通信等については、子ども、保護者たちにこれまでどおり紙資料として配付する必要もございます。また、欠席連絡については、送信した方の保護者としての本人確認や、欠席の理由、また病状等を学校や園としても確かめる必要もございます。現状では、なかなか使用する状況ではないというふうに考えています。

ただ、今後もデジタル化には積極的に対応しながら、具体的な方策については、子どもや保護者にとっての必要度、また安全性等を十分に勘案して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） それでは、次の質問に移ります。

電子マネー決済システムの導入についてをお伺いいたします。

キャッシュレス決済は、支払いに現金を使用せず、クレジットカードや電子マネーなど決済手段とすることで、現金を持ち歩かない利便性や、経理処理の効率化を図るなどの効果が認められます。

令和5年5月に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法が公布され、総務省が平成31年3月、電子マネーを利用した公金の収納についてを各地方公共団体宛てに通知しており、これらの法制度を踏まえながら、キャッシュレス化への積極的な取組が望まれます。

国の方針について、ここでお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 浅見会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） まず、通知の内容につきましてご説明させていただきます。

地方自治法第231条の2の規定に基づきます指定代理納付者制度の活用に関する助言でありまして、電子マネー事業者を指定代理納付者として指定し、収納に係る契約を締結することで公金収納が可能になったということで確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に、本村のキャッシュレス決済の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） お答えさせていただきます。

スマートフォン決済アプリ2種類で対応をさせていただいております。

他の自治体の状況としましては、近隣の渋川市、吉岡町、こちらのほうも本村同様、スマートフォン決済アプリ 2種類で対応しているということで確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 本村のキャッシュレス決済の現状とといいますか、利用度とといいますか、それをお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） 利用状況ということで、ご説明をさせていただきます。

本年、令和3年4月1日から住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、上水道使用料及び学校給食費について、スマートフォン決済アプリ 2種類のスマートフォンアプリで対応させていただいております。

本年4月から10月末現在の取扱件数は合計で1,122件ということで、取扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 国におきましては、キャッシュレス社会の機運を高めるためのマイナンバーカードを活用したマイナポイント事業の実施や、有識者等によりキャッシュレス決済の中小店舗へのさらなる普及促進に向けた環境整備、検討会を発足しました。国内でのキャッシュレス決済の普及促進に向けた取組を進めております。

そこで、庁舎や公共施設に電子マネー決済システムを導入し、窓口での各証明書や公共施設の入場料などが電子マネーで支払えるようになれば、村民の利便性向上、窓口業務の負担軽減が図られると考えます。電子マネー決済システムを導入する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 会計課長。

〔会計課長 浅見英一君発言〕

○会計課長（浅見英一君） まず、現状の収納方法についてご説明をさせていただきます。

現金収納は収納項目に応じ、役場会計課と金融機関、コンビニエンスストア、自動引き落としにつきましては口座振替、インターネットを介しての収納は、先ほどご説明申し上げました本年4月導入のスマートフォン決済アプリの導入によりまして対応をさせていただいております。これにより、納付義務者に対する多様な納付機会の提供は確保できると捉えております。

今後につきましては、キャッシュレス決済の拡充について、収納効果ですね、こちらが見込まれる

か否かを前提に、イニシャルコスト及びランニングコスト等を勘案した上で、ほかの自治体等における導入及び普及状況、納付義務者のニーズ等を参考としまして、必要に応じて今後も検討してまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に、結婚支援についてお伺いいたします。

2014年、平成26年5月に増田元総務大臣ら民間有識者でつくる日本創生会議が発表した推計は、全国的に反響を呼びました。全国の市区町村の約半数に当たる896自治体が人口減少によって消滅の可能性があるとして、その衝撃的な内容は国を大きく動かし、早速その9月、政府はまち・ひと・しごと創生本部を設置、それに従って全国の地方自治体も対策に乗り出すことになりました。

皆さんご存じのとおり、消滅可能都市とは、少子化や人口移動に歯止めがかからず、将来、人口減少によって消滅する可能性がある自治体を示し、具体的には、20歳から39歳の女性の数が2010年から2040年にかけて5割以下に減る自治体が消滅可能都市とされました。

県の実施した少子化対策意識調査の結果では、県内の独身者の61.9%は結婚を希望し、多くは子どもが欲しいと考えていることが明らかになっています。昭和や平成の時代と結婚を取り巻く事情が大幅に変わっていることを考えると、まずは結婚の希望がかなえられるよう行政が支援をすることは戦略的に重要と考えます。

そこで、質問なんですけれども、結婚支援を行うことで、結婚したいと希望がかなえられる環境づくりを行い、婚姻数を増やしていく必要があると考えます。過去5年間の婚姻届の件数をお聞きいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 婚姻届の届出件数でお答えをさせていただきます。

平成28年度160件です。平成29年度164件、平成30年度159件、令和元年度157件、令和2年度137件、5年間で777件の受理件数でございますけれども、この件数は、本村で婚姻届を受理しましても本籍地が他市町村にある方、それから、他市町村にお住まいでも本籍は本村にあるため他市町村から婚姻届の送付があった方などを合計しておりますので、婚姻届の件数イコール榛東村民ということではございませんので、ご承知いただければと思います。

参考に、先ほどの内訳としまして、本村での受理件数を申し上げます。平成28年度、本村での受理は56件、平成29年度、本村での受理件数は59件、平成30年度、本村での受理件数は41件、令和元年度、本村での受理件数は33件、令和2年度の本村での受理件数は38件というふうになってございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 結婚支援に対する考え方と、現在行っている結婚支援事業を次にお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず初めに、結婚支援についてお答えさせていただきます。

平成24年度に村と村社会福祉協議会で策定しました榛東村地域福祉計画、地域福祉活動計画の中で計画をし、村社会福祉協議会の事業として実施をしていただいている、であい夢プロジェクト事業がございます。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催できませんでしたが、平成25年度から令和元年度までに8回の交流イベント、それから1回の講座を開催してきておりまして、成果としましては、現在までに2組のカップルがご結婚されております。

続いて、結婚された方への支援事業とまではいきませんが、とてもささやかなサービスとしまして、役場に婚姻届を提出に来庁された際に、職員が手作りをしたウエディングボードをご紹介し、写真撮影、記念撮影ですね、そのお手伝いを行っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に必要になるのが、結婚を希望するカップルに結婚に踏み切ってもらえるように応援し、結婚できる環境を整えていく施策であると考えます。

群馬県では少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化への対応策の一つとして、結婚を希望する県民を社会全体で応援することで少子化に歯止めをかけることを狙い、ぐんま結婚応援パスポート事業を開始しております。ぐんま結婚応援パスポート事業の内容についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ぐんま結婚応援パスポート事業とは、新婚夫婦または結婚を予定しているカップルが事業に協賛していただいている店舗において群馬結婚応援パスポートを提示することで、様々な割引やポイント、スタンプなどの優遇や特典を受けられるという事業になっております。

本村では、婚姻届を受理した際に、県から提供のあったカードと、それからパンフレットをお渡ししております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） このぐんま結婚応援パスポート事業は、県議会公明党の推進によって導入された全国初の取組です。ぐんま結婚応援パスポート事業に対する本村の考えと、県との連携についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） ぐんま結婚応援パスポート事業につきましては、群馬県が制定した実施要項により、平成28年9月からスタートした事業であります。この事業の実施体制は県及び市町村が協働して行うものというふうに規定をされております。そして、この事業の趣旨が、地域、企業、行政が一体となって、社会全体で結婚を希望する県民を応援する機運醸成を図ることを目的としていることから、村としましてもその趣旨に賛同し、県と村協働で事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 次に、結婚新生活支援事業について、これはどのような事業なのかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 国が行っている結婚支援事業についてお答えをさせていただきます。

国、内閣府が行っている結婚支援事業でございますけれども、これは少子化社会対策大綱の枠組みの中で、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する地方公共団体に対し、その支援額の一部、2分の1を補助するという事業になっております。補助金の上限額は1世帯当たり30万円とされておりまして、新生活のスタートアップに係るコストとは、新居の家賃や引っ越し必要等のことを差しております。

なお、この事業に地方公共団体が取り組む場合には、国に対して地域少子化対策重点推進交付金に係る実施計画書を提出して、採択を受ける必要がある事業でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） この事業は、課長が説明されましたが、結婚に伴う新居への引越し費用や家賃などを国や自治体が補助し、新婚さんを応援する事業です。政府は同事業を少子化対策の一つに位置づけています。281市町村が実施しています。この制度を利用した夫婦は2019年までに5,090世帯を数えます。

そこで、他市町村の取組についてお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 令和3年8月時点で県内14の自治体がこの事業に取り組まれています。新婚生活のスタート時にかかるコスト、引越しや家賃の費用等に対して、1世帯につき30万円を上限として補助するという事業ではありますが、各市町村の状況を見ましても、補助金の対象要件として、ご夫婦の年齢がともに39歳以下であることや、ご夫婦の所得の合計が400万円未満であることなどの要件が設定されています。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 結婚新生活支援事業は、経済的な理由で結婚に踏み切れずにいるカップルを支え、地方の定住促進にも一定の役割を果たしてきました。こうした事業成果を踏まえて、内閣府は今年度、婚姻日の夫婦の年齢がともに34歳以下とする年齢制限を39歳以下に引き上げ、さらに収入要件についても、世帯所得340万円、年収480万円未満から、世帯所得400万円、年収540万円未満に緩和をされました。また自治体負担の軽減については、国の補助率を引上げを求める声も強く、内閣府では今年度から都道府県を中心としたモデル事業を公募し、採択された自治体への補助率を引き上げるそうです。

そこで、お聞きいたします。結婚新生活支援事業を実施する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほどのご質問にもお答えをしましたが、この結婚支援事業に取り組むためには、国に対して地域少子化対策重点推進交付金に係る実施計画書を提出して、採択を受ける必要がございます。現在、取り組まれている自治体、それから交付金に係る計画書のフォーマットを確認してみましたが、特に人口減少や婚姻率、出生率の減少が著しい自治体はその現状を改善するための方策として取り組み、そしてまた事業の採択が行われている傾向が見受けられました。本村においても、この事業に取り組んでいくべきかどうか、よく検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 10番。

〔10番 清水健一君発言〕

○10番（清水健一君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小山久利君） 以上で、10番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎日程第5 陳情について

○議長（小山久利君） 続きまして、日程第5、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の陳情一覧表により付託を行います。

陳情受理番号第7号、付偉彤氏から陳情のあった、母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、資料配付といたします。

陳情受理番号第8号、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人氏から陳情のあった安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（小山久利君） 以上で、本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第4回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時48分散会

令和 3 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 2 月 1 日 (水)

令和3年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和3年12月1日（水曜日）

議事日程 第2号

令和3年12月1日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 91号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 報告第 8号 専決処分について（令和3年度榛東村一般会計補正予算（第7号））
- 日程第14 議案第 96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第15 議案第 97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第 98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第 99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程と同じ

追加議事日程第1 発委第8号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巣 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 局長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、改めましておはようございます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（小山久利君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位5番南千晴議員の一般質問を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君登壇〕

○12番（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。12番、南千晴でございます。

今回の質問の通告の中にありますけれども、小さく生まれた赤ちゃん向けの母子手帳、リトルベビーハンドブックについて、11月25日の報道で、超低出生体重児向けの母子手帳発行を群馬県に求めるサークルができ、協議したといったことが書かれておりました。そこには、通常の母子手帳は赤ちゃんの体重を書き込む欄が1,000グラムから始まるなどとしていて、それよりも軽い体重で生まれた超低出生体重児の母親は、子どもの成長を書き込めず、罪悪感等を感じるケースなどが少なくないということから、このサークルができたということでもあります。

県によりますと、昨年度に県内で生まれた赤ちゃん1万1,660人のうち、体重が2,500グラム未満の低出生体重児は1,069人でおよそ9.2%、体重が1,000グラム未満の超低出生体重児は、試算だと40人ほどになるということでございます。

ほかにも県内で、このリトルベビーハンドブックの導入を訴える動きも出ております。私も自身の妊娠、出産、育児の経験や、同じく子育てをする村内のママたちの話を伺い、導入できたらと考えておりました。本日は、村としてといった自分にできるアプローチで必要性を訴えていきたいと思っております。

そのほか、村民から寄せられた声を基に、それらを村の事業の充実や課題の解決に生かしていただくべく、登壇させていただきました。

以下、自席に戻り質問をさせていただきます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） まず最初に、障害福祉の充実について伺います。

現在本村では、在宅の障害のある方に日常生活用具の給付、または貸与を行っております。この日常生活用具の種目等、対象とする生活用具は村で決めることができるのでしょうか、お伺いいたしま

す。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） お尋ねの日常生活用具の種目につきましては、県内統一ということではなくて、各市町村が決めております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 県内で統一されていないということで、各市町村で決めることができるということが分かりました。

この日常生活用具給付事業について、村民の方より、榛東村では対象となっていないものが近隣の市では対象となっていると、住んでいる地域で違うといったお話を伺いました。私が調べたところ、前橋市、高崎市では日常生活用具の給付の対象となっているものが、本村の種目には含まれていないものもありました。

障害のある方が、より円滑に日常生活を送ることができるため、身体機能を補う、代替するために使用する方に合うように製作された用具は高額な物も多く、技術等の進歩もあり、最新の用具もあります。住んでいる地域で、榛東村で在宅で安心して生活を継続していけるためにも、この事業の種目の見直しを行い、内容の充実を図っていただきたいと思っておりますが、見直しの考えがあるか、村の考えをお聞かせください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在、障害のある方向けには40種類以上の種目を榛東村でも貸与、または給付をしております。ただ、榛東村で給付していない種目も、確かに数種類ではありますが、ございます。日常生活用具の種目も、以前から比べ、議員が先ほどおっしゃったように新しい物や種類も増えてきておりますので、今後他市町の動向等について情報収集をしてみたいと思います。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 情報収集してくださるということでもありますけれども、やはり日常生活で必要なものというものが、他の市町村の動向によって決めるというよりは、村としてやはりそこは必要かどうか判断をしていただきたいと思いますと思っておりますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 南議員のおっしゃるとおり、いろいろ勉強しながら我々のほうもその内容について、ふだんも検討しているつもりではおりますけれども、村のほうでも先ほど安田のほうから話

があったとおり、40種類以上のものを実際やっております。さらに、これらについてもそれを廃止する面もあるかもしれませんが、いろいろなことを検討してまいりたいと。今ここで何をやるのか、そういうものを答えることはできないので残念ですけれども、村としてもいろいろなことを手を差し伸べ、聞いたりなんかしながらやっていきたいというように思います。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ぜひ検討していただいて、特にそういった声も窓口のほうに届いているかと思しますので、しっかりと耳を傾けて考えていっていただきたいと思っております。

本村でも、在宅で人工呼吸器などの医療機器を使用する方がおられます。そのご家族が心配されているのが、やはり災害時や停電時などのときであります。

本村の防災計画を見ますと、災害用資材としてポータブル発電機が1台ということで、倉庫に備蓄されているということが書かれておりますけれども、ほかにもあるのかもしれませんが、これら災害時などにおきまして、在宅で人工呼吸器などの医療機器を使用する方の電力確保として使用が可能なのかお聞きいたします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 災害用に発電機を備蓄しているものはございますが、こちらは個人に貸し出すことは想定はしてございません。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村のほうで使用するというので、個人の貸出しは想定していないということでございます。

在宅で人工呼吸器などの医療機器を使用する方にとって、災害時や停電時における電気の確保は、命に関わる重要なことであります。他の市町村では、在宅で人工呼吸器などの医療機器を使用する方を対象に、災害時などにおける電力の確保を図るため購入する発電機や蓄電池等非常用電源を先ほどの日常生活用具の給付の種目として支援をしている自治体もあり、また別で助成制度を設けている自治体もあります。

先ほど、村長のほうからも検討して下さるということでお話ありましたけれども、これも含めて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 内容的には分かりましたけれども、我々のほうもいろいろ調べたところ、非常用の電源、これは発電機、あるいは蓄電機を日常生活用具として貸与、あるいは給付している市町

村はないということで、私のほうで担当のほうは調べて、群馬県の県内の35市町村はないということで聞いております。今後も県内の市町村の動向を見たり、それがどういうことで、どうしても使わなければならない、そしてそれが1台では足りないとか、そういうことを考慮しながら検討してまいりたいというように思います。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 県内ではないということでお話いただきましたけれども、私も調べたところ、群馬県内では確認しておりません。ただ、やはり災害が多い、例えば豪雨災害だとか、そういった大きな災害に見舞われたことのある地域、特に九州とか、そういったところでは少しずつこういった制度が広がりつつあります。それはやはり災害を経験して必要だということで、改めてその中に入ってきているものだと私も認識しておりますので、県内だけではなくて全国の、特にそういった大規模な災害を経験している市町村は、やはりそういった教訓もありますから、そういったところもぜひ参考にさせていただいて検討していただければと思っております。

在宅で人工呼吸器を使用している場合は、その人工呼吸器だけではなくてほかにも電気を必要とする、例えば、たんの吸引器だったり動脈血中酸素飽和度測定器、そういったものもやはりつけている状態で、電源が必要な機械が幾つもある場合があります。もちろんバッテリー等も使用しているのは聞いているんですけども、かといってそれだけで長時間というわけにはいきません。臨時的にバッテリーがあればそのバッテリーの残りの時間は対応できても、それ以外はやはり電気がなければ対応できません。また、かかりつけの病院に向かうまでも、災害時で通常のように交通状況とか通えるのか、それも状況によって分からないものであります。ぜひ命を守るためにもそういった支援を考えていただくようお願いいたします。

これまで、日常生活用具の給付などを質問してまいりましたけれども、村のホームページにも障害福祉に係る行政サービスや制度、事業など多くの内容が掲載されております。

しかし、これだけでは分かりづらい内容もあります。例えば、紙おむつ給付事業を見ますと、次のいずれにも該当する方と対象要件が1、2、3と書かれているんですけども、これに該当している方が問い合わせると、年齢で対象ではないと言われてしまったということがありました。ホームページには対象年齢は記載されておられませんので、私のほうで要綱を調べたところ、要綱には年齢が書いてありました。確かに全て詳細を載せるのはかなりのページが必要になるかと思いますが、ほかの市町村も要綱のリンクを張るなどして分かりやすくしているところが多いので、榛東村でもそれは可能かと思っております。

また、先ほどの日常生活用具給付事業も約40種類以上あるということでもありますけれども、それが何なのかというのは、一切ホームページには今載っていない状況であります。具体的な記載がないため、全てこれは榛東村では、これは対象ですかというのを問い合わせなければいけない状況でありま

すが、私のほうでやはり確認をしたところ、きちんと村のほうで表になっているものがありまして、そういったことをしっかりとホームページにリンクを張って情報提供するなりする必要があると、やはり村民のほうでそういったことで必要な情報を見ることができるのではないかと考えております。

事業の内容が障害者やその家族に分かりやすいよう、かなりの事業数あるんですけども、ホームページの情報をいま一度充実していただいて、周知を図っていただきたいと考えておりますし、もしできるんですしたらガイドブックや冊子みたいなもので、こういった支援が受けられるのか確認ができるものを作成していただければ、より分かりやすく対象者が申込み、申請等できるのではないかと考えております。そのような取組が必要だと思っておりますけれども、村はどのように考えているのでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ご指摘のとおり、確かにホームページが今、きれいにちょっと整理されていないところはあるかとは思っておりますので、新しくホームページを見直すところでありますので、細かいところを確認して分かりやすい内容に変えていきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 分かりやすい内容に変えていただけるということで、村民のほうもそれを見ると分かりやすく周知ができると思います。

やはり、細かい内容は問い合わせるほうが多いかと思っておりますけれども、榛東村はやはり1人の職員が幾つかの事業を抱えていたり、1人で受け持っているというのが多いと私は感じています。そういった場合、電話をしても担当者が外出していたり、昼食休憩に行っていたり、お休みだったりということで、つながるまでに何日もかかるということがあります。既にやはり作成されている要綱等、きちんと村の中であるのであれば、それは適宜情報を発信といいますか、しっかりと情報を出していただいて積極的に周知することで、職員の説明する手間も省ける部分があるのかなと考えております。今後の充実に期待をしております。

続きまして、子育て支援について伺います。

小さく生まれた赤ちゃん向けの母子手帳の交付について伺います。

早産などで小さく生まれた赤ちゃんの成長の記録は、通常の母子手帳では、先ほども言いましたけれども記入が難しく、記録が途絶えるなど、母親の精神的な不安も強くなっていたことから、静岡県で平成30年4月から、小さく生まれた赤ちゃんパパ・ママのために、全国で初めて当事者である母親たちと一緒に作成した低出生体重児用の母子手帳「静岡リトルベビーハンドブック」の配付を行っております。配付の対象となる方は、出生体重が1,500グラム未満の場合と、それ以外の低出生体重児で支援が必要な場合ということでございます。ほかにもリトルベビーハンドブックの導入に関しま

しては、幾つかの県や市で導入されているということでもあります。

現在榛東村で発行されている母子手帳は、妊娠中のことから出産、乳児からの成長、予防接種などの状況を記録するもので、発育曲線などのグラフは、子どもの平均的な身長・体重に基づいたものが載っております。ただ、乳幼児の身体発育曲線を見ますと、1,000グラム以下や40センチ以下で生まれた場合はグラフに書き込むところがございません。早産などで小さく生まれた場合、産後のホルモンのバランスの崩れに加え、気持ちの面での不安も、自分を責めてしまう親も少なくない中、月齢による保護者の記録でも発達過程が当てはまらず、チェックに「いいえ」という箇所を選ぶしかなく、手帳を見て落ち込んでしまう場合もあります。修正月齢で記入しようとしても必ずしも範囲を選択できるわけではありません。

現在配付のぐんまちゃんのイラストの入った母子手帳は、県内統一で作成されたものと聞いております。仮に本村でリトルベビーハンドブックを導入するとしたら、やはり県単位じゃないと難しいのか、村としても可能性があるのか、その辺りを教えていただけますか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 現在の母子手帳は、議員がおっしゃったように県内統一となっております。強制ではないんですけれども、原則統一ということで導入をしております。

この導入された経緯につきましては、予防接種の記録を記入するページが市町村によって異なることで接種間隔等の確認ミスによる誤接種を防止するため、医師会から要望があったものでございます。また、共同で作成することで安価で購入できるという利点もあり、原則ということではありますが、予防接種の事故防止は重要なことであり、また表紙は群馬県らしくぐんまちゃんのデザインをしたものでありますので、内容も見やすい手帳となっているため、榛東村でも使用をしています。

その小さく生まれた赤ちゃん向けの母子手帳につきましては、やはり村で作るという内容ということではなく、やはり県単位で作成していく、既に導入されているところも県単位で導入されているということを聞いているところなんです。群馬県でも議員が冒頭おっしゃった11月25日にグループの方が申し出たということですが、その前に確認したところですが、群馬県としても、現在まだ取りかかれてはいないが、いずれは検討しなければならぬということの回答もいただいておりますので、村としても県に様子を確認しながらしていきたいと思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 小さく生まれた赤ちゃんのママやパパの気持ちに寄り添うため、榛東村がもし先駆けて導入できたら素晴らしいなと思っていましたところでもありますけれども、やはり県として取り組むほうが、なかなか村として単独でというのは難しいということが分かりました。

これまで榛東村は近隣の市町村に先駆けて様々な子育て支援に取り組み、充実をさせてきてくださ

いました。もし村としても、そういった小さく生まれた赤ちゃん向けの母子手帳の必要性を感じているとしたら、ぜひ県のほうに村として働きかけていただきたいと思いますけれども、このあたり、村長お考えはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、健康保険課長のほうから話がありましたけれども、これ個人的なあれでいいですか。内容的には言っていることはよく分かります。しかし、私自身として、母子手帳というものが、医師会とかそういうものと話し合いながらやっているということが現状でもあります。しかし、内容については、これからいろいろ検討しなければならないということではないかと思っております。

しかし、群馬県としては、県として統一した方向で進めているもの、これについては今、南議員がおっしゃったとおり、こういうものが必要だ、ああいうものが必要だということを県のほうに言って、群馬県統一した方向でやるようなことを進言するということが必要じゃないかなというように思います。我々のほうも頑張って、それを県のほうに伝達をしたいというように思っております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 県のほうに伝達していただけるということで、今後どのような方向に行くのか、私もしっかり注目をしていきたいと思っております。

続きまして、マスク着用による子どもたちへの影響について伺います。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、子どもたちがマスクを着用して学校や園生活を送るようになり、もう少しで2年近くがたとうとしております。その姿がもう日常として当たり前になってきておりますけれども、学校や園での生活でマスクを着用していると、先生や保育士、友達の表情が読み取れず、また言っていることも普段より、マスクしていないときよりもはっきりしゃべらないと聞きづらいこともあります。うまく伝わらないと、やはりそういったコミュニケーションがきちんと取れているのか、そういった懸念がございます。やはりこれは子どもが小さくなればなるほど、マスクから出ている目の部分だけで、そういった表情を読み取るということは非常に難しいことかなと考えております。今まで以上に授業や保育、そういった園や学校生活において、マスクを着用していても子どもたちにしっかりと伝わるよう表現をしていく必要がございます。

文部科学省も、教育現場において教師の表情が見えやすいように、本年7月16日に、透明マスクの活用を検討しているということで大臣の記者会見でございました。7月に聴覚特別支援学校や幼稚園で効果の検証を実施し、参考になる検証結果を広く共有し、資料の充実に活用したいということでございます。

その後、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活

様式の2021年11月22日バージョン7の中における「マスクの着用について」に、参考ということで「透明マスクの活用について」が追記されました。幼児・児童・生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて表情や口の動きが見えつつ、鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられますと記載されております。

子どもたちの保育所、幼稚園、学校、村内におけるこのような施設で、コミュニケーションの影響について、またそういった部分の新しい取組について、村としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 私から村内の保育園やこども園の状況についてお答えをさせていただきます。

議員からもいろいろなお話がありましたが、まず村内の保育園やこども園では、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、各園ともに一律にマスクを着用することは求めているということですが、これはガイドラインのほうでもそういうふうになっております。

基本的には、保育士さんはずっとマスクは着用してはいますが、場面場面によって外す場合もあるというふうにお伺いしています。マスク着用を原因としてコミュニケーション不足があったり、影響が出ていますかという聞き取りもさせていただきましたが、その点につきましては、マスク着用を起因とするコミュニケーション不足により園生活における悪影響、それから園児の発達の遅れなどは生じていないというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議長（小山久利君） 井口教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは、私のほうは小中学校、幼稚園を所管しておりますので、そちらのほうの件を話をさせていただきます。

私のほうも現時点では、小中学校、幼稚園においてマスク着用によるコミュニケーション不足を起因とする悪影響という報告は聞いてございません。ただ、少なからず幼小中の子どもたちにとっては影響はあろうかというふうにも思っております。

そこで、小中学校、幼稚園では、コミュニケーションに係る子どもたちへの影響を可能な限り少なくするために、コロナ禍前に比べてより分かりやすい話し方で授業や保育を進めたり、ICTを用いて視覚的に情報提供する場面を増やしたりして対応をしております。

また、日々の子どもの心身の健康状態を把握するために、毎朝の健康観察では担任が子どもたち一人一人の表情や態度を細かく観察し、何か心配される面がありましたらば小まめなかけをするなどの対応を取っております。さらに、話し合い活動などの対話を重視した授業を行う際には、飛沫防止

パネルを子どもたちの間に立てて話し合い活動を行う等の工夫もしております。

今後も、マスクを着用した学校や園での学習生活の継続が見込まれるため、マスク着用を前提とした効果的な教育活動の推進について、小中学校、幼稚園と共に工夫していきたいと思っております。

なお、透明マスクの利活用につきましては、今後小中学校、幼稚園と共に研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村の取組、また今後研究していただけるということで、ありがとうございます。

マスク着用に関しましては、やはり以前から子どもたちが、最初の頃は特に息苦しいといった声が出ておりました。特に体育や夏場においては熱中症の心配があることから、保護者も含め学校の先生の対応についての声を伺い、教育委員会にお伝えしたところ、迅速に対応してくださいました。もちろん文部科学省やスポーツ庁、厚生労働省などでもマスクの着用の必要性についての見解を示しておりますけれども、改めて村の考え方をお聞きいたします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 私から村内保育園、こども園の考え方、村の考え方についてお答えをさせていただきます。

先ほども、保育園やこども園では子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、各園ともに一律にマスクを着用することは求めていませんというふうにお答えしたところですが、特に2才未満のお子様では、息苦しさや体調不良を保育士に伝えることや自分でマスクを外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクも高まるため、マスクの着用はガイドラインでも推奨をされておられません。各園からの聞き取り結果におきましても、お子さんの表情を読み取ることの必要性や発育への影響を考えると、ゼロから1歳のお子様については着用させていないとの回答がありました。

2歳以上のお子様の場合であっても、保護者の希望からマスクを着用している場合がありますが、マスクの着用によって息苦しさを感じていないかどうか、本人が持続的なマスクの着用を苦痛に感じていないかなど、子どもたちの様子を注意深く観察をしていただいているほか、給食の配膳当番のときや、せきなどの症状が出ていれば着用を促し、外遊びや暑い日などは外させるなど、それぞれの園で考えながら対応をしていただいているとのことでした。そういったことを各園で工夫をしながら対応を続けていっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは小中学校、幼稚園の取組についてお話をさせていただきます。

小中学校、幼稚園においては、先ほど議員もおっしゃいました文部科学省、また厚生労働省、また群馬県等が出しておりますガイドライン等に沿って、適切な感染防止対策ということでマスク着用については、特に小中学校では子どもたちが教室等に過ごす際、着用を適切に行うように指導しております。

ただ、小中学校の体育の学習の時間や登下校時につきましては、子どもたちの身体への影響を考えて、マスクを外すように、もしくは外してもよいと指導をしております。また幼稚園については、屋内外を問わず保育時間、特に体を動かす等遊びの時間については、マスクを外すように指導をしております。ただ、お帰りの時間、いわゆる保育室等で子どもたちが密になる場面ではマスクを着用することについて促す場合もございますが、子どもの発達や成長の段階が違いますので、強制することはありません。

現在のところ、マスク着用に関して小中学校、幼稚園ともに大きな混乱は見られずに、その場に応じたマスク着用が子どもたちの中にも定着してきていると考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 住民生活課長がおっしゃるように、2歳未満の子どもに関しましては日本小児科学会等も、マスクは不要でむしろ危険というような呼びかけを行っております。また、WHOとユニセフは、5歳以下の子どもはマスクを着用する必要はないとしておりますし、6歳から11歳につきましては地域での感染の広がり、また高齢者と同居しているかなどを考慮して判断することを求めています。12歳以上に関しましては、大人と同じようにマスクの着用を求めているところであります。

国ももちろんですけれども、こういった状況を含めてやはり引き続き情報共有をしていただき、学校や園によってマスク着用に関する考え方の違いが出ないように、今後に対応していただきたいと思っております。

子どもから、実は以前下校時の道でマスクを着用しないで家に帰っていたところ、榛東村のたまたまそこにいた大人の方から、マスクしないといけないということで怒られてしまったというようなお話を聞きました。屋外で密になる状況ではなかったから、子どもたちはマスクを外していたわけでありまして、そういったことがあったことで、子どももその道を通るのを嫌がったりだとか、何かマスクしないといけないのかなということで親御さんに話をしたそうであります。

学校のほうではいろいろ周知等をしてくださっているとは思うんですけれども、なかなか外の方に

伝わっていないということで、そういった注意をされたり怒られたりするようなこともあるのかなど私のほうで感じましたので、ぜひ国等の方針を含めて、村としての考え方をホームページ等で周知を行っていくことも一つの方法かと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） まず、保育園、こども園の状況をお話したいと思いますが、マスク未着用の問題に限らず、感染者や医療従事者のご家族に対する偏見や差別、ワクチン接種の是非に関する考え方の相違などによるいじめや差別が社会問題となっております。こうした一方的な考えや思い込みによって行われる偏見や差別につきましては、断じて許されないものであるというふうに思っております。

村内の保育園やこども園では、まず子どもたちに対しては、発達段階に応じた指導を行い、保護者に対しては新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を発信していただき、いじめや差別が生じることのないように対応をしていただいております。保護者の方もいろいろなご意見があるので、それを聞きながら対応をしていただいているということでもございました。

また、議員からありました、地域の方が子どもたちに注意をされた、園外の方からの注意があったということでもございましたので、その情報発信につきましては、また関係課と相談をして周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 井口克三君発言〕

○教育委員会事務局長（井口克三君） それでは小中学校、また幼稚園の取組につきましても今、住民生活課長さんがおっしゃったように、共同してお伝えしていくほうが効果的なこともございますので、その方法等も含めまして検討させていただきます。

なお、いじめや差別ということにつきましては、現在マスク着用についていじめや差別が発生したというふうな事案は聞いてございません。ただ、今後もマスク着用に対して間違った考えからいじめや差別につながらないように、様々な集会、また体育、保健の学習などの場面で、マスクの必要については、科学的な根拠に基づいた適切な情報提供を子どもたちに行うとともに、マスク着用に関しては様々な考え方やまた身体的な理由によりつけられないというようなことも受け入れていく、そういうことの多様性を受け入れるという大切さも、発達の段階に応じて指導していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番(南 千晴君) 子どもたちのほうにも学校のほうでも指導を継続してくださると、また情報提供についても考えてくださるということでありますけれども、学校の中でも大きなトラブルはなくても、やはりマスクがずれていたりすることで友達同士でそれを注意したりとか、そういうようなことはやはり日常的にあるような話を伺っておりますし、それで嫌な思いをする子もいるということでも伺っております。

また、先ほど答弁にもありましたけれども、小さな子どもや、例えば脳の障害や皮膚疾患、呼吸器疾患など様々な原因でマスクをつけることが困難な方もおられます。差別やいじめにつながらないためには、やはりそういったマスクをつけられない方への理解も必要でありますし、そういったことを子どもたちから大人までみんなで理解をしていくと、榛東村は人権教育にも力を入れているところでもありますので、そういった理解が広がるよう呼びかける、そういったことも大事かと思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

最後に、待機児童対策について伺います。

本村では来年度の保育園、認定こども園の入所募集を、本年の9月13日から10月1日まで行っております。まだ年明けに2次募集も行うという予定でありますけれども、来年度の申込み状況や待機児童の見込みなど、現状で分かる範囲で構いませんので、どのような状況なのか説明をお願いいたします。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 来年度、令和4年度の保育園・こども園の募集、申込み状況についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からの質問でもおっしゃっていましたが、本年9月13日から10月1日までの間、令和4年度の保育園・こども園の入所募集を行い、11月の園長会議において1回目の入所選考を実施していただきました。

申込み状況としましては、今年度の入園申込みと同様に、村内3園の定員合計を超える申込数となっております。このため、村内3園に対しましては、各園の定員を超える受入れをお願いいたしまして、また現在入所先の決定していないお子さんの保護者に対しましては、個別に連絡を入れ、お子さんの今後の保育計画について、今後の個別の相談を開始したところでございます。

また、募集期間後も保育園・こども園への入所相談が続いている状況がございますので、議員もおっしゃっていましたが、年明け早々に2次募集を行う予定であります。

最終的には、さらに入園申込みの人数が増える見込みというふうに考えております。

以上です。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 3園の定員を超える、現在でもそういった状況ということが分かりました。

9月の定例会で波多野議員の一般質問において、この待機児童等のことを会議録等で確認しますと、企業主導型保育所の新設で相談に来ていた事業者が、認可保育園の建設に計画変更したという申出があり、私立保育園の建設に向けた計画の策定をお願いしているといった回答がございました。その後、これまでに進展があったのか、分かる範囲でお答えください。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 11月に入りまして、村内に民設民営のいわゆる私立の新保育園を建設を検討したいとお答えをいただいた事業者から、建設用地の確保ができた、これは建設候補地の場所の決定と用地取得の予約ができたというご連絡がありました。これによりまして内部で検討した結果、村の方針としまして、この民設民営の新設保育園建設計画を優先して進めるということを決まらせていただいたところです。

以上です。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) ただいま説明があったように、村の方針が決定されたということでそういった進展が、用地の確保等ができたということで分かりました。

現状、受皿自体が足りていないということでそのような判断に至ったかと思えますけれども、これまで地域型保育所ということで来年度に向けて開所をしたいということで、相談とか協議をしていたというお話が以前ありましたけれども、こちらの計画はどのようになっていくのかお答えください。

○議長(小山久利君) 住民生活課長。

[住民生活課長 村上 誠君発言]

○住民生活課長(村上 誠君) 村では、これまでゼロから2歳児を対象とする地域型保育所の開設に向けても相談を続けてきておりました。このたび、全年齢児を対象とする新保育園の建設計画を推進していくという方針が決定されたため、地域型保育所の開設を希望する事業者様に対してはその決定事項をお伝えしまして、地域型保育所開設に向けた協議、相談については終了させていただくということをお伝えしたところでございます。

以上です。

○議長(小山久利君) 12番。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 終了するというお伝えしたということでもありますけれども、村のほうで地域型保育所の募集を行って、意欲がある方が榛東村の子どもたちのためにということでこれまで考えてきてくださった、そういった思いを考えると、非常に心苦しいような気持ちに私もなるんです

けれども、やはり開所に向けてこれまで協力してくださったことに心から感謝を申し上げたいなと私も思っております。やはりこの部分は丁寧に説明等をしていく必要があるのかなと思っております。

新保育園の建設に向けて村がかじを切ったということでありますけれども、この新保育園の開所はいつ頃の予定になるのか、その辺り、現時点でもし分かっていたら教えていただきたいんですけども。結局それができるまでは今のように定員増の場合、待機児童が出る可能性が高いということで、その間もどうしていくのかというのが問題でありますので、そこも含めて、もし分かれば教えていただけますか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

○住民生活課長（村上 誠君） 村が民設民営の新保育園建設計画にかじを切ったということは間違いないんですけども、現在も建設候補地として用意していただいたところですが、まだこれから実際、認可型保育園になりますと群馬県の認可にもなります。今、相談としては開設時期も、実はご相談はいただいておりますが、これから詳細な計画を立てていただいて、まだ定員とかも当然決まっておりますので、開設時期につきましてはこの場では差し控えさせていただきます。

ただ、そういった連絡をいただいたということで、内部で検討しまして、やはり今、待機児童対策としてはこの計画を進めることが当然必要ですし、まだ建設まで数年かかると当然考えておりますが、その間の待機児童対策も含め、その後の各園の運営、また経営状況等も考えて今回のかじ取りにさせていただいたということで、また、関係の皆様にはよく説明をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 現時点ではいつからというのではなくて、でももう少し数年かかるようなお話あります。

ただ、やはり待機児童の問題は今もそうですけれども、これは本当に早急に解決していただきたい課題の一つであります。その間、できるまでの間はやはり現在ある保育園、認定こども園、幼稚園等にも協力をしていただかなければいけないものだと思っておりますし、またその新しくできることでそういった今までの園にも影響が出るかと考えております。

これまで待機児童対策として、保育園やこども園では定員の増や増築をするなどの協力を行ってい

ただいております。そういったことが無駄だったという方向にならないように、開所の前後まで含めて、今後の対応について丁寧に進めていただきたいと思います。この辺り村長はどのように考えているのか、最後に質問をして終わりにしたいと思います。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、課長のほうから話がありましたとおり、いろいろなことをこれについては榛東村だけでは結論が出ませんので、日にちはいつからということと言えなかったんですけども、これらについてもその内容を充実した方法で、県のほうともよく相談しながら進めていきたいと、なるべく早くできるように進めていきたいというように課長のほうにも強く言っております。

村としても、今日の新聞にもありましたけれども、子どもたちとかそういうものは、榛東村は大分増えているというようなこともたしか書いてあったと思います。これらを見捨てることはできませんので、頑張っていきたいというように思います。

○議長（小山久利君） 以上で、12番南千晴議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分いたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

質問順位6番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さん、おはようございます。議席5番の中島由美子でございます。

一般質問に先立ちまして所信を述べさせていただきます。先ほど声が小さい、聞こえないとお聞きしましたので、少々大きい声で話させていただきます。

今日より師走に入りまして、本日屋敷祭りでございます。最近、建物火災が続いていますので、モチ米を浸しまして今夜のお赤飯の準備をまいりました。今夕は村内で建物火災がないよう、お稲荷さんにお祈りしたいと思っております。

さて、本題ですが、先頃の農業委員会との打合わせの中で、終わり際に、そのほかの質問として、教育委員会に話しても駄目な場合は、議員に議論して村の教育に反映してもらえればというお話がありました。一貫してのご意見は、教育長の在任期間の長さが学力や部活に生かし切れていない、とても残念だということでした。そして、部活と学力はつながっている。一つも県大会に行く部活がないということは、学力もそれに比例しているということだとのことでした。部活の指導者は村内にもたくさんいらっしゃいます。外部指導者の一つの形として先輩方が参ると、指導に来ないでいただきました

というようなことで、今は行けなくてとても寂しいということでございます。

さらに、いじめの問題は、榛東の教育は、いじめを受けている側に我慢をしろと言うだけで、いじめをしている側に注意ができていないのでは。いじめを解決できる教育を望みますということがありました。具体的には、学校、学童も含めて、事例でございますけれども6年生が下級生をいじめる、そんなようなこともある。これらについて、個人攻撃がさらにエスカレートしないように、よく考えての対処をしていただければとのことでした。そして、まさに昨日の清水議員の学校でのデジタル通信が進めばとのことでした。

そして、質問に、今後も井口事務局長が学校通信や献立などは紙ベースでと回答されていましたが、それが全保護者、大抵の保護者の希望なのか、それとも井口事務局長さんお一人のお考えなのかということをはっきりしていかなければなりません。

そもそも、ほとんどの保護者がスマホを持っていて、全生徒にタブレット貸与をしているわけですから、それなのに紙ベースとは、お母さんが勤務先のお昼に献立を見て今日はスパゲッティ、じゃ、夜はカレー、お父さんは今日運動会の練習が始まったかと子どもたちの学校の様子を知る機会になることあるかと思えます。教育委員会事務局長が、村内の職員がなった場合があるかと思えます。そうすると、その職員が保護者だったりしますと、同じ保護者の視点で多くの方の意見が教育に反映するというものなんでしょうと思えますが、現在は教育長さん、事務局長さん、学校教育班長さん、……………反映しないということを村民に危惧されてしまうのではなく、そのような組織であつてもやはり保護者の意見を最大限反映し、子どもたちの学力や生きる力を引き出し、伸ばす教育の推進に努めなければならないということだと思えます。

ここで、この問題や、3月の何やら小学校で発生した発言で榛東村議会は陳謝、出席停止との懲罰を私に課しました。しかし、山本知事に取消しの命令を議会は受けました。この発端、何だったのか。議員が自ら考え、その違法行為をしようとしたのかを明らかにして、コロナ禍の緊急事態真ただ中だからこそ、村民の暮らしに寄り添った議会活動ができるよう質問につなげたいと思えます。

そして、今回たくさんございますが、現在内閣府ではEBPMを推進しています。これはエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングのことでございます。横文字ではございますが、経験や勘に基づくものでなく、実験で今あるデータを基に検証し、効果が見込める政策立案を行っていくことです。

EBPMは、統計データや各種手法など客観的な根拠や証拠を基にして、政策の決定や実行を効果的、効率的に行うことと定義されているそうです。EBPMは、民意や社会の状況をきめ細かく、素早く的確に反映した政策を立案実行し、ふだんは見えにくい政策の効果を可視化して、誰もが効果を実感できるようにすることを目的としています。

今、なぜEBPMに注目が集まっているのか。もちろん、これまでも民意によって選ばれた議員の声や様々なアンケートの結果、有識者の意見を参考にしながら、何らかの根拠や証拠に基づいて政策を立案実行していましたが、EBPMはこれまでの行政の意思決定方法とどこが異なるのでしょうか。

従来の政策立案の問題点、これまでは政策立案時に民意や社会の状況をきめ細かくタイムリーに把握するには限界がありました。そのため、どうしても大きな声、身近な声、理解しやすい声を中心に政策が決まりがちで、偏りが生まれる可能性を常にはらんでいました。

さらに、政策の効果を検証するのも容易ではありません。政策を実行するにはそれなりのコストがかかります。また、その政策によって、これまで問題になっていなかったところに新たな問題の種をまいてしまう可能性もあります。このため、立案された政策と効果の因果関係がはっきりしない状態では、無難に過去の慣例を踏襲するだけになりがちではないでしょうか。

たくさんお話ししましたが、このように根拠や証拠に基づいて政策を進めていくという観点で、自席に戻って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） それでは、先ほどのEBPMを含めて聞いていきたいと思います。

3月1日の一般質問で、「何やら村内の小学校で発生した」という発言で、地方自治法による懲罰が動議され、群馬県知事はこの懲罰を違法と10月8日に取り消しました。その発端は、村長が同日全員協議会の開催を求め、この発言が個人情報に触れるなどの考えを示したものだと思われませんが、この全員協議会に対して、どのような証拠に基づいて、議会がどんなことをするという成果を求めたものなのか、説明を求めます。村長お願いします。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 感染者が居住している市町村の公表と、本人が未成年者の場合には保護者等の同意を得て県が公表しているものでございます。それに基づきまして保健所管内、発表されているのは本人、あるいは保護者等が居住市町村を公表することを望んでいないということに基づいて、私のほうも言ったつもりでございます。本人または保護者等が同意していない情報を軽々しく公の場で発言することは厳に慎むべきであるという考えを私は持っております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 軽々しく発言するというものでないということですが、山本知事の審決書を拝見しますと、榛東村で陽性患者が発生した、村内に2校ある小学校のいずれかで陽性患者が発生したことを公表した事実のみをもって、公表した議員に対して懲罰を課することは合理的とは言いがたいと判断できるということですが。そして、本件が発生したという行為をもって懲罰事由と認めることはできず、処分の程度が28分間にとどまることをもって処分庁に裁量権の逸脱、または内容がないものと認めることはできないことから、本件処分に至る手続の違法性を判断するまでもなく、本件処分理由に基づき行われた出席停止の処分、本件処分は違法であると言わざるを得ない。

令和3年10月8日、群馬県知事山本一太という審決書がここにあります。

そして、村民からの声ですと、個人情報を聞いたのであれば個人情報で答えられないと言えいいと。しかしながら、個人情報を聞いているわけではございません。それなのにもかかわらず、村が公表しないことを取り上げるのは不届き至極というのが大問題です。繰り返しますが、そこが大問題ですというメッセージが昨日入っております。

続きまして、そのようなことを議会に言ったことによって、議会だよりもたくさん載ってしまいました。そうすると、違法なような内容、違法だったと言われるような内容を議会の議会だよりも載せてしまったわけですが、最少の経費で最大の効果を目指す予算執行者とする真塩村長におかれましては、議会の懲罰が違法だったということを考えると、議会だよりで広報してその懲罰は違法だったということを載せると、その成果、最少の経費で議会だよりの果たす役割が果たせるのではないかと思いますけれども、予算執行者としてのお考えを求めます。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 予算執行者としての質問ですけれども、その前に、私のほうから申し上げたいのは、今度の問題については新型コロナウイルスの陽性者、あるいは家族が不当な差別、あるいは偏見を生じたりすることのないよう、その情報の取扱いについて、慎重の上にも慎重を課す必要があるということで、異論がある人はいないと私は思っております。

このことと県の懲罰の取消しの判断とは、全く関係のない話であると思っております。先ほど無用な議論を議会に投げかけたという認識がないというあれですけれども、無用であったなどはみじんも思いません。いささかも、これっぽっちもありません。懲罰を議決したのは議会でありまして、村長が議長等に対して議会で懲罰を科す、そのような事実を求めたこともありません。県が懲罰を取り消すことについて、村長はコメントする立場にありませんので、その点は事前をお願いをしたいというように思います。

それで、先ほどの質問ですけれども、議会だよりの編集、発行は議会の責任において行うものであり、どのような内容を掲載するか否かについては、私は答弁する立場にございません。それは間違えないでください。

また、議会だよりの予算執行者としてのお尋ねですが、村の財務規則において行政委員会等に対し、財務に関する権限委任を行っているところでございます。議会事務局長に対して村長権限の一部を委任しており、100万円未満の支出命令権に限っては議会事務局長に委任しております。今質問の内容については、私の権限外でございます。お答えのしようがございません。それはあなたもよく知っているのではないかなというように思いますけれども。いいですか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 全員協議会の中から懲罰動議に向かったという経緯がございました。全員協議会の開き方についても、村長のさらなる造詣が必要だったのではなかろうかと思っております。いずれにしても、個人情報云々、個人情報を漏えいしたということでございます。それなのにもかかわらず、懲罰につながってしまったということは、やはり二元代表制の基となるものにもうちょっと細かく、今度はセンシティブにお付き合いを議会と村長がするべきなんだろうなということに、この結果が導いてくれたかと思えます。

続きまして、4番、村長から議会と当該議員に対して、議員が職員にハラスメント行為をしたと議会で調査をするよう通知し、現在議会の特別調査委員会で時間をかけていますが、当該議員、私でございますが、村長からの抗議に対して事実確認の内容証明郵便を郵送いたしましたのですが、村長は回答されませんでした。そして村長がハラスメントした職員の電話受発信記録を情報公開、私にしましたけれども、その最後の「5月12日〇〇からキャンセルしてほしいの申出」の記載は事実がなく、虚偽ではないかと思っております。このことも村長として事実を職員に徹底して事実確認されれば、この対応がうまくいったのではなかろうかと思うんです。こういったEBPM、証拠に基づいて村長がご判断いただければ、先ほどの全員協議会についても、このハラスメントの新聞報道についてもこういったことがなかったのではなかろうかと思うんですけれども、これは虚偽なんでしょうか、本当なんでしょうか。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 5月12日の件については、私のほうからよく申し上げることはできませんけれども、もしよければ自分のことですので、自分でそれをみんなに話をして、ワクチンのことから、それで私に内容を聞くのなら分かりますけれども、私のほうには電話受信記録は事実に基づいて作成されたものであります。これについて、虚偽ではないということを申し上げたい。内容については、自分で自分の発言したことですから、自分で話しをして自分でここで答える、私が答えることはない。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 実際、村が委託しているコールセンターにキャンセルしたのは5月16日14時54分、中島本人がキャンセルを申し出ております。そのICレコーダー等は自宅を取っておりますので、村長が虚偽でないとして申し上げられたようですが、虚偽であることは間違いないと思っております。

しかしながら、これも証拠に基づいてということで、証拠に基づかない議論というのは時間の無駄ですから、先に進みます。

続きまして、5番、榛名カントリークラブの跡地造成の基準値を超えた鉄鋼スラグ石材の撤去につ

いて、平成28年3月28日に大同特殊鋼株式会社と、それらの撤去などに関する基本協定を締結していると、9月の生方議員の質問の回答でも出てまいりましたけれども、ここ5年を超えて撤去が必要と議会で議論や議決をいろいろしているわけでございますけれども、本当に必要なら個別協定を締結して速やかに撤去をするのが村民への安全と福祉だと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私の質問でありますけれども、担当課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（小山久利君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 大同特殊鋼株式会社とは、基本協定締結後も旧榛名カントリークラブ跡地の基準値を超える鉄鋼スラグの撤去方法については、何回も話し合いを行っております。ただし、村が考えている納得のいく合意に至らず、今も対策工事の個別協定が締結できていないだけでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 納得がいかずできていないということですが、昨年9月に村独自予算で榛名カントリークラブ跡地などの環境調査を、大同特殊鋼株式会社との基本協定に基づく個別協定を締結せず、村独自予算で行った。これは大同特殊鋼株式会社さんは存じ上げておられませんでした。個別協定の打合せをしているということですが、このような調査をしたことということ、大同特殊鋼株式会社の本社では存じ上げておられませんでした。

そして、この調査の必要性などを9月議会の全員協議会で職員が何時間も説明し、自費での調査実施の必要性が村長らの発言で、木1本分のスラグが埋められたということ職員が3回ほど、4回かもしれない、私は3回ほどメモしているんですけども、そういう発言がありました。この木1本分のスラグが埋められたというような理由、何の証拠に基づいて説明をしたのか。村長は、だからその調査が必要だと、村単の村の税金で必要だということをお話しされたのか、その根拠を教えてください。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 中島議員の質問の中を見ますと、木1本、我々のほうは生の生一本と考えておりますけれども、何回それを説明しても木、樹木の木、それだと言い張って、我々のほうも樹木の木が入っているか1本かどうかというのは、こちらのほうはそんなこと考えておりませんので、木1本の内容を変えてもらえるのならいろいろ話をしますけれども、どうしても質問の中で木1本、材木

の木、それをずっと踏襲している以上は我々もよく分かりませんので、答えようがありません。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私としては、10メートルのコア抜き、10メートルの深さの筒を抜いたということで生一本という言葉が木1本と理解したのかもしれませんが、村長がおっしゃられるように生の鉄鋼スラグが入っているという生一本、どちらでも構わないんです。その生一本の証拠が、何に基づいて村長がこの調査が必要だと言われたのかが大きな問題なんです。村長が何も証拠がないのに言ったのか、村長自身が何の書類を見て、誰から聞いて、どのような説明の中から生一本が入っているから352万円の調査費が必要だとおっしゃったのか、その証拠、もしくは根拠を教えてください。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは生であろうが木であろうが全然関係ないというような。私は、質問ですから、生と材木の木とはっきりしなければ、本当にそれが木1本か説明もできない。それをはっきりしてくださいとお願いをしているんです。それはできないということですか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、職員はどのような、木一本分、生でも結構でございますけれども、どういう理由でどういう必要性があったかと、村長らがそういった発言をしたことで必要性を強く感じたと、第一にと答えております。ですので、村長が生、生一本のスラグが入っているからこの調査は必要だと職員に指示した、その生一本の根拠、証拠について回答を求めます。先ほど村長が樹木なんだげな、生なんだげな分からないということであれば、生のスラグが入ったということに言い換えて、ただいま質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私自身は今、生一本、生ということで変えたので、それについて、いろいろ前から説明をいたしますので、聞いてください。

私自身はその内容を見て、実際の大同特殊鋼株式会社とかそういう内容は分かりますけれども、自分で起案をして、あるいは今の渋川市の株式会社佐藤建設工業と契約をして、それを525万円ですか、そういうことでやらせた問題。これについて私は、契約者は株式会社佐藤建設工業ですから、それと一番初めにやるのが、村としては第一歩ではないかと。それと同時に、議員さんもいろいろ人が変わっておりまして、その内容についてまだまだよく分からない人も初めての人もいたということで、あのときに担当者のほうから説明をお願いしたところです。

これについて、中島議員も何の問題があるのでしょうか。そういう説明、私は株式会社佐藤建設工業の問題とか、そういうものをどういう経緯であったと、起案とかそういうものが後から見つかりましたので、それについて議員さんに説明することが必要だと判断してお願いをしたところです。私より中島議員のほうが逆に知っているんじゃないかなと私は思います。私もそのときいませんでしたので。逆にみんなの前で、自分で自分の口からその内容を逆に説明する機会をこれから取ってもらうように、自分から説明したらどうですか。私よりかよく知っていると思いますよ。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 村長に352万円をかけた、生が入っているという根拠はどこですかということを知ったわけですが、お答えになられませんでした。その中で株式会社佐藤建設工業との契約を中島、当時の職員の私がしたというようなことをおっしゃっていましたが、それは決裁文書をきちんと見ていただくと、今の村長の答弁が、虚偽とは言いません、誤っていたということが分かると思います。私が契約をしたわけではございません。当然村長が契約をしたわけで、担当もいると思いますけれども、担当は私ではございません。

そのような、村長が根拠や証拠に基づかない必要性で352万円を使ったということが、今明らかになったのかなと思うんです。

続いて、国の地域経済循環創造事業の補助金返還命令の無効確認の裁判が村に対して提訴され、公法上の返還命令は誤りであったと、村長自ら、村長が前橋地方裁判所に陳述された。村長が行くわけではございませんから代理人、お金を11万円で雇って弁護士さんが行ったということでございますけれども、平成30年8月の臨時議会でこれに係る歳入歳出予算を議決したわけですね。それなのに今議会でも特別委員会が立ち上がり、議案に賛成した議員も含めて職員の説明も何時間も受けて議論を重ねたと。そこは、そのときの議会で何の説明がうまくいかなかったのかということだと思いますが、令和3年7月15日に開かれた第6回口頭弁論で、裁判長から、榛東村代理人はどのような発言があったのか明らかにするとよく分かると思うんですけれども、令和3年7月15日付の第6回口頭弁論調書、榛東村ですね。村長は確認したことがあるのかということなんです。民事訴訟法では、口頭弁論調書に残った事柄だけで後日、手続に関する事実として証明されることを知っているのか知らないのかということでございます。

その口頭弁論調書には、本件返還命令はこれによって直接国民の権利を制限し、または義務を課すことが条例上または法律上認められているものでないから、行政処分当たらない。したがって、本件返還命令によって原告に事業主に公法上の返還義務を生じさせるものではない。そして最後に、返還命令の際に行った不服申立ての教示、もし不服があれば裁判しなさいという教示は、行政処分性を前提としている点で誤っているということ、被告榛東村村長は陳述しているわけなんです。

このようなことに対して、私は質問をしたら、何かここで裁判長が判断したと議会事務局が直

されたんです。私、直しますよと言われたんですけれども、それ違うんですよと確認をやり取りしましたけれども、全然通じないんですね。全然通じなかったの、どういうことなのかなと思いましたけれども、村は訴訟行為に対して、榛東村から全権委任される立場で被告代理人、弁護士が発言しているんですけれども、それは村の発言となります。それは代理という法律行為の効果の中で、村長個人がどう思ったかとしても変えられませんし、むしろ村長という立場の人が法律の根本を否定するというのは不見識かと思います。

そして、裁判所の書記官が作成する調書の記載だけがその裁判上、裁判手続上でどのような発言を当事者が行ったかを証明できる唯一の手段というのが、民事訴訟法としての規定です。ですので、もし村長が、返還命令が誤りであったということを陳述したことが間違いであれば、責問権の放棄、その時点でその調書を見てこれは俺は言っていないと、弁護士が勝手に言ったんだと言わないといけなかったわけなんですけれども、既に責問権は放棄されていて、修正は不可能な状態です。そのように裁判というものが行われていながら、さらなる特別委員会を議会に開いてもらってそういったことを調査するというのは、執行としていかがなのかなど。先ほどの全員協議会も含めてそうなんです、やはり最低限執行の中で法的な内容は解釈を終えて議会につなげていただきたいと思っております。いかがでしょうか、村長。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今の内容ですけれども、詳しくは担当のほうから説明申し上げますけれども、私自身今回の返還、これについては、自分で内容を全て国に報告したわけですよ。どうせこれから答えを出すには、この内容については、もう村長の決裁を取ってこれを出したという私の責任じゃないと言うかもしれませんが、その内容に基づいて会計検査院が、私も会計検査院がどこにいくか分かりませんが、はっきり言って行ったことないので。どうしてもその内容、足し算しても合わないんです。それ自分で知っていますよね。こういうことでこういうものを出した、そういう内容について、まず会計検査院も何も言わずに足し上げて計算が合わない。内容をちょっと見ても、これは該当する品物を出しているというようなことから、会計検査院は調査に入っておるということは、中島議員も知っていることだと思います。知らないなんていうことは言わせません。内容については担当のほうから説明します。今の質問に対して、特にありますから。

〔「いや、村長に答えてもらうんで結構です」の声あり〕

○議長（小山久利君） 回答は説明員がするので、誰が説明してもいいんです。

〔「もう十分です」の声あり〕

○議長（小山久利君） 山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） はい。ただいまご質問の本件とあるのは、補助金返還命令無効確認

等事件請求事件のことであります。

本事件につきましては、原告が、補助金返還命令が行政処分に基づく請求であるとのことから、行政処分の取消しを求める旨の訴えを、その関連事項に併せて提訴したものであります。

村としましては、本補助金の返還につきましては、行政処分としての返還命令ではなく、原告が主張する行政処分の取消しについては該当しない旨主張し、これが裁判所に認められたものでございます。

裁判には刑事裁判と民事裁判がございます。そして、民事裁判の中に行政裁判も含まれます。本事件は行政訴訟として提起されたものでございますが、補助金の返還命令は行政処分に当たらないことから原告が行政訴訟を取下げたもので、返還命令が無効なものであるということではございません。

今回の補助金の返還命令は、不当利得について村が返還を求めたものであり、これは当事者に法律上の原因を欠く利得があり、他方、当事者にこれと因果関係のある損失が生じたときに、その事実関係を理由として債権、債務が発生するものであります。

本件の補助金の返還請求権は、会計検査院の会計実地検査の結果、既に事業者に交付されていた補助金の一部について、法律上の原因を欠いていたことが判明したため、その返還を求めたものであります。債権の法的性質としては、不当利得請求権となります。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、村長からの説明、担当の説明員からの説明がございましたけれども、補助金返還命令というのは行政処分そのもので間違いございません。そこのお考えが若干異なったご説明をいただいたように思っております。

つきまして、続いて次の質問に移ります。

時間も押してまいりましたので、ライフラインの問題です。ライフライン、水道の老朽管対策の問題でございますけれども、生方議員のほうからもありましたけれども、今、普通デジタルマップというのは、このここで漏水あると、その下の何百戸が給水が止まるという状態が分かるようになっております。榛東村はいまだもって、紙を持って現場に行くんですね。そこで、紙の内容と下の本管の内容が違うということはあるかもしれませんけれども、もう既にデジタルマッピングが進んで約20年近くあるものですから、それらのデジタルマップというのを、下水道についても上水についても、群馬用水についても、そういったデジタルマッピングを進めて、職員が現場に持って行って、そこで漏水して工事をすると何軒が停止になるというようなことが分かるようなデジタルマッピングで、少なくとも今の紙ベースをiPadか何かで職員に持たせるということは考えておられるでしょうか。新年度予算でぜひお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 中島議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、漏水復旧の着手時の対応についてご説明をいたします。

一般的に通行人の方や役場職員などから漏水の一報が役場に入ります。その際、上水道管か農業用水管かなど、発生時期などにもよりますが、大体のあたりをつけまして管路図をプリントアウトした紙情報を持って現地に駆けつけます。現地では修繕業者に連絡をする、管路図に基づいてバルブ操作を行うなどして漏水管の特定を行います。また、紙情報とは、上水道管、下水道管ともに管路情報が庁舎パソコン内に格納されておりまして、これをプリントアウトしたものでございます。

ご質問のとおりタブレットで対応できるほうが便利かとは思いますが、恐れ入りますが紙情報にも有用性はございます。本体機器がなくても可視化できるとか、雨や水に濡れても問題ないとか修繕業者に手渡せるといった利便性もあることをご理解ください。現在はその方法にて対処をしている所存でございます。すぐに導入とはまいりませんが、維持費用なども含めまして今後タブレット対応を研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうですね、紙がいいということ、学校の連絡も紙で行うということで、榛東村はデジタル化、国のデジタル化とちょっと異なって、紙で旧態依然でやっっていこうということが学校の連絡、水道の管路図についてもそのような回答をいただいてしまったのかなど。

しかしながら、皆さん順応な頭脳をお持ちだと思いますので、全体でデジタル化を国のとおり、昨日の清水議員も言われたように、デジタル化が進むともっと村民のコミュニケーションが進むのではなかろうかなど、もっと根拠や証拠に基づいた政策立案ができるのではなかろうかと思っております。

幾つか飛ばしたものににつきましては、次回以降またさせていただきます。

続いて5番、自衛隊のオスプレイ機が初めて相馬原に飛来する資料をいただきました。新聞でも報道ございました。私が自衛隊にオスプレイが初めて来ると言う、村民の方は違うよ、違うよと、もう何回も来ているよというようなことを言われるんですが、自衛隊機として日本の法律の下の中で飛行するオスプレイは初めて来ると言うことでございます。実はもう来ているのかもしれませんが、まだ来ていないのかもしれませんが。一般的なCH47、チヌークというものですけれども、それに代わる機種ということでございますけれども。

榛東村は、基地と共存共栄する村でございます。村民の皆様の安心と安全のために、平成13年11月9日の相馬原飛行場での航空機の運用に関する協定に関する確認書、これも、私は議員の立場ではなく情報公開で300円を払って頂いた資料でございますが、その協定に関する確認書の配備機種の変更にあたるものとして、これは新たな協定が結ばれるんだろうと思っております。議員にはいまだご説

明ございません。

しかしながら、議員の12名に説明するよりは、村民への説明会の開催や、安全が確認されて導入されたオスプレイの搭乗見学会などを開催しまして、村民の方の不安を払拭する考えはいかがでしょうか。最近、平成13年から場周経路というものが決められているんですが、どうも飛び方がおかしいということが村民の皆様から入っております。場周経路の考え方、この2点について回答を求めます。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 1点目のご質問が、配備機種の変更にあたるものとしてということが前提となっておったかと思うんですけれども、本件につきましては配備機種の変更には当たらないというふうに理解をしております。配備というのは常時そこに定駐しているといいたいまいしょうか、ということでございます。今回ご承知のように、陸上自衛隊のV22オスプレイは離発着訓練、それと制限地訓練を実施するため、暫定配備先である木更津から相馬原駐屯地に飛来するものでございます。

また、2点目のお尋ねの場周経路関係でございますけれども、こちらにつきましては平成13年3月に第12師団が旅団化をされたという際に、第12ヘリコプター隊が本村に駐屯することになったということから、同年11月9日に相馬原飛行場等での航空機の運用に関する協定を相馬原駐屯指令と締結し、当該協定書において場周経路が明示をされました。その後、平成18年でございますけれども、3月に場周経路の変更があり、その後変更はなされていません。

お尋ねの場周経路のとおり飛んでいないじゃないかという点につきましては、そういった場合もあるということは認識をしております。教育施設の真上ですとか、そういったところを飛行するような場面もございますし、そういったときには自衛隊のほうにその旨の連絡をし、状況の説明を求めているということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、回答いただいたわけでございますけれども、配備機種の変更にあたらぬ、まだCH4、チヌークがあるので配備機種の変更にあたらぬということで回答をいただきました。

しかしながら、チヌークが耐用期限が過ぎた後にはオスプレイとなるんですが、オスプレイのときには配備機種の変更ということで協定が行われるということでもよろしいか確認を1つと、先ほどの質問にありました搭乗見学会や村民への説明会、安心であるというあかしの説明会や場周経路の話などの説明会を開く考えはありますか。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 冒頭、議員ご本人で証拠や根拠ということをおっしゃっていたかと思う

んですけれども、CH47がオスプレイに置き換わるというような根拠はどこにあるのかというのをお示しいただければと思うんですけれども、いずれにしてもオスプレイ、今回のこの訓練でございますので、ご質問の前提が配備機種の変更にあたるから説明会を開催したらどうかというご提案ですので、本件につきましては配備機種の変更にあたるものではないということから、答弁を差し控えたいというふうに思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 通告した内容が、配備機種の変更ということでしたから、回答は差し控えるということでしたが、私ども、そのEBPMといった根拠、証拠ですね。その期限が来るのでオスプレイに切り替わると国の説明でもあったように思うんですけれども、では、どこの新聞にあって、どこの閣議決定だと言われると、今、手元にないので、総務課長のおっしゃるとおりでよろしいかと思っておりますけれども、いずれにしても、日米共同訓練と異なると、自衛隊機、日本の国防がオスプレイに切り替わった劇的な場面でもありますので、やはり通告にはございませんけれども、村民の皆様説明をしていただいて、自衛隊との共存共栄について、さらなる強固な形、そして今後に向けて基地の村としてどのように榛東村が繁栄できるのかにつなげていただければと思いますけれども、お考えについてお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） ご承知のとおり、この相馬原に駐屯している第12ヘリ隊について、この相馬原と北宇都宮に駐屯しております。ご承知のとおり、今、何度かお話いただきましたけれども、CHという二枚羽、それとあとOHという観測用のヘリが相馬原にあります。北宇都宮にはUHですとか、また異なる機種が配備をされていて、それ以外のところからも、これまでも相馬原で離発着訓練等は実施されてきているということでございます。

今回は、ここに飛来する機種がV22オスプレイであるということでございますので、訓練の一環ということで、こちらのほうは認識をしているところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 訓練の一環ということで認識いただいていると。そうでなかったときには、そのような対応をしていただけるという回答だったと思っております。

続いて、Aコープ榛東店が閉店されてしばらくたちますが、周辺地域の方々の買物が困難となり、良質なたんぱく質を取る機会が少なくなってきました。きていますとあって、EBPMでどうかということでございますので、健康保険課、村民の健康診断結果、そしてまた医療の状態、医療費の状態等、データがございます。それらのデータで具体的にそのような傾向が表れているか。表れていな

いにしても、どのような対策を考えているのか。昨日、免許返納のところでありました。免許返納した方々がどのようなQOL、生活に対して、ちょっと施設に入りやすいとか、入所しやすいとか、そのような傾向があるのではなかろうかという観点で、村民に寄り添って健康対策をしていただけたらと思って考えておりますが、いかがでしょうか。

健康保健課長、お願いします。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 議長、反問権の許可をお願いします。

○議長（小山久利君） 許可いたします。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） お答えの前に、Aコープ榛東店が閉店されたということで良質なたんぱく質が取られていないということの根拠や証拠がございましたら、示していただきたいと思えます。

○議長（小山久利君） どうぞ。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 証拠というのは、買物の機会が減っているということなんです。今、反問権なんですか。減っているということは明らかで、買物に行けないという人が多くなっているというのはアンケートの結果でも出ていませんか。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） もう一回、反問権よろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） はい。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらでは、Aコープがというところの閉店されたことによって、良質なたんぱく質が取れなくなった、そういった根拠を示していただきたい、議員が一般質問でそれを上げるということは、議員が先ほどおっしゃっているように根拠や証拠に基づいての質問かと思えますので、議員が持っているデータをお示しいただきながらでないと、お答えができないかなということと、その周辺地域はどこを指していらっしゃるのか、アンケートを議員が取ったの買物困難の方が減ったのか、そういったところ、またはAコープ以外の食料品店舗の食品では良質なたんぱく質が取れないから減っているのか、そういったデータがあるのでしょうか。そこをお示しいただきたいと思えます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 小さな榛東村ですけれども、今、保険課長が全体を総枠で回答を考えると、そしてその地域に、どこに証拠があるんだということでございますが、具体名を挙げれば、個

人名になるので差し控えますけれども、何区の誰さん、何区の誰さん、何区の誰さん、何区の誰さん、何区の誰さん、何区の誰さん、20人を超える方からそのように買物に行けないと、魚や肉が買えないということを聞いております。20人だから健康保険課長が答えるに値しないというようなことであるか、それとも、そういった名前を正式に出してアンケートを取って質問をしろということであれば、そのようにアンケートを大至急取らせていただきます。いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） そのAコープ榛東店が閉店されて、もちろんお近くのお住まいの方のご不便を感じている、実際確かにあるとは思いますが、そのことによって直ちに健康被害への影響があるとは考えにくいところもございますし、そういった視点での健診等を行っているところではございませんので、そのAコープ榛東店が閉店になったことによる変化はいかがかというご質問であるとしたら、明確な根拠がない仮定による質問にもなりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 答弁を差し控えていただくと、榛東村の人たちの生活が豊かに、暮らしになるということであれば、それはそれで結構だと思います。

何か時間が1分ですずっと止まっているので事務局長に感謝したいところなんですけれども、そういった視点で村民の方々、たかだか1万4,000人、たかだかと言うとおかしいんですけども、1万4,000人の皆様の暮らし、特に高齢者の暮らし、前はよかったと言われないようなむらづくりに考えていただくように、健康の観点からも健康保険課長にお願いした次第なんですけれども、今までの前例に踏襲されず、今の榛東村の状況に見合った健康保険対策を要望いたしまして、時間が来る、鈴が鳴らないのもう一問いきます。

榛東村の村民憲章には「先人の築いた郷土の歴史とすぐれた伝統を大切にし」との前文がありますが、令和3年に行われた地方自治功労賞などの荣誉に享する村民の方が極端に少ない、村で申請しないともらえないのではないかと、現在の叙勲対象者数などの現状についての説明ということを求める予定でございました。

令和3年で榛東村が地方自治功労賞、県の青少年育成推進員連絡協議会の関係で1名いらっしゃっただけです。そのほか、文化についても何についても、どなたもおらなかったように認識しております。来年は、しかるべき法に基づいて叙勲、地方自治功労賞、たくさんの先人たちの貢献に対して議論をしていただければと思っております。そして、推薦していただければと思っております。

あと残った質問は、次回につなげさせていただきますが、現在の定員数で令和4年度の保育園幼稚園入園希望者という待機児童については、南議員が大変丁寧に聞いていただきましたので、そのとお

りに進めていただければと思います。地域型の保育所は9月30日に正式協議を開始して、既に建設が始まっているということも知っておりましたが、何か……

○議長（小山久利君） 持ち時間終了です。

○5番（中島由美子君） 12日に何かしたということらしいですけれども、いろいろ議会で村民の声、たくさんあります。議長、大変時間ありがとうございました。次回につなげたいと思います。

以上で5番の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 以上で、5番中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 質問でも反問でもございせんけれども、議会にお願い申し上げます。

いろいろスラグ問題とか、あるいは返還問題、いろいろあります。これを私自身も、しっかりこれはいろいろなことを含めて我々もやっていきたいと思っておりますので、議会の皆さんもご協力をお願いしたい。そして、何ととっても、白子のところにトイレらしきものをつくって、あるいは金を払っております。そういうこともちゃんと説明してください。ありません。それを、ないものを工事したように見せかけて、これは自分が職員のときにやったことですから、もう時間が過ぎたとか何か言うかもしれませんけれども、どこにあるんですか。そういうことをちゃんと、これは私がやっていきますので。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 着座のまま休憩といたします。

午前11時34分休憩

午前11時40分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の日程を追加し、日程の順序を変更して、これを先に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程を追加し、日程の順序を変更して、これを先に審議することに決定いたしました。

◎追加日程第 1 発委第 8 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第 1、発委第 8 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番南千晴議員。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君登壇〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） 発委第 8 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、別紙のとおり、榛東村議会会議規則第13条第 3 項の規定により提出するものでございます。

令和 3 年12月 1 日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、南千晴。

提案理由。

議員の議会活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、環境整備に努めるものでございます。

改正内容につきましては、第 2 条の次に育児時間、第 2 条の 2、議員が生後満 1 年に達しない子を育てる場合は会議中に 2 回、それぞれ少なくとも 30 分、その子を育てるための時間（以下育児時間という）を議長に請求することができる。ただし、会議時間が変更されたときは、この限りではない。2、議長は前項の請求があったときは、休憩するものとする。3、育児時間の請求は、文書または口頭をもって行うを追加するものです。

附則、この規則は令和 3 年12月 1 日から施行する。

育児時間とは、主に授乳、搾乳を想定しております。

文章は、労働基準法を参考に作成をさせていただきました。

説明は以上でございます。

これは、議員各位のご理解がなければ成り立ちません。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番中島由美子議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） ただいま見せていただいて、大変よいことだと思っております。

1 つ説明をお願いできればと思うんですが、第 2 条の 2 の 2、議長は前項の請求があったときは育児時間を請求した方が休憩するものという意味でよろしいでしょうか。これは、議会が休憩するとい

うことでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） お答えいたします。

会議規則にもあるように、休憩というのは議長が宣告するものでありまして、議長の議事整理権ということですので、議長が休憩をするということでございます。通常の休憩等の宣告と同様に、議長のほうで休憩を宣告されて、何時にスタートするというようなことで、議長の判断においてされるということでご理解いただければと思います。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これを取ることは大変よいことだと思うんですが、執行、議会、傍聴を含めてたくさんの方がいらっしゃると。休憩時間、育児休暇、産休もそうでございますけれども、ご本人が取られるという分にはよろしいかと思うんですけれども、参画できなくなってしまうという欠点はありますけれども、この2番、議長は前項の請求があったときは議会を休憩にして、例えば1人であれば30分、一緒に取っていただくとは限らない、生理現象でございますから、2人であれば1時間、3人いれば1時間半休憩になるという前提をはらんでいると思いますけれども、そういったことを含めてでよろしいでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） 3のほうに文書、また口頭をもって行うということで、今回はあらかじめ議長に相談をしておくということで想定をしておりますし、2人、現在対象の議員がいるということでありまして、2人で話し合っ、なるべく別々に取るというよりは、同じ時間をお願いをするような形で、お願いしようということで現在ではそのような話になっております。

議長のほうも、今まで通常の休憩等も15分から20分、長ければもう少し取っているということでもありますけれども、その通常の休憩を取るときに、プラスで育児時間という形で休憩を加えるというようなイメージを持っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

この授乳以外の、介護で親のおむつを取替えに行く時間とかもいろいろ今後出てくると思います。そういったことも踏まえて、なるべくそういう時間がうまく休憩に当たるように議長に配慮していただく、そのときの議長に配慮していただくというようなことで、総論賛成ですので、そういう前提を

踏まえて賛成したいと思っておりますが、そういうことでもよろしいでしょうか。質問です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔議会運営委員会委員長 南 千晴君発言〕

○議会運営委員会委員長（南 千晴君） これまで、榛東村議会は、やはり家庭生活との両立ということで課題が出たときに、その都度会議規則を改正するなど、議会の中で取り組んでまいりました。

今回は育児時間ということで、授乳や搾乳、そういったことが想定しておりますけれども、またそういう介護等の話があったときには、議会運営委員会等で話し合っただけで柔軟に対応していくということが必要だと思っておりますし、それも環境整備の一つだと考えております。

先ほど中島議員のほうから、審議の途中でというようなお話ありましたが、委員会で議論していく中で、やはり離席するというですと、その間、審議に参加できないということで、やはり住民から選挙という形で負託を受けた議員がしっかりと審議に参加できる、そして授乳等も継続できる、両方できるような選択をしようということで、今回の改正案に至った次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、議会運営委員会からの発委でございます。委員会付託を省略したいと思います。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第8号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

○議長（小山久利君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定 について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第85号について説明申し上げます。

議案書、説明資料ともに1ページでございます。議案書2ページが条例案でございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

再編関連訓練移転等交付金事業基金を新たに造成するため、自治法の規定に基づきまして、この条例を制定しようとするものでございます。

基金の原資につきましては、再編関連訓練移転等交付金、基金の使途でございますけれども、法律に定められております事業ということでございます。

このちょっと聞き慣れない言葉かと思うんですけれども、再編関連訓練移転等交付金というものでございますけれども、昨年の12月7日から18日にかけて、相馬原、それと新潟の関山で日米共同訓練が実施をされました。その訓練の実施に伴って交付をされるというものでございまして、この交付金の制度自体は平成29年から始まっております。今回、昨年の日米共同訓練の実施に伴って8,030万円ほど交付金が交付されるということで、こちらにつきまして基金化をいたすというものでございます。

参考資料2ページに、この条例の施行規則の案ということでつけさせていただきますけれども、基金の使途につきましては、この規則の案の第2条で、防災中枢機能施設備品整備事業に充てるということにする予定となっております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 先ほど、総務課長が耳慣れない言葉ということでございましたけれども、再編関連訓練移転等ということは、お話にありました日米共同訓練のみの再編移転、榛東村も日米共同訓練の基地の該当場所になるということの法律に基づいて交付金が出るということによろしいのか

というのが1点。

そして、2点目は、平成29年から始まっていると、8,030万円を交付する。29年からまとめて交付するのか、それとも29年、30年、31年の額があるなら、それを教えてください。

もしあるとすれば、それは何に使ってしまったのかということ。

3点を1問目でお聞きします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） まず1点目でございますけれども、基本的な部分といいましょうか、沖縄に米軍の基地が集中しているということで、沖縄の負担軽減ということから、基地そのものを移転するということではなくて訓練を移転するということで、昨年実施された日米共同訓練も訓練移転ということに当たるということでございます。

29年度以前については、当然制度がございませんでしたので、こういった交付金はございませんでした。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 29年度以前は交付金がなかった。制度がないから、ないよということでございましたけれども、29年度から始まっている日米共同訓練に対する8,030万というのは、今年度分といいましょうか、去年の12月に行われた分からのみ榛東村へ交付される。そのお金についての基金を決めるということですかというのが、確認のため、1点目。

2点目は、再編関連、訓練がこっちに来るよというのは、榛東村で何らかのことを議決する必要があるのか。これは国とアメリカの問題だから、全く議論及ばないんだよ、法律でそのままなんだよということなのか。

3番目については、そういうことというのは具体的にいつ、去年の12月より前なんだろうけれども、そういうことはいつお話があったのかどうかということの3点をお聞きします。

3点目は、去年12月に日米共同訓練があったと。それは訓練地域の再編だと今おっしゃいましたけれども、訓練地域の再編というのは、市町村に何ら申入れがあったのかないのか。これは国が勝手にやっていることだから、ああ、そうなんですというだけのことなのか。よく私存じ上げておりませんので、そこら辺のやり取りがあったかないかというのが3問目をお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） まず1点目でございますけれども、すみません、説明というか、言葉があれだったんですけれども、29年度からこの交付金はできております。当然、この制度ができて以降ということなので、それ以前も相馬原において日米共同訓練実施されていたわけですが、それ

に関しては当然この交付の措置はないということで、制度がなかったということです。

それと3点目が、言葉が「訓練移転」というんですけれども、訓練を沖縄以外でやるという意味で「再編」という言葉が使われているんですけれども、米軍基地そのものが例えば相馬原に移ってくるとか、そういうことではございませんので、駐留米軍の負担軽減についても、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法という法律がございまして、これに基づいて、基地そのものが移転するという例もないわけではないと思うんですけれども、これからですね。それは、今、普天間に移設するというようなことをやっているわけなんですけれども、基地そのものというものも、この中には入っているんですけれども、あくまでもこの相馬原の場合については訓練移転と。数日間ないし10日前後の訓練が実施されるということでございます。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 中島議員、議案の付託です。総務産業建設常任委員会に付託しますので、踏み込んだ質疑は委員会のほうでお願いしたいと思います。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 踏み込んだといいましょうか、3回3問、9問ということでございまして、その範囲で収めたいと、なるべくルールにのっとってやりたいと思っております。

そして基金の規則、目的、使い道が、防災中樞拠点に使いたいということでございますが、実際そのような訓練の影響を受けるといいますと桃泉12区、自衛隊のすぐ隣でございます。そういったところでも少しこの交付金を、オスプレイになったからどうかと、危険度が増したか増さないかということとはちょっと分かりませんが、そういったことで、防災中樞拠点のみじゃなくて、近隣、その影響を受ける地域でも、何かする場合には使えるという項目があつてしかるべきと思っております。地元からそのような要望があつたのか、そして要望がなくても皆さんの中で、12区とは限りません、13区もそうでしょうし、新井もそうです。そういった地域で使える予算というものを考える必要があつたのではなからうかと思っておりますけれども、そこについてお願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 直接、基地に近いエリアのというお話ですけれども、この交付金とは別に、従前から特定防衛施設周辺整備調整交付金という交付金が毎年度交付されております。そちらの用途につきましては、道路整備であったり、あるいは各区のコミセンの大規模改修であったり、そういったことで充ててきてございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） この資金使途についてお聞きします。

防災中枢機能施設備品整備という形で、資金使途がある意味、防災中枢機能を強化するという意味合いのことも含めて、資金使途が決まっているような気がするんですが、先日、渋川警察署の何か有事あるいは災害時に、渋川警察署の機能を榛東村の中に移すというようなことで下見に来たか、打合せに来たかということをお聞きしたんですが、その件とこの防災中枢機能施設備品整備事業、これの資金使途というのは、何かリンクをしているのかどうかというのを教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お話のあった渋川警察署が、仮に警察庁舎が、地震が主かと思うんですけれども、倒壊したということで警察の機能が果たせないといった場合に、この役場の会議室の1室でその機能を維持するというので、先日その訓練が行われたということでございまして、そちらとは今回の条例で定める基金の使途とは全く別のものがございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 防災中枢機能施設備品整備事業において基金の運用・処分に関わる計画を作成と、運用のほうはいつ頃から、規則は令和4年1月1日から施行とのことですが、計画の作成はいつ頃からで、運用はどのぐらいになるのかというのを教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） この交付金自体が、交付をされるのが本年度末の見込みでございます。そういうので、本年度については交付金を受け入れて、基金に積立てを行うところまで固めます。次年度以降は、この交付金がまた改めて交付されるということではございませんので、基本的には、積み立てている基金の運用利子をそのままこの基金に積み立てるといことになろうかと思いません。

実施の時期ということですが、条例をお認めいただいて、その後この規則を制定し、その後ということでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第85号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正

する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定についての提案説明をさせていただきます。

議案書第3ページでございます。

議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、次のとおり本件条例を制定することにつきまして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提出日、提出者は記載のとおりでございます。

本文に入ります前に、議案参考資料3ページをご覧ください。

趣旨・目的のところでございます。今回この条例を制定いたします目的は、現在、特別会計をもって経理しております本村の公共下水道事業及び農業集落排水事業を、上水道事業と同じく公営企業会計に移行するものでございます。そして、総務省から平成31年1月25日付通知をもちまして公営企業会計への移行が要請されたことを受けまして、この議案を提出するものでございます。

なお、既存の特別会計の設置関係は、後ほど次の議案にて説明をいたします。

いわゆる今回の条例の改正方法は全部改正でございます。そのために、新旧対照表はございません。いわゆる上書きという方法によるものです。そのため、改正した部分、加えた部分を中心にご説明申し上げます。

それでは、議案書の4ページにお戻りください。

最初に、この条例のタイトルでございます。

続いて、全部を改正する旨の導入文がございます。

次の4行目以降にありますのが、全部改正後の条文でございます。条例名を「榛東村上水道事業の設置等」から「榛東村公営企業の設置等」に上書きをするものです。

第1条、設置の部分で、水道事業及び下水道事業を合わせて公営企業とする用語の定義をしております。第2項では、下水道事業の内訳として、公共下水道も特定環境保全公共下水道も農業集落排水も下水道事業であると定義をしております。

第2条、経営の基本では、公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならないと明記し、第2項では水道事業の経営の規模、第3項では公共下水道事業の経営の規模、第4項及び別表では農業集落排水の名称等が明記されております。

第3条、法の全部適用ですが、これは改正前にはなく、新たに加わった条文です。そもそも水道事業は、公営企業法適用の必須事業でありまして、条例化する必要がありませんでした。比べて、現在のところ下水道事業は公営企業法上では必須ではないため、地方公営企業法及び施行令の規定によりまして、下水道事業に法の規定の全部を適用する旨を明文化したものであります。

続いて、第4条、組織です。第1項では、改正前と同様に公営企業に管理者を置かないものとするものです。第2項では、公営企業の管理者の権限を行う村長に属する事務を処理させるため、上下水道課を置くという内容となっております。

以下、第5条、重要な資産の取得及び処分。

第6条、議会の同意を要する賠償責任の免除。

第7条、議会の議決を要する負担付寄附の受領等。

第8条、業務状況説明書の提出は、改正前の条例と同様の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、附則において、この条例の施行日は令和4年4月1日からとなっております。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、改正する条例のご説明をいただきました。

議案の4ページ目でしょうか、第2条、経営の基本の2です。給水人口は1万7,700人とするというのは、全部改正であります。これから約3,000人の伸びを榛東村で考えているということなのか。今の規模の施設だと1万7,700人がマックスなのかということも1問目。

2問目は、1日最大給水量1万700立方メートルというのは、例えば、今が5,000立方メートルで半分ぐらいは余裕を見ているのかということが2問目。

3問目は、（1）に戻りまして、新井の一部、広馬場の一部、上野原の一部ということですが、これは何の関係で一部なのか。工事費がかかるので一部なのか、何か理由があるか。

その3問を1回目でお聞きします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、まず、1問目と2問目につきましては一緒にお答えいた

します。

今の条例のままでございます。こちらのほうは水道法の認可とも関わってまいりますので、そのための変更、認可等は予定しておらないことから、現条文のとおりということでご理解ください。

結果は3問目の質問、地域の話も、例えば、何々の山林があつてそこを除いたのではないかとか、そういう推測はいろいろできるんですけども、こちらのほうも条文どおりということでご理解ください。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 続いて、第6条でございます。職員の賠償責任の免除について議会の同意を得るということで、賠償額が10万円以上というんですが、これは一般の職員にもあることなのか、公営企業だからこそあることなのか。職員にあれば、この10万円というのは、特に上水道をやる人だけ非常に厳しいのか厳しくないのか。認識として情報を持っていませんので、教えていただきたいということと、第8条、業務状況説明書の提出とあるんですが、今のところ榛東村は不明水が多いと。金額でかなりの金額になっているということでございますが、公営企業法になるとどんなことが、不明水はどういう扱いになるのか。経費になるのかというようなことの3問。

2回目ですけれども、これで質問を終えたいと思います。委員会で質問したいと思います。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） すみません、賠償責任と不明水、2問。

○議長（小山久利君） 2問です。

○上下水道課長（富澤光彦君） はい。申し上げます。

第6条に関しましては、議会の同意を要する賠償責任の免除でして、公営企業に関してのみつくられておる規定でございます。

続きまして、8条、業務状況説明書に関しまして、どういったことが便宜になるのかと。不明水に関していろいろあるんですけども、国のほうから言われておりますのは、指導通知によりますと、公営企業化をすることによりまして、経営状況の的確な把握等ができます。業務量の増加に応じた収入の支出への充当、こういったものが柔軟的、弾力的に行えるということがうたわれております。

そして、その通知の根幹となる一番上のいわゆる冒頭でこれは書いてあったんですけども、今後、将来にわたって持続可能な経営を確保するために経営の見える化、これが必要なんですよということが通知のほうには載っておりました。

これらの規定、方針にのっとりまして、明確化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第86号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては6ページ、議案参考資料につきましては4ページ、お願いいたします。

まず、議案参考資料にて説明させていただきます。

現在、この条例には地方自治法の規定による特別会計が8会計定められておりますが、新年度におきまして、このうち3会計を変更しようとするものでございます。

まず、現行第6条で規定されております住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、貸付金及び借入金の償還期間が満了することに伴い、同会計を廃止いたしまして、以後の滞納となっております貸付金の回収につきましては一般会計が引き継ぐものであります。

続いて、第7条、第8条で規定されております公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計につきましては、先ほど説明がありましたように、地方公営企業法を適用させた下水道事業とし、1つの特別会計、いわゆる公営企業会計ですが、こちらに移行させようとするものでございます。

議案書のほうに戻っていただきまして、施行日は令和4年4月1日としております。

また、経過措置といたしまして、住宅新築資金等貸付特別会計におけます令和3年度の歳入歳出の出納及び決算につきましては、従前のおりとしております。

議案第87号の説明は以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 1問だけお願いします。

ただいまの説明で住宅新築と上水と下水と、2つ、3つ、なくなるという説明だったんですけれども、上水と下水は企業会計、公営企業法になるので、ある意味の特別会計という考え方、今、1つの特別会計になるという説明だったんですけれども、ある意味の特別の会計ということですかというのが1問目。

あと、住宅新築資金については、償還年数が終わったということですが、今まで何回か質問した中で、そういう既定路線というのが明確にされていなかったような気がするんですけども、明確にされていたのかどうかということ。

そして、公営企業会計になって、条例も制定するというので、そういう対応を可能にするということ、当然なんだろうけれども、その3問についてお尋ねします。

〔「3問目はまだです」の声あり〕

○5番（中島由美子君） 3問目は、上水と下水と一緒に公営企業会計にするということですよ。ですよ、4月から。じゃ、そういう対応に、もう対応ができたということで考えてよろしいでしょうか。これから予算を出していくんですけどもね、はい。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、特別会計のことについてですが、先ほども申し上げたんですが、今までが地方自治法に規定する特別会計というものだったんですが、今度、公営企業会計というのは法律の用語で言いますと、公営企業法を適用した特別会計というふうなものになりますので、特別会計は特別会計です。ただ、根拠となる法令のほうは自治法と公営企業法で変わっていると。おのずと経理の仕方、会計の方法も変わってきます。

それと、公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の今回の公営企業化につきましてですが、先ほども説明がありましたように、数年前から国のほうからの要請がございまして、先には人口3万人以上というところが主で公営企業化しろということがあったんですが、それが終わったところ、人口3万人以下につきましても公営企業化をしてくれというふうな通知が入りましたので、本村におきましても、数年かけまして議論、調整、その他検討等をしまして、このほど公営企業化にするというところがございます。当然、条例が通りました暁には、平成4年度の予算につきましては、公営企業会計にのっとり予算を3月定例議会に上程させていただき予定でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第87号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第5 議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する

条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第88号の提案説明をさせていただきます。

議案書ですと8ページでございます。

議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定でございます。

記載のとおり、議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、議案参考資料8ページをご覧ください。

趣旨・目的のところでございます。先ほどの議案第86号と同じでして、総務省の要請により下水道事業の公営企業化を図ろうとしておりまして、そのために必要な条例改正を行おうとするものです。この条例の改正方法も全部改正でございます。よって、新旧対照表はございません。こちら、いわゆる上書きという方法により改正を行っておりますので、改正の部分を中心に説明申し上げます。

それでは、議案書ですと9ページになります。

最初に、この条例のタイトルがございます。

続いて、全部を改正する旨の導入文がございます。

次の5行目以降にありますのが、全部改正後の条文でございます。条例名を「榛東村上水道企業職員」から「榛東村企業職員」に上書きをするものです。以下同様に、改正前の「上水道企業職員」を単に「企業職員」と改めまして、ほかは改正前の条例及び一般会計に準じた内容となっております。

附則につきましては、この条例の施行日を令和4年4月1日からとするものです。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 何か、関係法令が地方公営企業法ということで、今までとちょっと違って、新たな人事になるのかと。今までどおり水道課へ異動だよみたいな感じと、若干給与の支給も例によ

るということは、地方自治法、地方公務員法の職員ではあるけれども、そこに何らかのくくりがあって、人事異動も何らかの変化があるのかどうかという、全く村の職員で、全く法令的に関係ないんですよということなのか。若干くくりは変わるんだ、整理されるんだということがあれば教えてください。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） では、こちらの条例を提案いたします現下の私のほうからご説明申し上げます。

こちらの規定は、本来地方自治法で、例えば、組織、給与その他、条例によらないものは支給してはならないよ等の規定が地方自治法にございます。公営企業の場合には、申し上げます、地方公営企業法第38条第4項、「企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。」とあります。それなので、公営企業化のためにはこちらの条例は必須となっております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第88号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第6 議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案書は10ページから11ページです。説明は議案参考資料でさせていただきます。議案参考資料の9ページをお開きください。

改正の趣旨・目的でございます。学童保育所を次のとおり、廃止、追加、名称変更をするものとする。条例第4条において、学童保育所の名称及び位置を表にして規定してございますが、この表を改正させていただくものです。

現行の北部第一学童保育所につきましては、北小学校1階の空き教室を貸借しているものですが、

令和4年3月31日で契約期間が満了となるため、閉所、廃止をして、北小学校に返還させていただきます。これにより、現在の北部第二学童保育所を北部第一学童保育所に名称変更を行い、北部第三学童保育所を北部第二学童保育所に名称変更をさせていただきます。あわせて、今年度中に新設する南部第三学童保育所を追加するものでございます。

附則関係でございますが、この条例の施行日は、令和4年4月1日から施行するものとさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 北部第一と第二は同じ住所というのは、同じ建物だから分かるんですけども、南部第一、第二、第三というのは、その地籍の地番がこれということでしょうか。それとも、1つの地番の中に3つ建つということでしょうか。確認をお願いします。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 南部学童保育所につきましては、現在、第一、第二学童保育所、同じ敷地内に建ててございます。今回建設しております南部第三学童保育所につきましては、1段下の段、現在は駐車場になっていたところなんです、そこに建設をしますのでこの地番で合っております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうすると、大きい場所があって、そこで段下のところも1155番の1という地番だということよろしいですね。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 南部第三学童保育所建設場所につきましては、榛東村広馬場1155番地の1内に建設を今しているところなので、これで合っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけお聞きします。

北部第一が廃止になるということなんでございますけれども、これは北小の区域の学童が減少するという形になるのでしょうか。

○議長（小山久利君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） お答えします。

現在、北小区におきましては、北小1階の北部第一学童保育所と、あと旧役場庁舎の1階、2階、北部第二学童保育所、北部第三学童保育所に加えて、中央保育園さん、榛栄会さんのところで運営をしています、うぐいす学童保育所がございます。なので、現在の指定管理者になってから、北部第一学童保育所は開設をせずにきたわけですが、今回ちょうど契約期間も満了になるということで、そこは北小学校にお返しをするということで、北小区、南小区両方、3施設の学童保育所が用意されるということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第89号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第90号について説明申し上げます。

議案書は12ページをお願いします。議案参考資料は11ページをお願いします。議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的としましては、健康保険法の一部が改正されまして、榛東村国民健康保険条例の規定内容について所要の改正を行うもの、また、あわせて、字句の整理を行うものがございます。

改正の概要です。改正の概要ですが、現行の出産育児一時金は、40万4,000円に産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合はその掛金1万6,000円を加算し、総額42万円を支給されて

いるところでございます。その中で産科医療補償制度が見直されまして、令和4年4月1日から掛金が1万2,000円に引き下げられることとなりました。それを受けまして、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額は42万円を維持すべきとされたため、出産育児一時金の支給額を現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げるものでございます。40万8,000円と掛金の1万2,000円を合わせて総額42万円のままする。そういうこととなります。

附則でございます。令和4年4月1日から施行するものでございます。

経過措置としては、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る榛東村国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

議案参考資料12ページは新旧対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第90号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第91号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第8、議案第91号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第91号について説明申し上げます。

議案書は14ページ、議案参考資料は13ページをお願いします。議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的でございます。地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとなったため、所要の改正を行うものです。そして、あわせて、規定の整備を行うものでございます。

改正の概要ですが、まず第1条関係としまして、軽減判定がなされた被保険者均等割額を改めようとするものでございます。あわせて、準則に基づき規定の整備を行うもの。

それから、第2条関係としまして、未就学児に係る被保険者均等割額を減額するための改正で、減

額する額は、当該年度分の保険税に係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額、言い換えますと一律半額に軽減するものでございます。それに伴い規定の整備を行います。

附則でございます。第1条関係は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するもの、第2条関係は令和4年4月1日から施行するもので、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第91号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第92号について説明申し上げます。

議案書は17ページ、議案参考資料は23ページをお願いいたします。議案参考資料により説明をさせていただきます。

趣旨・目的でございます。現行の納期設定に合わせるための業務スケジュールですが、これですと、所得の確定前に処理をかけておまして、通知の発送から第1期納期限までの期間が短く、被保険者に対し負担を強いている状況がございます。所得の確定後に処理を行い、被保険者に余裕を持って保険料額決定通知書を送付できるようにするため、令和4年度賦課から介護保険料の納期の変更をお願いしたいということでございます。

改正の概要としましては、介護保険料の納期を現行は第1期が6月から、第8期1月までの納期としておりますが、それを第1期を7月から、第8期2月までに改正をするものでございます。

附則でございます。令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたしま

す。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 23ページです、参考資料。

現行の納期設定に間に合わせるための業務スケジュールが、所得の確定前で処理していたと。それは何か法的に意味があったから業務スケジュールが前倒しといいたいまいしょうか、忙しかったのではないのかということが1点。

そして、被保険者に対し負担を強いている状態というのは、何をもって負担を強いている状態なのかということをご判断したのか、教えてください。

そして、所得の確定後に処理を行い、被保険者に対して余裕を持って保険料額決定通知書を送付できるようにするためということですが、介護保険に限ったことでなくて、やはり全村でこういう検討をされたのかということをお1回目の質問、3点お願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 納期につきましては、各市町村ごとで異なっておりまして、榛東村は介護保険創設当初からの納期を現在まで続けているところだと思っておりますが、スケジュール的になれば忙しいかというところは、今のスケジュールでいきますと、5月末時点で本算定のデータを作成しまして、6月1日に本算定をかけます。そして、介護納税通知書の発送がどうしても算定後2週間ぐらいかかりますので、6月中旬頃の発送になってしまう。そうしますと、現行の第1期の納期が6月1日からその末日ということですので、1期の納期分が納税通知書を受け取ってから2週間ぐらいの期間しかないというのが今のスケジュールでございます。それを受け取ってすぐお支払いいただければもちろん間に合う納期にはなるんですが、いろんな事情で、例えば、郵送しても宛名どこかに尋ね当たりませんということで戻ってしまうとか、そういったケースもありますので、これを余裕を持つるために、1期目を7月1日からということをお願いをしたいものです。

ほかの税とか、そういったところと合わせたかどうかということにつきましては、実は国民健康保険税につきましては、今年度から今お願いしている7月1日からの納期に変えておりまして、今、健康保険課で取り扱っている徴収するものとしましては、介護保険だけ6月からの納期になっておりますので、合わせたかどうかというお話になりますと、逆にこれを改正させていただけると合うことになる。そういったことでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今2週間程度、納期が納付通知が届いてから2週間ぐらいということですが、法的な、介護保険料に法があるかどうか分かりませんが、普通は10日前とか、何か民法でもあるような気がするんだけど、2週間しかないという判断というのは、法によらずしてということでしょうかね。一般的に2週間じゃ足りないなというご判断でしょうか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険料のほうは、確認しましたところ、何週間前に届けなければいけないとか、そういう明記の仕方ではなく、納付書が届いてから、速やかにお支払いをするのに、税とかの関係ですと2週間、今、議員がおっしゃったような2週間というところがあるようですが、介護のほうは「速やかに」という言葉で法律のほうは明記されております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、国民健康保険と介護保険という、同じ安田健康保険課長の配下の内容だということですが、これ、会計管理者はおられますけれども、一緒になることによって同じ時期に同じような作業が増えるということ、これが6月、7月に分かれることによって、職員も応援体制ができるんじゃないかなと思うんですけども、一緒になるとやりやすいというところ、もう少し説明してください。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 特に今納期が別で利点があることは、それぞれの職員にとっては、それぞれの担当が従事しておりますので、一緒になるからというよりは、納付書が届いてから期限までが短いとかということは、受け取った被保険者の方も忙しくお支払いをしてもらわなければならない。そういうことをなくすためでございますので、この時期を国保税と合わせたからということで、職員のほうの事務処理についてどうかというお尋ねであるとすれば、特に支障はございません。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番 齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） これに関しては、自動引き落としの納税者に関しては、あまり関係ないというふうには認識しておるんですが、今後、自動引き落としというふうなことを推奨していく考えは村にあるのか、その辺のところを1点。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険料の徴収の仕方としましては、年金から徴収させていただく特別徴収と、年金からではなく納めていただく普通徴収に分かれております。今、議員がおっしゃったようなことは、普通徴収に関係する方々に影響するものでございますが、自動引き落としというのは、口座登録をしていただいた方のことを指していただいているのかなと思うんですが、その方については影響はないということと、村としては口座登録をもちろんお願いをしているところなんです。それに応じていただけない方もいらっしゃる、そういう方は納付書を用いてのお支払いになります。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 榛東村のスタンスとして、自動引き落としというような、自動引き落としという表現が正しいか正しくないかは別として、口座を指定していただくということを推奨していく考えはどうなんですか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） その推奨というお話ですが、口座振替の依頼は、今現在も通知等を同封しながらお願いはしております。ただ、比率とかが今手元にはないので分からないんですが、多くの方は口座振替してくださっている方ももちろんいらっしゃいます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第92号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第10 議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第93号の説明を申し上げます。

議案書19ページでございます。参考資料は25ページになります。

榛東村ふれあい館の指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

管理を行わせる施設につきましては、新井507番地3に所在します榛東村ふれあい館。

指定管理者につきましては、新井507番地3に所在する社会福祉法人榛東村社会福祉協議会会長、金井佐則氏でございます。

指定の期間でございますけれども、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間というところでございます。

議案参考資料25ページで、選定までの経緯等について概要を説明させていただきたいと思っております。

初めに、選定までの経過ということで記載がございますけれども、令和3年9月に管理者の候補者を募集する旨の公告をしてございます。10月19日から28日までが受付期間ということで、その後、2回選定委員会を開催し、候補者を選定したというものでございます。

選定対象施設については、記載のとおりでございます。

3の申請の状況及び選定結果というところでございますけれども、本件につきましては、申請団体が1団体でございました。したがって、こちら申請をいただいた社会福祉協議会について、書類で選定を行ったというところでございます。

26ページに選定委員会の意見、記載がございます。

以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 榛東村ふれあい館がもう何十年とつながっているわけですが、大変いい施設で村民のためになっていると思うんですが、ここで期間が終わったので公募するに当たって、ふれあい館事業についての評価、運営委員会等を開かれて、今後はどういうふれあい館で運営していきたいというような、一旦今までの評価や成果を確認したのか。それが例えば文教の担当だとすると、そういうことをされたのか。今後の指定管理は今までどおり前例踏襲のみなのか。それとも、こういった新しい観点を加えて指定管理を公募されたのかどうか。ちょっと議員としては存じ上げていないので、そこを説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 概略は記載してございますけれども、26ページ、まず、候補者の実績というところでご覧いただければと思うんですが、議案参考資料26ページです。

榛東村ふれあい館、この当館の指定管理業務、それから福祉センターの指定管理業務をいずれも平成19年度から本年度まで行っていて、実績を有すると。それから、学童保育所につきましては、令和

元年度から本年度まで、指定管理として運営していただいているという実績を有しているというところがまずあります。

また、選定委員会の意見というところでございますけれども、ふれあい館に関しましては施設の老朽化が懸念されるというところがございますので、施設の安全点検を徹底し、トラブルを未然に防ぐ対策を講じていただきたいと。長期にわたり指定管理を受けていただいているというところで、長期間にわたり適切に運営していただいているというところ。それと、先ほどの実績の部分があると。指定管理者としての実績を有すると。そして、何より社会福祉法人として、営利を目的とすることなく、福祉的な視点に立った当該施設の管理運営を行うことが見込まれるという選定委員会の意見でございました。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私の質問が舌足らずだったんです。指定管理者の実績等を尋ねたものではございません。榛東村ふれあい館という事業そのものの成果、村民がどのようにメリットを受けている、村民がどのように行政サービスの恩恵を受けているかということと議論しながら、そのままのふれあい館でいいのかどうかということと議論されて公募されたかと。社会福祉協議会の実績とか、適切さとかをお尋ねしたのではございません。この榛東村ふれあい館の事業、今後も継続して行っていくという評価、適切な議論を担当委員会、議員もいるわけですから、担当委員会で議論したのかしないのか。そして、ふれあい館の事業は今までどおりでいいんだという中で公募に踏み切ったのかどうかという、社会福祉協議会のお話ではございません。お願いします。

○議長（小山久利君） ちょっと中島議員、議案に対しての質疑をお願いしたいんですけども。

○5番（中島由美子君） いいんですね、休憩ですね。

○議長（小山久利君） いや。

○5番（中島由美子君） これは議案に対するんだと思うんですけども。だから、そもそも。

○議長（小山久利君） 答えられますか。

○5番（中島由美子君） 指定管理を公募したという議案だと思うんですけども。今まで公募する議案というのは1個も議論していないじゃないですか。私はね、ほかの人は知らないけれど、そのことをしているかどうか分からないけど。

○議長（小山久利君） 総務課長、答えられますか。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 一般論で申しますと、地方自治法に指定管理の規定がございます。その中で、手続に関しては条例で定めなさいということでございます。村で定めている条例は、これが平成17年に定められていますけれども、その際に、当然公募によるんだと、基本的にはです。公募によ

るときには、こういった形で選定をするのかというのが条例で定められています。

その中で、4号まであるわけですが、1つが、事業計画の内容が村民の平等な利用を確保することができるものであること。2つ目としまして、事業計画の内容が当該施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。3点目が、指定管理の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。4点目が、前3号に掲げるもののほか、村長等が当該施設の設置の目的を達成するために必要と認められる基準ということで、この条例の規定に従いまして、公募の際に公募の要項を定めて、その公募する要項の中に当然事業計画あるいは予算、そういったものを、定めていただいたものを併せて申請をしていただいて、それらについて書面で選定を行い、総合的に判断した結果ということでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 本当に模範答弁だと思うんですけども、おっしゃるとおり榛東村ふれあい館事業が、今後も榛東村の村民が足湯を造ってくれとか、真塩村長の耳に入っていると思いますけれども、足湯を再開してくれとかという希望もあるようでございます。そういうものを見繕って、指定管理の公募に乗せていただいたかどうかということ質問したにすぎないんですけども、今の指定管理を今後も続けていくよというようなご判断を文教委員会なりで一旦議論をしておいていただくと、今の質問も、いや、こうなんだよと、私どもの耳にも入ってくるかなと思っておるんですが、そういう機会が指定管理において必要なのではないかなという質問でした。

今後、どうでしょうかね、総務課長。「3年後になっちゃうんで俺は知らない」なんて言わないで、ぜひお願いしたいと思いますけれども。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案とすれば、指定管理者の指定について議会のご議決をいただきたいということで、上程をさせていただいているものでございます。

今お尋ねのふれあい館のいろいろな運営面の細かい部分というんでしょうかね、そういった部分については、既にふれあい館の在り方検討委員会というのを設置してございまして、そちらで検討されているということで、その検討結果につきましては、当然指定管理者に対しても情報共有し、改善できるものは改善していくということなんだろうと思います。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

1番 齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） すみません、ちょっと議長に質問してよろしいでしょうか。

〔「また、そんな」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） 駄目ですか。

〔「駄目だよ」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） では、知りたいことがあるんですが、議案第93号、94号、95号、この3つの議案に対しての質問なんですが、その場合はこの冒頭のときに質問をしたほうがいいのか、この3つの関連を、関連は駄目。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時5分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第93号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第11 議案第94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

○議長（小山久利君） 日程第11、議案第94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第94号について説明をさせていただきます。

榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてでございます。

管理を行わせる施設につきましては表のとおりでございます。

指定管理者につきましては、新井507番地3に所在する社会福祉法人榛東村社会福祉協議会会長、金井佐則氏でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

議案参考資料27ページで、先ほどと同様なんですけれども、選定の経過及び結果等が記載してございます。選定までの経過につきましては、本年9月13日公告をいたしまして、11月に2回の選定委員会を開催し、決定をしたというところでございます。

そして、下のほうなんですけれども、2の選定対象施設で表で記載がございまして、先ほど議案第89号で上程させていただいております学童保育所の廃止なり、名称改称なりということで、その条例が可決いただきました後には、この名称等が改正後の条例の記載になるということをご了解いた

きたいと思います。

そして3、27ページの下のほう、学童保育所に関しましては申請が2団体からなされております。

次のページですけれども、その2団体について記載ないんですけれども、すみません、ありますね。選定方法、28ページの(5)選定委員会における選定ということで、選定方法というところですが、指定管理者選定委員会において、各申請者に対する書類審査及びヒアリングを実施いたしました。その結果、その2者のうちから、社会福祉法人榛東村社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をしたというところでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第94号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（小山久利君） 日程第12、議案第95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案書21ページ、参考資料は30ページでございます。

議案第95号について説明申し上げます。

新井789番地3に所在します榛東村福祉センターの指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

指定管理者につきましては、新井507番地3に所在します社会福祉法人榛東村社会福祉協議会会長、金井佐則氏でございます。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

議案参考資料30ページに、選定までの経過、それと選定委員会の意見等、記載ございます。選定までの経過でございますけれども、9月13日に公告をし、11月中に選定委員会が2回開催されております。

3、申請の状況及び選定結果の(1)でございますけれども、申請団体は1団体でございました。

1団体であったということから、書類選考を行った結果、当該法人を指定管理者に選定したものでござ

ざいます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第95号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（小山久利君） ここで休憩を取ります。

再開を2時30分といたします。

午後2時11分休憩

午後2時30分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第13 報告第8号 専決処分について（令和3年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

○議長（小山久利君） 日程第13、報告第8号 専決処分について（令和3年度榛東村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、令和3年度榛東村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について説明申し上げます。

議案書は41ページ、それから議案参考資料は102ページ、お願いいたします。

本報告は、議会の委任による長の専決処分事項の指定について、これにより令和3年度一般会計補正予算を専決処分させていただきましたので、それを報告するものでございます。

議案書の42ページ、お願いいたします。

一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ347万3,000円を増額し、総額を65億1,314万5,000円とするものでございます。

続いて、議案参考資料の105ページ、お願いいたします。

歳入は、16款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金347万3,000円。歳出は、次のページに移っていただきまして、4款1項2目予防

費、新型コロナウイルスワクチン接種事業347万3,000円、同額でございます。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の準備として、接種券の印刷、発送準備に係る経費のほか、接種予約や接種履歴を管理するそれぞれのシステムの改修費などを計上したものでございます。

なお、この補正で準備いたしました接種券付与診票等につきましては、11月26日に第1回目の発送を行っております。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 11月26日に発送したということでございますが、この議案参考資料106ページの12、委託料342万3,000円でございますね。これはどういうケースの人に接種の通知を出しているのか。

また、何人を対象としているのか。

これは役務費というか、切手代がありませんけれども、この接種券印刷、封入、封緘で全部、これはあれですか、自治会で回しているということでしょうか。

以上、3問。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） では、今回の専決の内容についてお答えいたします。

この委託費のところであります電算システム整備費等につきましては、それから封入、封緘の内容につきましては、一応全村民、今まで2回目を受けた方の発送のための準備として計上しております。

先ほど、11月26日に発送したということにつきましては、今年の3月、4月で2回目接種を終わった医療従事者の方になると思いますが、その方々に、135名に通知をしております。それが1回目ということで、この後は、順次2回目が終わった段階と接種を始められる時期に合わせて、順次送付をしていくということです。

役務費について計上していないことにつきましては、それまで計上しておりました役務費の中で賄えるという試算になりましたので、計上しておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 11月26日には135名、医療関係者に発送したということでございますが、

これは言葉に出てきていなかったですけれども、3回目のブースター接種というような、3回目の接種の通知ということの認識でよろしいでしょうかということと、その3回目の通知をするという国からの通達、法令等が何かあったら教えてください。

以上、2問お願いします。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 当然3回目の通知でございます。

その通達ということで、ちょっと文書をきちんと持ってきていないんですけれども、もちろん国の指示の下でやっておりますので、榛東村独自でやっていることではございません。国からの事務連絡やそういったものを基にやっております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今質問で、今持ってきていないということだったので、後で見せていただければと思います。いかがですか。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 用意いたします。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◇

◎日程第14 議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

議案書は22ページ、それから議案参考資料は32ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうです。

一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ2億5,318万4,000円を増額し、総額を67億

6,632万9,000円とするものでございます。また、第2条におきまして繰越明許費の設定、第3条におきまして債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものとしたしましては、歳入においては、再編関連訓練移転等交付金が交付されることになったものや障害者福祉における給付費の伸び、保育園・こども園に通う児童数の増などによります国や県からの負担金、新型コロナウイルスワクチン接種に対する負担金、補助金の増額などでございます。

歳出におきましては、3回目となります新型コロナウイルスワクチン接種の経費や事業費の確定、または確定見込みに伴います増減のほか、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の10月補正に対応するため、それぞれの科目におきまして、村の負担金の増減を計上しております。

歳入歳出予算の主立ったものは、後ほど説明させていただきます。

議案書の26ページ、お願いいたします。

第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、一般管理総務費242万円です。個人情報保護法の改正に伴い、村の関連例規にも大幅な改正や整備が必要となったため、専門家の支援を受けようとするものでございますが、年度内の完了は難しいため、繰り越すものでございます。

続いて、議案書の27ページ、お願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、旧榛名カントリークラブ跡地の村有地に係ります損害賠償請求訴訟の弁護士費用並びに議案第93号から議案第95号で提出しております指定管理者の指定に関連し、それぞれの施設の指定管理の期間及び限度額につきまして、あらかじめ議会の承認を得る必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続いて、議案参考資料に移っていただきまして、36ページ、お願いいたします。

議案参考資料36ページ、初めに、歳入の事項別明細書でございます。主立ったものを説明させていただきます。

16款1項1目民生費国庫負担金、これのうちの2節障害者福祉費負担金2,430万9,000円は、歳出の給付費が増えているために、国の負担金も増額になっているものでございます。同じく3節児童福祉費負担金3,413万円は、保育園等を利用する園児数の増加などに伴いまして、国の負担金も増額となっております。続いて、16款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄で新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,551万2,000円及び次のページの一番上の行ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金140万4,000円は3回目のワクチン接種に係る国の負担金、補助金でございます。続いて、4項目下になりますが、16款2項8目再編関連訓練移転等交付金8,030万円ですが、議案第85号で説明のあったとおり、この交付金が新たに交付されることになったものでございます。

続いて、17款1項2目民生費県負担金、2節障害者福祉費負担金、それから3節児童福祉費負担金、これらにつきましては国庫と同じように障害者福祉、それから保育園・こども園等に対する県の負担

金の増額でございます。続いて、17款2項2目民生費県補助金、説明欄、子ども・子育て支援整備交付金477万6,000円は、今年度建設いたします、南部第三学童に対します県からの補助金でございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。

40ページ、お願いいたします。

2款1項1目一般管理費、12節委託料242万円、こちらは先ほども申し上げましたが、個人情報保護法の改正に伴い、村の関連例規にも大幅な改正や整備が必要となったため、支援を受けようとするものでございます。同じページの中段、5目財産管理費、12節委託料1,002万4,000円は訴訟事案に係る弁護士費用でございます。同じく14節工事請負費154万円、それから17節備品購入費34万9,000円は、庁舎正面北側に設置されております農協のATMが撤去されるため、跡地を倉庫に使用するため、改修工事費等でございます。

続いて、43ページ、お願いいたします。

43ページ、3款1項3目障害者福祉費4,861万8,000円は、18節負担金補助及び交付金、それから19節扶助費、これらなど給付費の増でございます。

続いて、44ページ、お願いいたします。

44ページの下側です。3款2項2目児童措置費、18節負担金補助及び交付金6,352万5,000円は、保育園・こども園に対しての負担金単価の改定や利用人数の増などによるものでございます。

次の45ページ、3款2項4目学童保育費470万5,000円は、今年度建設いたします南部第三学童の備品購入費などのほか、他の学童保育所に対しますコロナ対策の物品購入等に係る補助金でございます。村内保育園等に対する補助金も今回の補正予算に計上してございます。

続いて、46ページ、お願いいたします。

4款1項2目予防費のうち新型コロナウイルスワクチン接種事業で1,701万8,000円、3回目接種の委託料等でございます。

続いて、49ページ、お願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費209万円は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業北谷地大藪線に係る工事請負費の増でございます。

続いて、50ページ、お願いします。

10款1項4目複合施設整備費、12節委託料473万円は、今年度実施しております地盤調査に係る不足分でございます。同じく24節積立金8,030万円は、再編関連訓練移転等交付金として国から交付されたものを議案第85号で説明がありましており、防災中枢機能施設完成時の備品購入費に充てるため、基金に積み立てるものでございます。

最後になりますが、一般会計全体で渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金は、合計で215万2,000円増加となっております。主な要因といたしましては、国勢調査人口や前年度実績に基づきまず負担割合の変更等でございます。

榛東村一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） まず最初に、前回ちょっと聞かなかったんですけども、議案参考資料57ページ、給与費明細書、特別職、改正後も改正前も議員は13名となっているんですけども、これ、陰の議員がいるということでしょうか1問目。

そして、2問目は元に戻りまして、36ページの歳入、1番、国有提供施設等所在市町村助成交付金14万4,000円、これは少額ではあるんですが、特別なことがあったのかというのを教えてください。

そして、続きまして38ページです。38ページの18款普通財産売払い440万円というのは、よく事前に説明がありましたけれども、これは今まで聞いたものなのか、それとも全く新しい財産の売払いがあるのかということが3問でしょうか。お願いします。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 1問目と2問目についてお答えをさせていただきます。

まず、給与費明細書の議員の人数ですけども、これは誤りでございまして、12ということがございます。報酬並びに期末手当の額等につきましては、12名で積算をされているものでございます。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額でございまして、本年度当初予算において1億円を計上しておりました。失礼しました。2問目は税務課でした。すみません、間違えました。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 私のほうで、2つ目、3つ目について答えさせていただきます。

まず、36ページにあります国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、これはいわゆる基地交付金と呼ばれているもので、広大な面積を有しているが固定資産税の入らない、うちで言えば演習場、それから飛行場などが所在する市町村について交付されるものでございます。これにつきましては、いろいろな数字を県経由で国に報告するんですが、それに基づいて今年の交付額は幾らかというところがありまして、村のほうできちりした数字をつかむことができない交付金でございます。

続いて、もう1点の38ページにあります普通財産売払い収入でございますが、南新井前橋線バイパスですか、そこに県道が来る予定なんですが、その代替、その用地買収で、村民の方が道路用地になることで県に土地を売ったんですが、その代わりと言ってはなんですが、村の普通財産、土地を

買いたいという相談がございまして、県営事業に協力していただけるということで、普通財産のほうも売却させていただきました。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今の場合、普通財産だから総務産業建設常任委員会で何か議論するのかなと、総務産業建設常任委員長は知っているのかなという程度ですが、2問目の質問は、40ページ、12の委託料、例規整備支援業務委託料（個人情報保護制度）と。今、榛東村の個人情報保護条例につきましても、情報公開のようですが、それには議会というくくりが入っていないんです。これはもともと執行と同等と思って、間違っって入ってなかったのか、入れるべきではないかという意見を言おうと思っていた矢先なんですけれども、それも含まれて例規整備が行われるということだろうと思うんですけれども、240万円ということできっちり、大幅な改正というような説明もありましたけれども、議会の情報公開、個人情報の公開について入るのか入らないのかを含めて、ちょっとこの委託の内容を教えてください。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 条例の実施機関の中に議会は含まれるかということについては、私のほうで答弁する立場ではないというふうに考えております。

内容ということでございますけれども、先ほど企画財政課長からもございましたけれども、個人情報保護法が大幅に改正されたということから、村の例規にも多大な影響があると。大幅な村の例規の改正等も必要になるということで、その支援を受けるというものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議会のほうが入っていないということに気づいたということでございまして、続いて、40ページの12の村有地環境対策事業、債務負担行為も出ておりましたけれども、約1,000万の弁護士委託料、手付金と言うんでしょうかね、の予算が上がっていますけれども、これ、多分手付金で、勝ったらまた1,000万というようなことが通常かなと推測できるんですけれども、債務負担行為をしているので、結果が出るまで延々とできるということを議会で議決をするんですけれども、もしこれが結果として、我々4年の任期、もう3年しかありませんけれども、あるわけなんですけれども、ここで議決をしたときに負けてしまった場合は、議員が何か補償請求、監査請求されるようなことがあるのかどうかということをお教えください。それが3問目の1問目です。

そして、あとは50ページの24の積立金、再編関連訓練移転等交付金事業基金積立金というのが、複合施設、防災中枢機能ということだったんですけれども、造るのは教育委員会ですけれども、こういう基金というのは、企画財政課に置いておくべきではないかなと思っておるところが1点でござい

す。

それと、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、3問目、45ページで、子ども・子育て支援教育・保育給付費ということで6,300万円あるんですけれども、今ちまたで言われている貧困家庭といいましようか、5万円の給付といいましようか、5万円の商品券とか、それについては言及がなかったですけれども、それとこれは違うんだということの3問について説明を求めます。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） まず、1点目のご質問なんですけれども、訴訟について、勝訴するか敗訴するかということ自体は仮定の話でございまして、その結果を受けて議会が監査委員にということだと思いますけれども、監査請求をするかどうかということも、これも我々が答える立場ではないというふうに考えております。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 2つ目、3つ目について、お答えさせていただきます。

まず、基金の管理につきましては、その使用目的等によりまして、各課長クラスが基金管理者というふうになっております。私のほうで、企画財政課のほうで管理しているもの、担当しているものとしては財政調整基金と減債だけで、ほかの農業用水であったり教育施設であったりは、その担当課のほうで管理していただいております。

それから、最後の質問にありましたが、現在国のほうで審議もいろいろされているんですが、子育て世帯に10万円、5万円の現金と5万円のクーポン券ですか、それから非課税世帯に10万円の給付、これらにつきましてはまだ詳しい情報等が来ておりませんので、予算化のほうはできておりません。この予算には乗っておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第96号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第15 議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第97号について説明を申し上げます。

議案書28ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,547万2,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,186万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料66ページをお願いします。

主要事項について説明申し上げます。

初めに歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金、説明欄を見ていただきたいんですが、普通交付金、補正額6,294万6,000円の増。こちらは、一般被保険者高額介護合算療養費や出産育児一時金等の歳出の増額の補正によるものでございます。下の欄の特別交付金の107万円の減は、交付決定によるものでございます。

次に、7款1項1目一般会計繰入金ですが、合計としましては補正額31万円の増でございますが、説明欄を見ていただきまして、1節、2節の保険基盤安定繰入金、それから5節の財政安定化支援事業繰入金、それから6節の福祉医療費削減分繰入金は、交付申請額の確定によるものでございます。4節の出産育児一時金繰入金につきましては、歳出の増額により繰入金額を増額するものでございます。

続きまして、67ページをお願いします。

歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額4,804万6,000円の増と、次のページをめくっていただきまして、3目の一般被保険者療養費、補正額90万円の増。それから、その次の2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額1,400万円の増。それから、次の2款4項1目出産育児一時金、補正額168万円の増ですが、こちらは当初見込みより給付費のほうが増額でございまして、増額の補正をお願いするものです。出産育児一時金につきましては、当初8人の方の出産を見込んでいたんですが、今年度は届出のほうが多くて、少し予備も見まして12人分、4名分の増をお願いするものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第97号

につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第16 議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

○議長(小山久利君) 日程第16、議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長(安田 睦君) それでは、議案第98号の説明を申し上げます。

議案書31ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ1億4,325万6,000円とするものでございます。

次に、参考資料の74ページをお願いします。

初めに歳入です。

2款1項1目一般会計事務費繰入金142万9,000円は、歳出に計上しておりますシステム改修に係る
事務費分の繰入れでございます。

次の3款4項2目後期高齢者医療広域連合市町村負担金、過年度精算金の55万1,000円は、前年度、
広域連合会の決算確定に基づき、広域連合共通経費について超過分を返還されるものでございます。

次に、75ページをお願いします。

1款2項1目の徴収費198万円ですが、来年度より保険料のコンビニ収納を取り入れるためのシス
テム改修費でございます。現在、後期高齢者医療につきましては、コンビニ収納の手続が取れており
ませんで、被保険者の方やご家族の方から取り入れてもらえないかというような要望もございまして、
今回、来年度からの賦課徴収に間に合わせるために補正をお願いをするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げ
ます。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小山久利君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第98号
につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第17 議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第99号について説明を申し上げます。

議案書34ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,147万6,000円を加え、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,553万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案参考資料79ページをお願いいたします。

主要内容について説明を申し上げます。

初めに歳入です。

2款1項1目の介護給付費負担金、説明欄に見ていただきますように、介護給付費の国庫負担金109万9,000円ですが、こちらは歳出のほうで保険給付費の増加をお願いするため、その増額により国庫負担金も増額をお願いするものでございます。次の2款2項1目の調整交付金、それから、次の4目保険者機能強化推進交付金、5目の介護保険保険事業費補助金、7目の介護保険保険者努力支援交付金につきましては、交付額の決定見込みによるものでございます。

次の3款1項支払基金交付金と、その次の4款1項県負担金の増額につきましては、国庫負担金と同様に給付費の増加によるものでございます。

次に、80ページをお願いします。

7款1項2目事務費一般会計繰入金ですが、537万5,000円はシステム改修に加え、介護認定審査会の共同設置負担金の増加等により、一般会計より繰入金を増額するものです。

続きまして、歳出です。

81ページをお願いします。

1款2項1目の賦課徴収費594万円ですが、こちらは後期高齢者医療保険と同様に、来年度より介護保険料のコンビニ収納等を取り入れるためのシステム改修費となります。後期高齢者医療に比べてシステム改修費が多いことにつきましては、現在、村は両毛システムズというところで基幹のシステムを運営しているところなんですけれども、介護につきましては、介護認定審査会の関係等がございまして、渋川市、吉岡町との合同で設置の中で、ジーシーシステムをそちらはどうしても取り入れることとなりますので、2つのシステムをどうしても動かさなければいけないことで、後期高齢に比べて増額となっております。

82ページをお願いします。

2款1項9目の居宅介護サービス計画給付費ですが、こちらは当初見込みよりサービスの利用者が多いため、増額をお願いするものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第99号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第18 議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第100号の提案説明をさせていただきます。

議案書37ページでございます。

議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条のところにおきまして、歳入歳出それぞれ672万1,000円を加え、その総額、歳入歳出それぞれ1億7,718万6,000円とする内容となっております。

続きまして、参考資料86ページにて補正予算の内訳を申し上げます。

86ページのほうが歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金、1節現年度分のところで672万円を増額いたします。説明に各地区の内訳がございます。現在、本村の農業集落排水の加入分担金は1単位24万円でございます。当初予算では、長岡地区では24万円掛ける5単位とし、120万円を計上いたしておりました。これを288万増額し、長岡地区合計では408万円といたします。同様に広馬場地区では、当初では11単位244万円としていたのですが、384万円を増額し、補正後は628万円といたします。いずれも新築物件等の加入者見込みの増加が原因でして、長岡地区は12単位、広馬場地区で16単位、合計28単位分が補正増となる見込みとなっております。

同じく86ページの歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、2目財産使用料のところでは、1節

財産使用料として1,000円を増額しようとするものです。これは特別会計用地において電柱占用物件が発生しまして、これの財産使用料を追加するものでございます。

続きまして、87ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務費、1目総務費、4節共済費、市町村職員共済組合負担金として2万6,000円が増加となっております。

同じく歳出、2款管理費、1項管理費、1目管理費、14節工事請負費、説明欄の公共ます設置工事として669万5,000円を追加するものでございます。

なお、88ページから89ページが給与費明細書となっております。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第100号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第19、議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第101号について提案説明をさせていただきます。

まず、議案書が40ページでございます。

令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条のところを申し上げますと、上水道会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するという内容となっております。

第1款水道事業収益といたしまして、3億317万5,000円が既決予定額でございましたが、こちらを補正にて463万円増やす、合計といたしまして3億780万5,000円とするもの、同じく支出につきましては、水道事業費用といたしまして、既決が2億7,881万9,000円だったところを補正992万1,000円といたしまして、合計を2億8,874万円とするものでございます。

また、第3条におきまして、予算第8条、これは先ほどから条文にあります第何条というのは当初予算のことでございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるといたしまして、職員給与費既決予定額を1,775万3,000円だったところを補正といたしまして2万1,000円とする。合計しまして、1,777万4,000円にしたいという内容でございます。

提出日、提出者は記載のとおりでございます。

それでは、参考資料90ページにて補正予算額の内容を説明させていただきます。

補正予算の趣旨・目的は、収入であります水道事業収益の収入予定額に463万円を加え、総額を3億780万5,000円とし、支出であります水道事業費用に992万1,000円を加え、総額を2億8,874万円にしようとするものです。

続いて、収益的収入463万円の中身でございますが、こちらは北部浄水場配水流量計が落雷により故障いたしまして、修繕費相当額を加入保険会社に請求をする、その歳入でございます。

収益的支出の補正内訳ですが、1つ目が配水及び給水費に関するものでして、水道施設及び管路の修繕の増加に伴いまして990万円を増額いたしたく存じます。これは実績及び見込みによるものです。

もう1つが総係費2万1,000円を増額をお願いいたします。これは各手当及び引当金繰入額の実績見込みにより、それぞれ増額及び減額が発生いたしまして、これの補正を行おうとするものでございます。

以下、参考資料の91ページに実施計画、92ページが説明書、93から94ページがキャッシュフロー計算書、95から97ページが給与費明細書、98ページ以降が予定貸借対照表でございます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 参考資料90ページです。

真ん中辺、収益的収入、雑収益が463万円、村で掛けている保険で修繕費が出るらしいと。そして、その次の配水及び給水費の990万円には、これに係る補修費が入っているのか入っていないのかというのが1問目。

それで、入っていないとすると、実績見込み、92ページの下段のほうで実績見込みによって990万増やすと。修繕費が既決だと1,800万円だったのが今度は2,800万円ということは、来年3月31日までの漏水等の修繕費がこれで足りると見込んだんだと思いますけれども、実績見込みというのは件数割

なのか、それとも単純な金額の月割なのか、どのような、これで足りるのか、足りてほしいと思いますけれども、早急に漏水修理をするために予算が十分かどうかということをお聞きします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） まず、1問目なんですけれども、中島議員のご質問に対しまして、北部浄水場配水流量計の保険金なんですけれども、こちらは入っております。工事請負のほうには当然入っております。

それから、足りるか足りないかというお話なんですけれども、私も足りてほしいという、同感でございます。今までの実績、主に月割なんですけれども、この範囲内で工事が収まればいいなと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第101号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日付議されました案件は全て終了……。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） ここで総務課長より訂正の申出がございました。

これを許可いたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません、先ほど、議案第96号 一般会計補正予算（第8号）の中島議員からの質問に対して、参考資料57ページ、給与費明細書に記載されている議員の数が13ではおかしいのではないかというご質問をいただいて、私も、12人に訂正してくださいということで答弁をしたところですが、本年4月19日までは議員の実数が13人いらっしゃったということですので、この13のままで間違いではないということで、先ほどの訂正を取り消させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

◎散 会

○議長（小山久利君） それでは、これをもちまして、令和3年第4回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時23分散会

令和 3 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 9 日 (木)

令和3年第4回榛東村議会定例会会議録第3号

令和3年12月9日（木曜日）

議事日程 第3号

令和3年12月9日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第102号 監査委員の選任について
- 日程第 2 議案第 85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 91号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第14 議案第 97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第 98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第 99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第20 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 2 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 2 4 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 2 5 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

追加日程 1

追加日程第 1 発議第 5 号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 発議第 6 号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程 2

追加日程第 1 発議第 7 号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巣 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課 長	清村 昌一 君	企画財政課 長	早川 弘行 君
税務課 長	岩田 彦一 君	住民生活課 長	村上 誠 君
健康保険課 長	安田 睦 君	産業振興課 長	山口 誠一 君
建設課 長	狩野 宏記 君	上下水道課 長	富澤 光彦 君
会計課 長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席です。本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。



◎日程第1 議案第102号 監査委員の選任について

○議長（小山久利君） 日程第1、議案第102号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

大分寒くなりましたけれども、今日からまたいい天気になるそうでございます。体に気をつけて、今日は最終日でございますけれども、皆様のご協力を得たい、以上に思います。

それでは、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

平成17年1月から4期16年の長きにわたり、代表監査委員として大変なご尽力をいただいた岩崎唯雄さんが、その任期が本年の12月31日をもって満了となります。先般、岩崎氏本人から、今期限りで勇退したいと、その旨の申出がなされました。もちろん私としては慰留をしたいという思いもあったんですが、これまでのご労苦に対し感謝を申し上げ、ご本人の意思を尊重させていただくことといたしました。これによりまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、識見を有するものの中から選任する者として、新たに小池秀樹さんを選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

小池さんは、昭和58年大学を卒業後、笠懸村役場に奉職されました。平成18年3月町村合併により誕生したみどり市の職員となり、市の教育部、社会教育課長、総務部、企画課長、総務課長、危機管理課長などの要職を歴任され、平成30年度には総務部長に昇格いたしました。みどり市その全般を見渡す司令塔として長きにわたり活躍され、本年3月をもって定年退職された方でございます。これらの多年にわたる豊富な行政経験に加えまして、人柄も温厚実直な方であります。まさに、村の監査委員としてこれ以上ない適任者であると考えております。つきましては、小池さんを監査委員として選任することにご同意いただきますようお願い申し上げます。

説明に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件です。委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第102号 監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時37分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ここで、ただいま監査委員として同意をいただきました小池秀樹監査委員からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

〔監査委員 小池秀樹君登壇〕

○監査委員（小池秀樹君） 先ほどの本会議において監査委員の選任につき議会の同意をいただきました小池秀樹と申します。私は、今年の3月に、みどり市を38年間の公務員生活を終了し定年退職いたしました。監査の目的は、財政運営について、その健全性と透明性の確保に寄与することにあります。また、事務の処理や執行等について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的であるかを審査し、村民に公開することで村民の福祉と村政の信頼確保に資することにあると考えております。これまで職員として監査を受ける立場にありましたが、これからは、榛東村の監査委員として、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかを常に念頭に置き、これまでの経験を活かす業務を遂行していく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（小山久利君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩といたします。

午前9時38分休憩

午前9時39分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ここで、阿佐見教育長から発言の申入れがございました。これを許可いたします。

阿佐見教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 12月1日、中島由美子議員の一般質問でここへ登壇した際の発言内容について、謝罪と取消しを求めるものでございます。

まず最初に、11月26日に行われた農業委員会と議員の意見交換会でのことです。中島由美子議員の議事録を読んだところ、「意見交換会の終わりに、一貫してのご意見は教育長の再任期間の長さが学力や部活に活かしきれていないと、とても残念だ」、こういうことでございます。1つも県大会に行く部活がないということは、学力もそれに比例しているとのことでした。これは、農業委員会と議会との意見交換会の場でございますので中島由美子議員の当日の発言ではないと思いますが、議場の場でこういう発言が許されていいのでしょうか。

まず、部活動についてでございますけれども、1つも県大会に行っていないわけではございません。コロナウイルス感染症の流行で県大会が開催されないこともありましたが、昨年・今年において県大会レベルに出場したのは、剣道、体操、新体操、野球、陸上、水泳、駅伝、吹奏楽部が挙げられます。したがって、1つもということはあり得ないことである。そもそも部活動というのは、育ち盛りに必要な体力を養うこと、礼儀正しさや仲間意識の醸成、思いやりの心を育てるなどの目的があります。勝利することのみに専念するわけではございません。

次に、在任期間が長いと学力や部活に活かし切れていないと言い切れるのでしょうか。まず、学力について考えてみます。狭い意味での学力というのは、学校で実施しておる学力検査、これが挙げられます。全部申し上げるわけにはいきませんが、今年の全国学力学習状況調査、これにつきましては、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学、6年生と中3ということでもございましたけれども、全国であるとか県であるとか比較したときに、3校とも上回っておると、こういう結果が出ております。これは、先生方の授業力であるとか指導力、これが向上していると言えると考えております。ただ、この全国学習状況調査については、学力を図る1つの目安に過ぎません。平均値でございます。大事なことは、一人一人の児童・生徒が、どこが習得できてどこにつまずいている、それを分析して授業に活かすと、こういうことが大事なんだと考えております。

もっと広い意味で、義務教育における学力とは何なんだろうかと考えたときに、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と道徳心、これを培うとともに、健やかな身体を養うこと、それから正義と責任、自他の敬愛と協力を重んじて主体的に社会の形成に参画してその発展に寄与する態度を養うことであると、こういうふうにつまみ取っております。簡単に言えば、子どもたちが社会人としての不可欠な、基本的な能力であるとか態度を育てていくということでございます。

これから先、デジタル化、グローバル化、多様化など、社会が大きく変わる将来を生きる子どもたちに必要なことは何なんだろうと。それは、GIGAスクールの構想にもあるように授業を変えていくんだと。主体的対話と深い学び。今管内では、共同的な学びというところに視点を当てて研修を重

ねているところでございますけれども、子どもたちがそういう社会に向けて自ら学ぶ、自ら判断する、自ら表現する、こういう姿勢を育てていかななくてはならないと考えています。これは、榛東村の小・中学校が全教育活動を通して日々取り組んでいるところでございます。

部活動についても、これらの学力の一部であるというふうに考えております。教育委員会として、村長のご理解により様々な教育プランに取り組んでいるところでございます。

私は、就任当時から肝に銘じていたことは、学校数の少ない地域だからこそできることは何なんだろうということの仕事に取り組んでまいりました。在任期間が10年ということで、ほかから見れば長いというようなことを言われることがございますけれども、教育行政というのは様々な面で時間がかかります。1つ1つ積み上げていくことが大切なんだろうというふうに考えております。今後も、学校に対しては、全力で支援あるいは指導に取り組んでいく所存でございます。このことについての根拠は何なんでしょうか。

2つ目です。

議事録を読ませていただいて、議会と農業委員会の意見交換会の次に書かれてある発言につきましては、議会が始まったときからのことでございますので、中島議員のお考えと、こういうふうに捉えられるだろう。「現在、教育長、事務局長、学校教育班長は、……………反映しない」と。反映しないというのは、その文脈から察すると、職員が保護者だったりすると、保護者目線で教育に反映できるんだろうということでございます。他市町村の人物であれば、なぜそれが反映されないのか、根拠を知りたいものだなと思っております。

まず、教育委員会事務局の学校籍の職員につきましては、他市町村から優れた識見を有する教員、高い専門性、豊かな人間性を身に着けた教職員を、村内にいればいいですけれども少ないのであちこちから探してくると。そして、職が終えるまで榛東村の教育に尽くす覚悟のある教職員でございます。教育長は、村長が指名して、議会同意を得た上で就任をすることができるわけです。現在4期目ではございますが、この間議会から賛成多数ということでご同意をいただいてこの職に現在も就いているわけでございます。このことは、村長の人事権である、私を指名すると、批判とも受け取ることができるんだろうと思います。

現在村内の小・中学校の正職の教職員については、80名程度でございます。榛東村在住の教職員は1人もございません。仮に榛東村というところは、村外の教職員は受け入れないと、そういううわさが立ったときに、私としては、もう教職員受容はできません。やはり児童・生徒を育てるのは、教職員の授業力であるとか生徒指導力、それに大きく関係しております。今後も力のある教職員を村内に配置すべく、全力で取り組む所存でございます。

こういう見解、事務局以外の役場職員についても、村外の職員が多いわけです。その職員が、村民に対して様々な政策に取り組んで日々努力していらっしゃる。全く教育委員会のご指摘と同じかなと思います。

それから、もう一つ、議事録には、清水健一議員が学校のデジタル化と、こういうことで教育委員会事務局長が答弁させていただきました。ここでは、事務局長が、学校通信であるとか献立表、これは紙ベースでということでお答えをしています。その後、中島議員が、「事務局長1人の考えなのかということをはっきりしなければなりません」と発言していらっしゃいます。この方針につきましては、事務局長の発言というのは私の意を介した答弁であると、私の考え方と、こうご理解いただきたい。当然この実施に当たっては、校長会であるとか村の教育研究所のICT研究班であるとかいろいろと意見を聞きながら、そういうふうになんてなっているところでございます。

議事録を見ますと、中島議員が登壇の最後に、「このように根拠や証拠に基づいて施策を進めていくという観点で自席に戻って云々」ということでございますので、ぜひ、以上私が申し上げた根拠は何なんだろうと。証拠は何なんだろうと、非常に分からないところでございます。議会規則の第61条には、議員はその会期中に限り議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができることを付け加えたいと思います。

以上。

○議長（小山久利君） 中島議員、先日も申し上げたんですが、一般質問の冒頭挨拶の中で、不適切であったと思われる発言について、これを削除するお考えはございませんか。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま教育長から議事録に基づかない、議事録のそのままの文言でないところを言われたと思いますけれども、在任期間の長さが悪いというようなことはどこにもないと思います。在任期間の長さが活かし切れていないという発言だったと思いますけれども、その部分につきましては……。

○議長（小山久利君） 中島議員、削除していただけるかどうかだけ、お願いします。弁明はまた時間を設けます。

○5番（中島由美子君） 弁明ではありません。今の発言が会議録と異なっているということなんですけれども、いいんでしょうか。会議録と異なったことを今教育長が言われたんですけれども、それについて、私が削除しろということを指示しているんでしょうか、議長は。会議録のとおり言ったほうがいいと思います。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前9時55分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私、そのような話を小山議長よりお示しいただきましたので、農業委員会の方も、発言された方も、その他教育者に対しても、また弁護士に対しても確認をしてみました。上段の先に言った部分は、これ、伝文ということで何ら問題はないだろうと。あえて教育長が今ご発言されて、どうしてもというところであれば、強いて挙げれば、最後のところ「……………」という部分だけは削除してもよいという見解を持ってこの席に臨んでおります。場所をいいますと、最後のところです。「現在は教育長も事務局長も学校教育班長も、……………反映しないということを村民に危惧されてしまうのではなく」というところです。「現在は教育長も事務局長も学校教育長も、反映しないということを村民に危惧されてしまうのではなく」と、……………という部分のみ発言を削除するのであれば、協議の結果、その部分について発言の削除を議長に申出します。

以上です。

○議長（小山久利君） ただいま中島議員より取消しの発言がございました。

これを許可することによろしいでしょうか。挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

それでは、ただいま中島議員の発言があったところを削除することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前9時59分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいま中島議員のほうから発言がございましたが、冒頭での発言については後日調査をいたしまして、議長において処理いたします。

◇

◎日程第2 議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定 について

○議長（小山久利君） 日程第2、議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金

事業基金条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第85号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

該当交付金の内示の時期について質疑があり、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付金の時期と同様に11月頃であるとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時2分休憩

午前10時35分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいま、議案第85号に対し、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしということでよろしいでしょうか。質疑を終結いたします。

本案に対して、中島議員からお手元に配付されました修正案が提出されています。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長に許可をいただきました、議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例に対する修正動議を行います。

この基金の原資となるものは、昨年12月に相馬原に日米共同訓練で米軍のオスプレイが来たことに伴う交付金だそうです。そうしまして、その内容を原資とした基金をつくるに当たりまして、上記の動議を地方自治法及び榛東村議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

提案理由。

防災中枢機能施設備品事業、これは中央公民館の後継の公共施設になろうかと思うんですけども、それらの事業は既に教育施設整備基金として造成されており、本村においては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第5条第1項に規定する事業のうち、住民の生活の利便性の向上及び産

業の振興に寄与する事業が急務であり、それらを優先し、基金の全部または一部を処分することができる条例とするため修正動議をしたものでございます。

次のページです。

議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例に対する修正案。

議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の一部を次のとおり修正する。

第6条中、「規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り」を「住民の生活の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業及び規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り」に改めるという議案でございます。

裏をめぐっていただきますと、新旧対照表がございます。

榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例新旧対照表。左は修正案、新です。右は原案、旧ということでございます。

修正案、処分、第6条、基金は法第5条第1項に規定する事業に該当する事業で、この後の文言で、「住民の生活の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業」、これを加えたいという修正動議でございます。事業及び規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

日米共同訓練という中で、米軍のオスプレイの下で生活をした住民の気持ちというものを汲み取って、もう少し考える時間が、余裕がこの基金条例にあっているのではなかろうかと。その内容につきましては、真塩村長の執行権を脅かすものではありませんし、真塩村長がその地域の皆様全体の意見を聞いていただいて、その基金が処分できる基金条例にするための修正動議でございます。ご議論いただきまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 根拠となる法令については、確認をされているでしょうか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 根拠となる法令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法、平成19年5月30日法律第67号及び駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令、平成19年8月20日政令第268号にて確認しております。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） この再編関連訓練移転等交付金の使い道については、政令で制限、限定、列挙されています。修正案の住民生活の利便性向上、産業振興については、具体的にどのような事業に充てる考えでしょうか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今生方議員がおっしゃられた住民の生活の利便性というのは、先ほど申し上げました特別措置法の第5条第1項に、当該市町村において再編関連特別事業（公共施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に関する事業）とくくられて明記されております。その中で、どのようなこととございますが、村民の声、まずそれを聞いてということとございますが、具体的に言えば、演習場の周辺は大変オスプレイも近くに飛んでいると。振動も大きかったと。先頃の自衛隊機と比べて高度も若干低いのではなかろうかという形、村民の恐怖、そして心配、そういったものを払拭するための費用と考えますと、オスプレイが来ないわけにはいかないとすれば、その地域に必要な生活の利便性、例えば地域を言うと恐縮ですが、演習場の北側の地域においては、お店もない、免許の返納もあるということで、そういった交通手段、移動手段、もしくは商品の買物、お店の設置等必要があればそういった調査研究、必要があるということを知っておりますので、そのようなものを真塩村長において進めていただくように挙げたものでございます。事例で挙げるとすればそういうもの、もしくはその地域の自治会、または演習場周辺でなくてもやはりオスプレイに対しての不安を持っているところでも一緒に共存共栄するために必要な支援があるとしたら、そういったものに利用していただくことを希望して修正案を出しております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

急に出てきた議案ですので、ちょっと手元に、先ほどおっしゃっています駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法等の法令が手元にないので、一応確認、執行のほうにこれは関係していますから執行のほうにまず伺いたいのが、ここの原案のほうに、修正案にもありますけれども、法第5条第1項には、確かその上の第2条に規定されている事業に限るというか、次に掲げる事業ということで、第2条のほうに1から十幾つ、事業名が確か書いてあった記憶が私にあって、そこに該当している事業ということが第5条のところに書いてあったと思うんですね。さらに、確か2年以上にわたり継続されるとか防衛大臣に計画を提出しなきゃいけないとかそういったことが記載してあったと思

うんですけれども、まずそれが間違いでないかの確認と、第2条のほうに掲げる事業に該当しなければ、この補助金というのは頂けないのかな。そのあたりの認識を確認したいんですけれども。まず1問目はそれをお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） こちらもちょっと資料を十分に持ってきているわけではございませんですが、答えられる範囲でお答えということによろしいでしょうか。

今お話がありました特別措置法の5条1項、そちらのほうで、住民の生活の利便性の向上及び産業振興に寄与する事業であって政令で定めるものというふうにされております。この法律の規定を受けまして、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令が設定をされておきまして、その後の第2条、今南議員がおっしゃったように、号立てで事業が、その法律で引用された、政令で定めるものとされた事業を限定列举というんでしょうか、1号から14号までで示しているというものでございます。また、2か年以上ということの部分につきましては、同じ施行令の第5条でございまして、第2条、今申し上げた1号から第14号までの事業として、2年度以上、複数年度以上にわたり継続する事業を行おうとする場合は、申請を行うと。また、計画を防衛大臣に提出するという旨が規定されてございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 回答いただいたんですけれども、提出者にお伺いしたいのが、第2条のほうに14号まで書いてある中で、先ほど中島議員が言っていた例えば公共事業に関してとかそういったものも該当できる可能性があるんじゃないかと思うので、わざわざ基金条例というよりは上位法のほうにも事業名が「次に掲げる事業」ということで載っていますので、そこで十分足りるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 原案に戻っていただきまして、原案のほうで議案参考資料を見ていただいて、原案が、参考資料の中で、今南議員がおっしゃるように特別措置法施行令で足りるんでありますけれども、今回執行からお出しになられた条例規則は、ページでいうと、議案参考資料の2ページをご覧になっていただくと、榛東村再編関連訓練移転等交付金基金条例施行規則（案）でございまして、今後ここについて検討があるよということがあるかもしれませんけれども、現状として案で出ておりますので見ていただきたいのは、第2条でございまして、基金処分に係る事業。第2条、ただいまの原案、条例第5条に規定する規則で定める事業（以下対象事業という）は、防災中枢機能施設備品整備事業に要する経費に充てる場合のみ、基金の全部または一部が使えるというふうに書いてありますの

で、この8,030万円は、この基金条例によると、案でございますけれども、防災中枢機能施設備品整備事業、中学校の下の中央公民館の代替施設と思われる施設の備品整備事業のみにしかできないという案が提示されたものですから、南議員がおっしゃるように、特別措置法の第5条施行令第2条に係る事業も、ぜひそれにも使っていただけたらいいんじゃないかなということ修正案として上げている次第なんです。

私は、本会議で最初に説明をいただいたときも、そのような議論をちょっとしたと思うんですけども、それからちょっと時間がかかっておりましたけれども、そういうことです。南議員、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 第2条のほうに「次に掲げる事業」ということで14号までありますので、そこに該当しないといけないと私は考えておりますので、あえて基金条例に入ると逆に縛ってしまふんじゃないかと。せっかく14個も項目があるわけですから、やっぱりそこに沿った事業を、今後も、防災中枢機能以外もまた今後計画されて、大臣のほうに提出して認められればそういった部分で活用できる可能性もありますので、あえて記入するというのがちょっと私には理解できないところがございます。

それと、提案理由に、教育施設整備基金があるから防災中枢機能の備品事業はそれがあるということでありましてけれども、教育施設整備基金は一般会計から繰り入れているというか一般財源でつくられている基金ですので、やはり防災中枢機能の施設自体も補助金が頂けるということで、また備品に関しても、補助金を頂いてそれが活用できるのであれば、村の負担といたしますか、補助を頂ければそれだけ村の財源としては有り難いというかそういった事業でありますので、それがあればそれを使えばいいじゃなくて、やはり少しでも補助金とかそういったものが頂けるのであれば、それを活用すべきだなと思いますが、中島議員は、一般財源からのこの基金を利用すればいいという考えで間違いないですか。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 南議員から3つのこととお話しいただいたと思うんですが、まず最初の、私ども議員でございますから、地方自治法に基づいて条例の制定改廃が仕事でございます。先ほどの施行規則については、これは真塩村長の専決、専案といいましょうか、施行規則になりますと、真塩村長のほうでおつくりいただけるというものでございます。ですので、条例で今議論、条例の修正をかけているわけでございます。

2番手につきまして、ほかの事業もできるのではないかとということですが、この条例自体がこの規則しか使えないと縛ってあります。ですので、南議員が期待するためには、我々議員がこういう事業

もいいんじゃないかという発言権、提案権、もともとないんですけれども、こういうことはどうですかというお話はできるかもしれませんが、議論というと、私どもにはそういった条例の制定改廃までで、規則について、お願いベース等はできると思うんですけれども。

あと、3番目、この基金も処分するときは結局一般会計に繰り入れて、その費用と備品事業として使うわけですから、財源について、8,030万円が防災中枢機能の備品、椅子や机という限定で今基金条例が制定されることはいかがかという考え方でございます。基金を処分すれば一般会計に繰り入れて、その中で事業が成立することはもとよりでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに原案に賛成の討論を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 議案第85号について、賛成の立場から討論を行います。

この条例は、本村に旅団を置く自衛隊の再編関連訓練移転等交付金を原資として基金を造成するものであります。そして、この基金は防災中枢機能施設の備品整備に充てるということですから、将来的な村の財政負担を大幅に低減することができる大変重要な条例であると思います。よって、私は委員長報告のとおり原案に賛成をいたします。

○議長（小山久利君） 次に、修正案に反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 原案、修正案ともに反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） もう一度、修正案に賛成の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

修正案に対する採決を行います。

本修正案に賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第86号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

議案第85号に対して、原案に対する採決に入ります。

委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第86号の委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第86号 榛東村上水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第87号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第87号 榛東村特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第88号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第88号 榛東村上水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第89号について、12月6日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審議を行いました。

学童保育所の受入れ人数や運営状況について質疑があり、各施設の受入れ状況や今後の運営の見通しについて答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま文教厚生常任委員会委員長からお話がありましたけれども、その中で、委員会の中で、管理者が社会福祉協議会ということで、大変福祉に熱い団体が受けてくださる

ということ、しかしながら、学童が同じ箇所です3か所あって、学年ごとに分かれているということですが、その中で、子どものトラブル、たくさんいると子どもはトラブルがあるかと思えますけれども、そのようなトラブルにどのように対応しているのかというような内容の議論はございましたか。

○議長（小山久利君） 8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 今の質問に対しまして、教育長、教育委員会事務局長と十分な審査を行いました。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巣 實君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巣 實君） 今のことに對しまして、そのような質問はございませんでした。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第89号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（小山久利君） 日程第7、議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第90号について、12月6日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論の許可をいたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第90号 榛東村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 8 議案第 9 1 号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第 8、議案第 91 号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8 番蜂巢實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第 91 号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第 91 号について、12月6日午前 9 時 30 分から、201 会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和 3 年 12 月 9 日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第 91 号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第9、議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第92号について、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

保険料の納期を変更することによる追加徴収や還付の作業への影響についての質疑があり、現行でも年度途中の修正申告等により保険料に変更が生ずる場合、随時適正に処理しているとの答弁がありました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第92号 榛東村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について

◎日程第11 議案第94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

◎日程第12 議案第95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（小山久利君） 日程第10、議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定についてから日程第12、議案第95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第10から日程第12までを一括議題といたします。

善養寺孝総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第93号から議案第95号まで、一括して委員長報告を行います。

それぞれ、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の選択においてリスク分散の検討を基準の有無について質疑があり、必要に応じ考慮していきたいと答弁がありました。

議案第94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定につきましては、申請団体について質疑があり、2社から申請があり、選定委員会における評価により選定したものであると答弁がありました。

採決の結果、いずれの議案も全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

採決は個々に行います。

議案第93号 榛東村ふれあい館の指定管理者の指定について、委員長報告は可決でございます。

本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第94号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について、委員長報告は可決でございます。

本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第95号 榛東村福祉センターの指定管理者の指定について、委員長報告は可決でございます。

本案について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時25分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）につ

いて

○議長（小山久利君） 日程第13、議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第96号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

例規整備の支援業務委託に関して、個人情報保護の改正内容について質疑があり、法改正の概要の説明がなされました。

採決の結果、本議案は賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）の議案に反対の立場で討論いたします。

本議案には、既に他市町村で給付通知が住民に届き、子育て世帯に少しばかりでも安心の国による子育てへの特別交付金事業が計上されておられません。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決事項に指定されている内容であればこそ、迅速に対応し、榛東村に住んでよかった、榛東村で子育てできてよかったと実感できる迅速な予算計上、予算執行、また専決と言いつつ議会でも議論される機会があってよいと考えております。そればかりか、2款総務費、1項総務管理費にあつては、平成23年度の造成工事への瑕疵担保責任を提訴するための弁護士費用が

1,002万4,000円を計上しております。これは、令和2年度上野原地内環境調査業務委託費359万7,000円を村税から支払い、この裁判を行うとの説明を受けていますが、報告書の4ページの図2の1、調査対象地図によると、平成23年榛名カントリークラブ跡地造成工事の箇所であることが分かります。この箇所は、平成28年3月28日、榛東村長真塩卓氏と愛知県名古屋市中区東桜一丁目1番10号、大同特殊鋼株式会社代表取締役と榛東村発注工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書を締結し、その協定書第2条の処理の範囲で示す榛東村の工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所ナンバー6となっています。この箇所は、協定書第3条で、処理の施工及び費用負担として、鉄鋼スラグ製品の処理については、榛東村の規定に基づき榛東村が施工するものとして、これに要する費用は、両者協議の上、合意した範囲で大同特殊鋼が負担するとなっておりますにもかかわらずです。

さらに、先ほど基金の修正案を動議いたしました。原案が賛成多数で可決されました。10款教育費、1項総務教育費にあっては、昨年12月の日米共同訓練実施の交付金として、8,030万円が防災中枢機能施設備品事業として基金の積立てが計上されているわけでございます。しかし、防災中枢機能施設備品は、既に教育施設整備基金として造成されており、本村にあっては、昨年12月の米軍オスプレイの飛来訓練に伴い、住民が不安や恐怖を感じている部分も多いです。その中で、榛東村は、自衛隊と共存共栄するという村民ともに認める村でございます。その中であれば、やはり本村においては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第5条第1項の規定する事業のうち、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業が急務であり、それらを要請しなければならないと考えています。

また、10款5項社会教育費にあっては、年に一度しかない文化講演会を中止し、その予算の削減が計上されております。村民が楽しみに年に1回しかない文化に触れる機会を、コロナ禍の感染状況によらず、コロナ禍の一言で代替事業を考えずに中止するのは愚策であり、到底許されるものではありません。それらの施策に対する予算は、本補正に見当たりません。よって、本議案を反対いたします。

○議長（小山久利君） 続きまして、賛成の討論を許可いたします。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 議案第96号について、賛成の立場で討論を行います。

提案されました補正予算には、障害者福祉に関わる給付費や保育園、こども園に対する補助金など、住民福祉に必要な予算が計上されております。また、住民の皆さんが心配している第6派に備え、新型コロナウイルスワクチン接種費用も計上されています。予算の中には、必要が生じた場合の予算措置ということも説明をいただいております。

よって、私は、委員長の報告のとおり、この予算について賛成をいたします。

○議長（小山久利君） 続きまして、原案に反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 賛成多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。開会を、午後1時といたします。

午前11時34分休憩

午後1時00分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第14 議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第14、議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

[文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第97号について、12月6日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
初めに反対の討論を許可いたします。
討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。
本案に対する委員長報告は可決でございます。
議案第97号 令和3年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。
よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小山久利君） 日程第15、議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。
8番蜂巢實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第98号について、12月6日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第98号 令和3年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第16、議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番蜂巢實議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 蜂巢 實君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（蜂巢 實君） 議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第99号について、12月6日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び議長、村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告とします。

令和3年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、蜂巢實。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第99号 令和3年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小山久利君） 日程第17、議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第100号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第100号 令和3年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小山久利君） 日程第18、議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

7番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

12月1日当委員会に付託されました議案第101号について、12月3日午前9時30分から、201会議室において、委員全員及び村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和3年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（小山久利君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第101号 令和3年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第19 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第19、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から、委員会において審査中の令和3年陳情第2号について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。



◎日程第20 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（小山久利君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

蜂巢文教厚生常任委員会委員長から、委員会において審査中の令和3年発議第2号 女子に対する

あらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准及び国内法制の整備を求める意見書について、令和3年陳情第8号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し、国民の命と健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書について、会議規則第71条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第22 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第24、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第21から日程第24までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第25 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（小山久利君） 日程第25、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水健一広域議員から報告を求めます。

10番清水健一議員。

〔10番 清水健一君登壇〕

○10番（清水健一君） 令和3年10月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告をいたします。

令和3年10月28日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和3年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案は、一つ、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任の同意について。

一つ、令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳入歳出決算について。

一つ、令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）について。

以上の3議案が上程され、慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（小山久利君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時45分といたします。

午後1時19分休憩

午後1時46分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第5号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第1、発議第5号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 発議第5号ということで、榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてでございます。

次のとおり榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法及び榛東村議会会議規則第13条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出。

提出者、榛東村議会議員、中島由美子。提出者、榛東村議会議員、齊藤将史。

提案理由は、議長宛てのもので読ませていただきます。

南新井前橋線が開通しまして、榛東村までつながったと。その中で、お隣の吉岡町では、住民の知る権利というものが担保されております。具体的に1つの地域ということで、榛東村民の知る権利についても尊重したいという内容でございますが、提案理由、情報の公開は住民の村議会への信頼を確保し、生活の向上を目指す基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものであります。村議会が保有する情報は本来住民のものであり、これを共有することにより、住民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立つべきものであることから、村民の知る権利を村議会においても尊重するため提案させていただきました。

具体的には、条例案、ページでいいますと、発議第5号の2ページ目になります。榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例、榛東村行政文書の公開に関する条例、平成13年、榛東村例第7号の一部を次のように改正する。第3条第2項中、「農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を「農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

議案参考資料でございます、発議第5号で、榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨、目的は先ほどの提案理由のとおりでございます。村民の知る権利を最大限村議会においても尊重するためということでございます。

内容は、本条例第3条第2項中、実施機関に「議会」を加えるもの。関係法令といたしましては、地方自治法を抜粋いたしまして、議決事件第96条、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。(1) 条例を設け、または改廃すること。(2) 以下略でございます。

続きまして、裏面になります。

榛東村行政文書の公開に関する条例新旧対照表でございます。改正案、新でございます。定義、第3条、第1項は略しまして第2項、この条例において、実施機関とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、失礼しました、これは公平委員会でございます。監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会及び議会をいうと。この「甲へ」というのは「公平」に訂正をお願いいたします。第3項は略でございます。

現行でございます。今、旧でございます。定義、第3条、略、この条例において、実施機関とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいうということになっております。3番、略でございます。

この行政文書の公開に関する条例に、「及び議会」と、議会でも村民の知る権利を尊重したいという趣旨でございます。

以上、慎重にご審議いただきましてご議決賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時3分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第5号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

本日議案書を確認しまして、例規集等見ているところでもありますけれども、そもそも行政文書の公開ということで、行政文書の行政に議会が当てはまるのかなというのが私の中では疑問でありまして、この辺、行政文書が議会に当たるという見解等ははっきりとした理由をまずお聞かせいただきたいのと、これ、執行のほうで作成した条例でありますので、この条例は何か国の法律等に沿ってつくられたものなのか、その辺の経緯と、行政文書に関しての見解等を、急でありますけれども分かる範囲でお聞かせいただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） 5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ありがとうございます。

今2つ南議員から質問があったと思うんですけれども、1つは議会の内容が行政文書に当たるかということとは本来執行でもいいとは思いますが、私の、提出者として、行政文書に当たります。

以上です。

〔「理由を」の声あり〕

○5番（中島由美子君） 行政文書というのは、行政が行う文書は全て行政文書でございます。それ以外ではありません。

あとは、そういった法的な見解、平成13年にこれをつくったときに今の総務課長がいらっしやったように思うんですが、総務課長のほうで聞いてください。

〔発言する者あり〕

○5番（中島由美子君） 行政文書に当たります。

以上です。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 国の法律で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律というのが平成11年5月に公布され、平成13年4月1日から施行されてございます。この法律の中で、第25条に地方公共団体の情報公開ということで、条文を読み上げますけれども、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」ということで、地方公共団体に努力義務が法律で課せられております。この努力義務に従いまして、本村においても、榛東村行政文書の公開に関する条例を平成13年3月に公布をし、同年4月1日から施行しているというものでございます。

この法律の対象となっておりますものは、行政機関ということで、第2条に定義がございましてけれども、各省庁であったり国家行政組織法に定める組織、それと会計検査院が対象となるという法律でございまして。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 先ほど吉岡町の話がありましたけれども、吉岡町の条例に関しましても、行政文書の公開にという部分が条例名等に入っているのか。行政文書ということがこの条例の中でたくさん出てくるんですけれども、吉岡町のほうでも同じように行政文書という書き方をしているのか、分かれば教えていただきたいのと、公布の日から施行するとありますけれども、もし議会が入った場合は、公布の日以降に作成された文書が対象となるのか、いつからの文書が対象となるのか。村のほうとかの改正とかだと、いつまでの前は適用されないとか結構そういう文言が入っていたり、こういう場合があるのかなと思うんですけれども、そこが明確でないので、お示しください。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今2つありました、吉岡町は行政情報と入っているのかということでございますが、吉岡町は、

〔「文書」の声あり〕

○5番（中島由美子君） 行政文書と入っているのかということでございますが、条例の名称というのは作り手の意思にもよりますが、情報公開法に基づいてつくられたということで、この名称を当時の執行がどのようにつくったかというのはよく存じておりませんが、行政文書の公開、内容は情報公開法に基づいているので、吉岡町は若干つくるのが平成21年9月14日と、榛東村は先駆けて、

法律に明るい方がいたのでつくられたので、行政情報のと、そういう準則に基づいた名前になったんだらうと思いますけれども、平成21年の吉岡町の情報公開情報例については、情報公開法を基としているので吉岡町情報公開条例とあります。当然ながら、この中で公文書の開示、行政文書というのが公文書と言い換えていると思うんですが、町政に関する町民の知る権利を保証することということで、吉岡町ですから、公文書イコール行政文書と読み替えて差し支えないと思います。

それと、あと附則が公布の日よりとございますが、公布の日というのは、今日以降、情報公開請求が議長宛てにあった場合、その日からの文書ということではありません。情報公開ということで、それまでの文書も適用されると考えて条例提案しております。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 吉岡町のほうは、行政文書の公開というのが入っていないということと公文書となっているということとありますけれども、やはり行政、例えば行政委員会いろいろありますけれども、議会は行政委員会という枠ではありませんので、本当にどうなのかなというのがありまして、例規集を見ますと、各榛東村行政文書公開に関する条例の施行規則とかが、固定資産評価委員とかそれぞれの行政委員会で作られているので、これがあって請求できるようになると思うんですが、これも必要なのかなと思いますけれども、これは今現在できているのか、お聞きいたします。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議案参考資料でもお示したように、議会の権能は条例の制定改廃のみでございます。条例が決められて、それに対する施行規則というのは、しかるべき担当が起案するものと考えております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第5号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 発議第5号に対しまして、反対の立場から討論させていただきます。

先ほどからも行政文書の公開という条例で、この行政に議会が当たるのかということ、やはりそれが疑問であるということ、先ほど総務課長からも答弁いただきましたけれども、上位法に沿って村のほうができているということでもあります。また、経過措置、そういったことも示されていないということ、また、吉岡は公文書ということで、行政文書と公文書も、またそれもイコールというような提出者はお考えですけれども、この辺もよく精査する必要があるのかなと思っております、議会における情報公開というのは、議会はそもそも原則公開というのがありますので、それ自体を否定するものではなく、この条例の改正についてはもう少し各議員の意見を集約したり、曖昧なところの理解、議員によって解釈が違うというわけではなく、みんな同じような解釈で進めていったほうがいいと思いますので、発議第5号につきましては、反対といたします。

○議長（小山久利君） 続きまして、改正案に賛成の立場の討論を許可いたします。

〔「議長、1番」の声あり〕

○議長（小山久利君） 提出者なので。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第5号 榛東村行政文書の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数。

よって、本案は否決されました。

◇

◎追加日程第2 発議第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小山久利君） 追加日程第2、発議第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番 齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 発議第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

次のとおり榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号及び榛東村議会会議規則

(昭和32年榛東村議会規則第1号)第13条の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由であります。現行榛東村の個人情報保護に関する議会に於ける根拠法がないような状態になっております。根拠法がない上で個人情報の保護という形を議会は行っている。このような状況下で、個人の尊厳と基本的人権の尊重は私たちの社会の基礎をなすものでありますので、この見地から個人のプライバシーを最大限尊重することが重要であります。ですが、情報の公開は、住民の議会への信頼を確保し、生活の向上を目指す基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものであります。村議会が保有する情報は本来住民のものでありますので、これを共有するとともに、より住民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てなければならない。このような理解の下に、広く個人情報の保護を図り、個人の尊厳を基調とする高度情報化社会の実現を目指すものであります。どうぞ、議員の皆さん、ご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番南千晴議員。

[12番 南 千晴君発言]

○12番(南 千晴君) 12番南千晴でございます。

先ほどと同じなんですけれども、これも条例に、榛東村行政機関の保有する個人情報ということで、行政機関に議会が入るという根拠をまず説明していただきたいということ、提出者。それと、先ほどと同様に、村のほうには、これも多分上位法があって施行されているものだと思いますので、その中で、行政機関というもののの中に議会等が含まれていると解釈できるのか、その辺の村の見解を伺います。

○議長(小山久利君) 5番。

[5番 中島由美子君発言]

○5番(中島由美子君) 個人情報保護法に基づいてつくられた榛東村の条例でございますけれども、一般的に法律が施行になってから随分たってからつくと、個人情報という吉岡町のようなようになったんですけれども、当時の国から示された準則には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例というような名称が一般的であったらと想像しますが、この中で、今回の条例、一部改正で提案しているのは、実施機関に議会を含めるということでございますが、厳密に言うと、議会は議会を含めるということでございますから、当時執行側から提案された条例というのは、あくまでも議会という実施機関については別物と。ただし、議会の意思があればここに加えられるということは認識しながらつくられたものと思っております。

ちょっと遅くなったんですけれども、平成13年のときにつくれなかったんですけれども、今、平成三十何年ですか、可決されれば本日から議会の行政文書、公文書も個人情報保護法の下で保護された

り開示されたりということという提案でございます。

1番目はこういう回答で、2番目は総務課長からお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） こちらの現行条例につきまして、南議員ご発言のとおり、個人情報の保護に関する法律という法律が平成15年5月に公布をされてございます。この法律の中で、第11条でございますけれども、第11条第1項で、地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないという規定、先ほどと同様努力義務がございまして、これを受けて、本村においても、平成13年3月に、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例を制定し、その後施行しているというものでございます。

お尋ねの行政機関ということの定義というか、それが法律には書き込まれていないわけですが、そもそも三権分立でございまして、国というのが、一般的な言い方をすれば府省ですとか国の機関ということだと思います。それ以外の国会あるいは裁判所については、この法には縛られないということでございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ありがとうございます。

行政機関というと、国のほうで内閣府とかいろいろ国家行政組織法等で定められている機関、会計検査院等も入るのかなとは思っておりますけれども、国会というのが入るのかというところは明確に記されていないんじゃないかなと思っております。先ほど上位法の話がありましたけれども、何年かに一度こういったものは改正されていると思うんですが、そのあたり、地方議会の取扱いとかそういったことに関して、何か動きとございますか、その辺に関しては何かあるのか、そのあたり、もし分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（小山久利君） 5番。

〔「村の」の声あり〕

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 個人情報保護法につきましては、本年大幅な改正が行われまして、5月に公布をされております。今回個人情報保護法を含めた改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律という束ね法案で、その中で個人情報法も改正されたということでございますが、今回の個人情報保護法の一番大きな改正の内容からちょっとお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

これまで、法律において、先ほどご質問にもありました国の行政機関を律する法律がこの個人情報保護に関する法律というところがございます、それと独立行政法人等個人情報保護法、独立行政法人等を縛るといいますか律する法律が、別立てでございます。それと、総則的な個人情報保護法という3本あったんです。もう一度申し上げますけれども、総則的な法律が個人情報保護法、そして行政機関に対する規律を定めるのが行政機関個人情報保護法、それと独立行政法人等個人情報保護法という3本の法律があった。これを1本の法律に統合されたというのがまず大きな改正の内容でございます。それに合わせて、先ほど答弁いたしましたけれども、地方公共団体については個人情報保護法、従前の、改正前ので、努力義務ということで、それぞれ地方公共団体において条例を制定し、個人情報保護に努めてきたところがございますけれども、今後この改正後の法律においては、全国的な共通ルールが定められ、地方公共団体もそのルールに従うという改正がなされております。この改正法につきましては既に公表されているわけでございますが、国の関係、先ほど言った3本を1本にまとめた。国の行政機関なり独法なりという部分については、来年の4月、令和4年4月から施行が予定されていると。それと、地方公共団体もその中の統一ルールに従うんだよという部分につきましては、令和5年4月以降、春にという、今のところまだ期日は分からないんですけれども、4月以降に施行されるというような状況になってございます。

これはちょっと蛇足なんですけれども、この大幅な改正に際して、村の例規類についても大幅な改正が見込まれることから、今回議会で補正予算、例規整備支援業務委託料を計上いたしまして、ご議決をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） ありがとうございます。

地方議会に関しては、そのあたりで見解等何か、地方議会は先ほど地方公共団体がという話ですけども、地方議会は対象となっているのか。その辺に関しての見解というのは出ているのか、もし分かれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） すみません、回答を漏らしました。

改正後の法律を受けて、個人情報保護委員会というのが設置をされます。そちらの事務局が、改正後の法律の内容について、詳細というんでしょうか、法律でどういった解釈、運用に当たって疑義等を整理しているという中で、改正後の法律における地方公共団体の機関については、知事、市区町村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、病院事業管理者、公営企業管理者、都道府県警本部長、消防庁等が該当するというところでございます。また、地方公共団体には、普通地方公共団体のみ

ではなく、一部事務組合や広域連合等の特別地方公共団体が含まれるということでございます。

先ほどの中でも申し上げましたけれども、基本的に法律が、国会や裁判所がこの改正法によっても規律の対象となっていないということございまして、地方公共団体の議会についても、基本的に地方公共団体の機関から除外されていますということです。

そして、それを受けて、これは全国都道府県議会議長会において、この改正法に従ってどういう対応をしていくのかということが協議をなされたようで、その全国都道府県議会議長会議事調査部長から各都道府県議会議長局長宛ての事務連絡が出ていまして、その中で、今回議会は共通ルールの適用対象から除外されております。本会といたしましては、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会とともに、各議会が個人情報保護条例案を作成する際に作成となる条例のイメージ及びその関連資料等を今年度末以降順次お示しできるよう現在総務省及び個人情報保護委員会と意見交換を重ねておりますという内容でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第6号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

12番南千晴議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

発議第6号に関しまして、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、村の榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部、条例に関しての上位法等の説明と現状を、どのような方向で進んでいるのか等も総務課長のほうからお答えいただきましたけれども、先ほどのお話にあるように、そもそも行政機関に議会が入るのかというところがありますし、三議長会等が、各議会の個人情報保護条例案を作成する際に参考となるような条例のイメージ等々、総務省や、先ほどおっしゃっていた個人情報保護委員会と意見交換をしているという話でしたので、そういったことを考えて、今回これに議会を加えるというよりは、榛東村議会としてそういった条例案を、動向等をチェックしながら作成したりすることを検討したりするほうがよいのではないかと考え、この案には反対いたします。

○議長（小山久利君） 続きまして、改正案に賛成の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第6号 榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を3時といたします。訂正いたします。再開を3時15分といたします。

午後2時32分休憩

午後3時54分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ただいま配付しました追加議案を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎追加日程第1 発議第7号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議

○議長（小山久利君） 追加日程第1、発議第7号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島裕美子議員の除斥を求めます。

〔中島由美子議員除斥〕

○議長（小山久利君） 提案理由の説明を求めます。

9番小野関治義議員。

〔9番 小野関治義君登壇〕

○9番（小野関治義君） それでは、発議第7号、榛東村議会議長、小山久利様。

提出者、榛東村議会議員、小野関治義。賛成者、同、蜂巢實、同、善養寺孝、同、6番生方勇二、同、波多野佐和子。

中島由美子議員に対し謝罪を求める決議。

上記の議案を別紙のとおり榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

2枚目をお願いします。

発議第7号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議。

中島由美子議員は、本定例会第2日目の12月1日、自身の一般質問の冒頭挨拶において、地方自治法第132条で禁止されている他人の私生活にわたる言論及び事実に基づかない発言を行った。本日議場において教育長から申入れを受け、議長から発言の取消しを即された中島由美子議員は、「強いて言えば・・・削除」などと発言した上で、自己の発言の取消しを申し出た。しかしながら、そもそもその発言を取り消したからといって、公開の議場において地方自治法に違反する言論及び事実に基づかない発言を行ったという事実は拭い去れないものである。住民から選ばれ、その代表者として議会を構成する議員は、選良という言葉で呼ばれるように、人格・見識とも優れた代表者であるということに思いを致し、まずは自ら深く反省すべきである。

よって、中島議員に対し、公開の議場において関係者に謝罪することを求める決議を行うものである。

令和3年12月9日、榛東村議会。

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで、ただいま除斥となっております中島由美子議員から、地方自治法第117条ただし書の規定により会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りいたします。

この申出に同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、中島由美子議員の申出に同意することに決定いたしました。中島由美子議員の入場を許可いたします。

〔中島由美子議員入場〕

○議長（小山久利君） ここで、中島由美子議員の発言を許可いたします。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 中島由美子でございます。

令和3年第4回榛東村議会定例会の追加議事日程第3号の追加の2ということで、発議者、発議第7号 中島由美子議員に対して謝罪を求める決議ということで、小野関治義議員、蜂巢實議員、善養寺孝議員、生方勇二議員、波多野佐和子議員より、中島由美子議員に対して謝罪を求める決議がございました。その内容を拝見いたしまして、本来私の発言というのは、農業委員会の伝文の発言でもありました。農業委員会に出られた方は、当然文教委員会の方もいらっしゃるし、文教委員長もいらっしゃいました。その中で、文教委員長は、最後にいじめの問題については徹底的にやると。場合によっては教育長の人事まで……………というご発言をしております。そのような内容を言われていて、それで……………

.....私は一般質問でそのような伝文を申し伝えました。

.....を、私のほうでできる範囲の発言をしてまいりました。そして、本来12月1日に、自身の一般質問の冒頭挨拶においてということでございますけれども、132条で禁止されているものであれば、懲罰動議をその場で出されるべきだったのではないのかなど。今さら中島由美子議員に対し謝罪を求める決議ということでございますけれども、その決議、謝罪を求めるだけの教育について、農業委員の皆さん、その他の村民の皆さんは認識しておられません。私はそういう声を元にして発言したのみでございます。しかしながら、小山議長よりそういうご示唆もございました。そして、その発言をされた農業委員さんにも、学校の先生にも、そして弁護士にも、町村議長会にも連絡をしまして、全て確認を取りました。その中で、議長が絶対削除しなさいということであれば応じてもいいと。絶対がつかなければ消すことはない。特に先ほども申し上げましたけれども、いじめの問題に徹底的にやったださるのであれば、全部削除していただいても結構だと。

.....ですので、弁明の機会というのは謝るという機会、謝罪の機会も議長がこういった時間をくださいましたけれども、私はこの問題について、先ほど皆さんに、全員賛成をいただいた文言の取消しのみを申し上げて、それ以外を取り消すつもりはございません。

したがって、.....

.....誰かがすべきことだろうと思っております。謝罪の要求ということであれば、そのとおりの文言で受け止めます。

以上でございます。ありがとうございました。

[中島由美子議員除斥]

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後4時5分休憩

午後4時7分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

発議第7号 中島由美子議員対し謝罪を求める決議について、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

〔「議長、1番」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑を終結しました。

討論を行います。

初めに反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第7号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

中島由美子議員の除斥を解き、中島由美子議員の入場を認めます。

〔中島由美子議員入場〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩といたします。

午後4時9分休憩

午後4時52分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

8番蜂巢實議員。

〔8番 蜂巢 實君発言〕

○8番（蜂巢 實君） 先ほどの中島議員の発言の中で、事実に基づかない、文教厚生常任委員会を侮辱するような発言がありました。これらの発言について、取消しを求めます。

なお、私が農業委員会からのところで、人事については触れておりません。ただ、農業委員の方が、10年がどうのこうのと言っていましたけれども、そのことについては一切触れていません。それで、触れたのは、農業委員の方がいじめの問題をかなり言っていました。それで、本当に南小学校でいじめがあったのかどうかを確認、そういうことでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） ただいま中島議員の発言の中で不本當な発言があったため、後刻速記の調査の上、処置いたします。そのために会期を延長し、審議を行いたいと思います。

◎会期の延長

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

会期については、15日まで延長することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、会議は12月15日まで延長することに決定いたしました。



◎散 会

○議長（小山久利君） これで本日の会議を散会といたします。

午後4時55分散会

令和 3 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号

1 2 月 1 5 日 (水)

令和3年第4回榛東村議会定例会会議録第4号

令和3年12月15日（水曜日）

議事日程 第4号

令和3年12月15日（水曜日）午前11時16分開議

日程第1 発言の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 議事日程に同じ

追加日程第1 発議第8号 いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議

追加日程第2 発議第9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議

追加日程第3 発議第10号 小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事はその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議

出席議員（12名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	8番	蜂巢 實 君
9番	小野関 治 義 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	阿佐見 純 君
教育委員会 事務局 長	井口 克三 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	志岐 英代
-------	-------	-----	-------

◎開 議

午前11時16分開議

○議長（小山久利君） 皆さん、改めましてこんにちは。

大変開会が遅れまして申し訳ございませんでした。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席です。本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めてまいります。



◎日程第1 発言の申し出について

○議長（小山久利君） ここで、蜂巢實議員から発言の申し出がありましたのでこれを許可いたします。
8番蜂巢實議員。

〔8番 蜂巢 實君発言〕

○8番（蜂巢 實君） 8番、蜂巢實でございます。

12月9日の決議案に対する中島議員の弁明の中で、過日行われました農業委員会と議会の榛東村の農業についての意見交換会その他の中での私の発言について、私が教育長の人事まで踏み込んで対応するとの発言をしたとありましたが、名指し等はしておらず、私は人事面におかれましても考えたいとの発言をいたしました。このことは個人的な考えとはいえ、議員として不適切な発言だと深く反省するとともに、関係の皆様にご迷惑をおかけしたことに對しましておわびを申し上げます。

また、12月9日の発言で人事について触れておりませんと申しましたが、削除を申し入れます。

なお、中島議員は、12月1日の一般質問冒頭挨拶における自己の発言に至った原因が、あたかも文教厚生常任委員会に作為があり責任があるかのような誤解を与える発言は、文教厚生常任委員会として到底容認できず、抗議したいと考えております。

以上です。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） ただいま蜂巢議員より削除の申し出がありました。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） ちょっとお待ちください。進めます。

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） ただいまの発言の取消しに許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、これを許可することに決定いたしました。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（小山久利君） それでは続けます。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 発言の申出は順番どおり行いますので、しばらくお待ちください。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番中島由美子議員の発言を許可いたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 議長ありがとうございます。

ただいま蜂巣實議員は、ただいま人事、教育長の名前を名指ししていないということでございましたけれども、発言の記録を手元に置いて発言されているのでしょうか。ここに発議に出された5名もそうですけれども、今、教育長が長過ぎるんだという話もありました。この件についても、人事面におかれましても考えたいと思いますという発言を蜂巣實議員はしております。それについては須田議員は参加しておりませんので、昨日農業委員会長の許可を得て確認をしております。それなのにもかかわらず、まだそういう発言をするということは、本来、本日まで会期が延長した原因というのは蜂巣實議員のその発言にあるわけですよね。それなのにまたそういった虚偽の発言を議場ですということは、もう議員の資質に欠けると言いましょうか、これは虚偽ですから、刑事事件にも及ぶ話だと思いますけれどもまだやるのでしょうか。

以上です。議事進行ありがとうございました。

○議長（小山久利君） 中島議員に申し上げます。

発言が議事進行に関係ないと認めます。

ここで、阿佐見教育委員長から発言の申出がございました。これを許可いたします。

阿佐見教育委員会教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 12月9日、中島議員の発言の取消しと謝罪を求めたところでございます。

一部ではございますが、中島議員はご自分の発言を取り消したと、中島議員が取り消した発言に係る私の意見も取り消すこととしたい。

以上です。

○議長（小山久利君） 中島議員より発言の申出がございました。それを許可いたします。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私は、議案第96号 令和3年度榛東村一般会計補正予算の第8号の議案の

反対の討論の中で、基本協定書を提携し、その協定書第2条の処理の範囲で示す榛東村の工事における大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する対象箇所、このナンバー6と議事録になっておると思いますが、ナンバー5に訂正をしていただくよう議長をお願いいたします。

以上です。

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ただいま中島議員より発言の中のナンバーを変更するというのが発言されましたが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認めこれを許可いたします。

◎日程の追加

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第8号 いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議

○議長（小山久利君） 追加日程第1、発議第8号 いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） 2番、須田仁美でございます。

このたび、いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議を発議させていただきました。

まず、提案理由ですが、人権教育が進んでいる榛東村において、いじめを防ぎ、榛東村の子どもたちが笑顔で安心して生活できるための対策・調査をするとともに、いじめ防止対策推進法指針にいじめ防止に関する条例制定を検討し、いじめ撲滅へ榛東村が一丸となって向かうため、この特別委員会の設置を提案するものでございます。

いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議ということで、1、名称、いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定検討特別委員会。

- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。
- 3、付議事件、いじめ対策について及びいじめ防止に関する条例制定への検討についての調査。
- 4、委員の定数、6人。
- 5、調査期間、本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで閉会中もなお継続調査することができる。

以上の決議を議案させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま須田議員よりいじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定に検討する特別委員会の設置に関する決議が出ました。

提案理由の中で、村民一丸となって進めたいと言われたんですけども、この委員の定数が6人となっております。少なくとも議員は12名でございます。議長は特別であったとしても、一丸となって進めたいと理由を申し上げられてなぜ6人なのかということが1問目。

2問目については、本来この定例会というのは蜂巢實文教委員長が中島由美子議員の文教委員会に対する侮辱発言、人事面については触れておらないという内容のことで議長が後刻速記の上、調査措置しますということで始まったものでございます。特別にこのようなものが出てきたという、この時期に出た理由を述べてください。

それとあと3番目です。1問目の3問目でございますけれども、これについていろんな方のご協議、いろんな事案を検討の上調査の上されたと思うんですけども、何を参考にされたか1問目3つ目です答えてください。

以上です。お願いたします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 今、中島議員にご質問いただいた3点について回答させていただきます。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時35分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 1番の今回の委員の定数が6人という件につきましてでございます。

中島議員のおっしゃっていた、榛東村一丸となって向かうために条例をつくって条例の基に一丸となって向かいたいという思いで条例の設置も検討の上ということを織り込ませていただきました。

人数が6人の理由ですが、通常は文教厚生常任委員会での検討事案でもあると思いますが、少数で検討するとスムーズに早めに議案をつくり村民へ条例が速やかに行き渡るように少数となりました。賛同いただいた方々ですが、文教委員会で本来検討する項目ではありましたが、条例のこともありますので、特別に特別委員会ということをつくりたいということを申入れさせていただきました。

2番、このタイミングで検討するか、議案を提出することになった理由でございます。

先ほど、中島議員が発言の中にありましたように、私、農業委員会との意見交換に参加ができなかったもので、申出の上、委員会の意見交換の記録、録音記録を確認させていただきました。

その中で、いじめに対して皆様の切なる思いがあることも確認できましたし、私も一保護者としていじめが問題となることなく、まずは底辺から条例なり方針をつくっていじめがなくなることを目指して、3月の定例会まで待ってられないという思いで今回この議案を提出させていただきました。

3の参考についてですが、いじめ防止対策推進法という法が既に制定されておりまして、そちら他市町村では既にこちらに沿った条例制定されているところもございます。

榛東村でも、もちろん学校の先生たちや現場の先生方すごく熱心に対応していただいて、いじめ等があった場合に対応してはいただいているんですけども、子ども、先生皆様を守るためにもこの条例が出来上がることが村民一丸となって向かえることと思ひ提案させていただいた次第でございます。

回答終えさせていただきます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま須田議員から回答いただきました。

少数ですということでしたが、私の文教厚生常任委員会を侮辱した人事面の発言をしていないと先ほど訂正になりましたけれども、そのときに……に残っております。……が残っております。暫時休憩なのでオフレコということでも議会に残ることでもなくていいかと思ひますけれども、やはり少数ですと保護者に触れる機会が少ない、保護者に触れる機会が少ないということであれば、やはりたくさんの方でやる必要があるのかと思うんですけども、議決の折には、やはりたった12人しかい

ないわけですから、1万4千何百人の村民から選ばれた議員は12名しかいない。その中で6人にこのいじめの問題が対応できるかということをお考えで少数だということをご発言されましたけれども、それについてもう一度6人でよろしいのかということを一問目。

2問目は、2問目はですね、いいですか。3月の定例会では間に合わないということで今回やられると、確におっしゃるとおりだと思います。ぜひそのいじめ問題について内容を詰めていただくようなことをできると信じてよろしいでしょうかということ。

3番目、いじめ防止対策条例ということがご案内ありましたけれども、他市町村であるということは、それをつくるという強いご意志をお持ちだということかどうか確認させていただきます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 2度目のご質問いただいた3点について回答させていただきます。

先ほどの回答、分かりやすくなかったかもしれないんですけども、本当に6人でいいのかということで、12人議員がおりますが、6人で検討、まず特別委員会は6人となっておりますが、途中で全員協議会などを申し立てて説明や質疑など議員全員で検討ができるようにも織り込んでいただいて、進めていただきたいなと私は思っております。

特別委員会の中の人数が6人ということですが、いずれ出来上がる条例に対しては、議員全員の意思の下、出来上がるものと私は思っております。

2番目の、3月の定例会では間に合わないと言った私の発言ですが、本当にいじめ等があった場合の対策は数か月といじめをされたお子さんなりご家族、待っていることはできないと思います。なので、何かこうこの議会がせつかく延期になりましたので、3月の定例会をと目指しておりましたけれども、急遽ここにぎりぎりとはなりましたけれども、提出させていただきました。

3番目、条例制定へ向けての強い意志ということでございますが、もちろん条例制定がされるべきと思ひましてこちらの決議に条例制定の検討をする特別委員会を提案させていただいたものでございますので、強い意志はございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの2番目の質問の中に、……………

……という発言があったというところがありましたが、その文脈は削除させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小山久利君） ただいま中島議員より発言の取消しがございました。これを認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認めその部分を削除したいと思います。
5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま6名というところですが、6名で少数でやって早く決めたいということでしたが、この会期の延長というのは当然市民にも知られているところでございます。文教厚生常任委員会ですっかりそういうものを扱ってくれば、そういう私の発言は必要がなかったのではないかというような内容を、文教厚生常任委員長が侮辱に取られたということでございました。

今後とも文教厚生常任委員会はその侮辱という事に対して特別、文教厚生常任委員会の中であるということでございます。

私は、私自身は、肉を切らせて骨を断つということございまして、そのいじめ問題に参画したいと思っておるんですが、そういった意見というのをどうやって汲み取るかということ、今お考え、6人の定員の中でございますが、どういう意見を議員から汲み取るかという考えはどのような方法があるか教えてください。

2問目は、どうに考えているかということで結構です。分からなければ分からないで結構でございます。

そして3問目です。2問目です、3問目の3回目の2問目でございます。

そして、今までどのようなそのいじめの問題について、須田議員は情報として、経験といひましょるか、個人情報に注意して、どういういじめの問題を周知・感知・察知しているかということ、少し事例でお教えください。

3問目については、そういった一つ一つをどのように今後、特別委員会の中で条例を制定するだけでなく、具体的に執行に働きかける、学校に働きかける、社会福祉協議会に働きかけるということ、当然、文教厚生常任委員会の中のご議論でござい……失礼いたしました、特別委員会の中の、先ほどの文教委員会は訂正させていただきます。削除させていただきます。その設置された特別委員会の中でどのようにそういった機関に働きかけるかということ、今のまだ委員会設置の前でございますが、その強い思いをちょっとお聞かせください。

以上3問です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時49分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 3番目のご質問、3点です。

1番についてですが、6人の中でどういう方が選ばれるかというご質問ですが、私、立候補ができるかどうか今この手元に資料がないので分からない状況ではありますけれども、委員会の定員の人数の中の委員は議長が決定するものということが規則であります。

2問目です。いじめ問題の事例でございます。

1番の事例といたしましては、私の幼少時代の自分の経験というのも生かしたいと思っております。また、私が保護者としての立場で学校等で何かあったとかいう情報はこの場では差し控えさせていただきますと思います。

3番、執行機関に働きかける方法とのことですが、そういった学校の先生方、保護者の方、当事者の方が一番もちろんですが、教育委員会の方、議会そのような広い機関がやり取りがきちんとできるような条例の制定を検討する委員会を設置の提案をさせていただきましたので、条例が制定された暁には執行機関とのやり取り、法に従ってしやすくなるものと思っております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第8号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第8号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第8号 いじめ問題調査及びいじめ防止に関する条例制定を検討する特別委員会の設置に関する決議について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「ありがとうございました」の声あり〕

○議長（小山久利君） 委員は提案のとおり発議者を含む6名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後0時2分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど特別委員会を開催しました結果、委員長に須田仁美議員が就任いたしました。副委員長に蜂巣實議員が就任されました。

ここで、委員長に就任いたしました須田仁美議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君登壇〕

○2番（須田仁美君） ただいま委員長に選出されました須田仁美でございます。条例制定も含めましていじめ防止のために委員の方々の協力を得ながら調査してまいります。よろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（小山久利君） 須田委員長よろしくをお願いいたします。

◇

◎追加日程第2 発議第9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議

○議長（小山久利君） 追加日程第2、発議第9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君登壇〕

○1番（齊藤将史君） 齊藤将史でございます。

発議第9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり榛東村議会会議規則（昭和32年榛東村会議規則第1号）第13条第2項の規定により提出いたします。

発議理由といたしまして、1番、本件発議理由は、上記決議理由の1つに地方自治法第132条の禁止事項で「他人の私生活にわたる言論」とありますが、この法令はプライバシーの保護の観点から規

定された法令であります。その元となっている個人情報保護法の第2条第1項において、個人情報とは「特定の個人を識別することができるもの」繰り返します、「特定の個人を識別することができるもの」となっており、本件の中島由美子議員の発言に特定の個人を識別することができるものは含まれておりません。

理由第2、同じく事実に基づかない発言とありますが、榛東村住民、有権者の中に当該の発言をしておりました方がいらっしゃいます。その方が公的な機会にも発言しておりまして、その方々の発言並びに伝聞を中島由美子議員が代弁したにすぎません。これは、議員として住民、有権者の声を行政に反映させるという責務にほかなりません。

以上により、中島由美子議員に対し謝罪を求める決議の見直しを求める決議を行うものであります。

令和3年12月15日、榛東村村議会。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め……

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 2番須田仁美議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 2番、須田仁美でございます。

こちらの今回の件でございますけれども、11月のほかの会議でのことであるとか、12月1日の一般質問の中の発言であるとか、過日のものでございまして、どのように判断する材料としまして、発言内容のほうを確認しながら皆さんで判断をしたほうがよいと思うんですけれども、そのような文章等提供いただけますでしょうか。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ただいまの須田議員の質問ではありますが……

〔発言する声あり〕

○1番（齊藤将史君） ちょっと休憩。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

午後0時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） ただいまの須田議員の質問であります、ただいま議会事務局のほうと相談をいたしまして、須田議員のおっしゃっていた記録等々提出したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 必要に応じて議会事務局のほうから須田議員のおっしゃっていた資料のほう提出したいと思います。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま須田議員がおっしゃったのは、こういう言った言わないということは会議録をしっかりと見た上で決議を起こしたり侮辱の発言をしたりする必要があるのではないかと、ということだったと思います。

この前、南議員は執行に質問しておりましたので、私も執行に質問いたします。

議会事務局は、この決議、この前の決議に当たって、そういった会議録を出してから調整するということはあるのでしょうか。この前の決議、この決議を出すときにその会議録を確認して出しているのでしょうか。事務局にお答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 提案者に質疑をお願いいたします。

○5番（中島由美子君） 南さんは私が答えようとしたら執行にというので清村君答えたよ。ちゃんと会議録見てくれて、私の情報公開の発議議案のとき。議会運営委員長が言ったんですよ、執行に答えてもらおうと。

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

〔「議長休憩」の声あり〕

○議長（小山久利君） 今、答えてもらいますのでその後……

〔発言する声あり〕

午後0時12分休憩

午後0時12分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいま5番中島由美子議員の質疑に対し、事務局は執行ではございません、補佐役ということで来ておりますので、答える義務はございませんということです。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま事務局、執行、答える義務がないとおっしゃってございましたけれども、私が上げました情報公開の議案に対しまして、南議会運営委員長は、あなたに聞いていない、まあ中島に聞いていないと、総務課長に指示をして回答させていますので、今の議長のご発言のとおりであれば、その発言の訂正、お答えになった総務課長の発言は訂正していただくことで申し述べます。よろしくをお願いします。

午後0時13分休憩

午後0時14分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいま中島議員の質疑に対し、南議員は法律の趣旨に概要を説明したということでございます。質疑の趣旨が違うということで、発言の削除をお願いしたいと思えます。

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） 3問目の中で今の発言を……

〔発言する声あり〕

○議長（小山久利君） その中で……

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま議長よりご指摘のありました、法律の趣旨を求める場合には執行でもいいというお話でございました。その確認ができたということで、2問目の発言については削除いたします。

そして新たに3問目、3回目でございますけれども、続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○5番（中島由美子君） いいですか、ありがとうございます。

3回目の1問目でございますけれども、私がそういった決議文を作るときに、会議録を参考にされたかどうかということを知ったら、それは事務局が答えるべきでないということでありましたので、齊藤議員にこの決議をつくるときに、齊藤議員自身は農業委員会の発言、そこにいらっしゃったわけ

ですけれども、あとは実際に出された決議の事実に基づかないというところの発言は確認をされたということでよろしいでしょうか。それが1問目。

2問目は、ぜひこういった見直しを求める決議ということですが、見直しを求めた結果どのような効果を期待しているかということをお聞きします。この決議が出ることによって榛東議会どうなるのかというようなことが想定されているのか、想定されていないのかということ、なければいけないで結構でございます。

3問目でございます。3問目は、こういったもとの謝罪を求める決議というものが、今後たくさん、多々出てまいるとは思いますけれども、そういった場合にはやっぱり会議録なり音声データを確認してすることが望ましいという趣旨をもって今回見直しを求めたのでございましょうか。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 発言の確認についてでございますが、農業委員会につきましては、私の目の前で発言をしておりました。それは言うまでもなく確認ということも必要かもしれませんが、私の記憶に強く残っております。議会の中での阿佐見教育長の発言の内容、これも同様でございます。

次に、決議をされることが何を意味するか、この事案、発議に対する決議は何を意味するかという質問に対してですが、ある意味、内容を精査するに根拠法たるものが全く間違っ理解をされている。皆さんの中で法令が何なのかというのはもちろんお分かりだとは思いますが、それをしっかり理解した上で、先ほども中島由美子議員が裏づけとして何を元にしてこのような発議を私がしたかというふうな1番の質問がありましたけれども、それと同様に法令をちゃんと根拠法は何なのか、何を意味しているのかというのを皆さんに確認をしていただきたい。こういう観点から私はこれを発議する意味はあるというふうに思いまして発議いたしました。

第3番目の音声データ等々に関してですけれども、今後……休憩。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後0時19分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

1番。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 先ほどの中島由美子議員の3番目の答えであります。当然、中島由美子議員のおっしゃるよう確たる証拠、それを提示することによって事実関係を明らかにしていく、このようなことはものすごく必要なことだと私自身も思っておりますので、今後このような決議、議案を

発議した場合には、その根拠となる音声データなり議事録なりを提示するという事も私は必要だというふうには認識しております。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第9号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第9号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発議第9号 中島由美子議員に対し謝罪を求める決議（令和3年12月9日発議第7号）の見直しを求める決議について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数でございます。

よって、本案は否決されました。



◎追加日程第3 発議第10号 小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事がその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議

○議長（小山久利君） 追加日程第3、発議第10号 小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事がその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番中島由美子議員。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番（中島由美子君） 発議第10号、令和3年12月15日、榛東村議会議長小山久利様。

提出者、榛東村議会議員中島由美子。

小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事はその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり榛東村議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議案をめぐっていただきまして、発議第10号、同様の小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事はその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議でございます。

これは、本会議定例会の冒頭に、諸般の報告という中で（1）に議員の異動という事項がございます。その中で、議長もしくは事務局長から報告ございます。まさにこの出席停止の取消し、まして群馬県の知事の取消しということは、大事なお話だと思っております。その中にもかかわらず報告がなかったと、会期が延長されなければ私はこのような小山議長に対して出すつもりはございませんでした。精一杯しっかりやっただいているので。

しかしながら、榛東村の6月28日に群馬県庁で行われた口頭意見陳述の場に榛東村議会の代表者小山議長として出席されて証言されております。ここは潔く定例会の会期延長で時間が十分取れたので、事務局長による諸般の報告を超えて、議長自身が自らの言葉で報告するべきだと思っております。

よって、定例会と定例会の間にあったこと起こったことの中で、議員全員並びに村民が知っておくべきことである。なぜなら議会の議決が違法であるとして議決が取り消されたので、判決と並ぶ行政実例の1つであります群馬県知事の判断は粛々と報告されなければなりません。

よって、その報告を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議を行うものである。

令和3年12月15日、榛東村議会。

この中で提案理由も申し述べましたので、決議文はここに書かれた発議第10号のままで結構でございます。

以上、説明と提案をさせていただきました。ありがとうございました。

慎重審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第10号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、発議第10号については委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

発議第10号 小山久利議長に対し中島由美子議員への出席停止の議決について令和3年10月8日群馬県知事はその取り消しを命令した審決書の内容を議会定例会に報告及びその事実を議会だよりに掲載することを求める決議について原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時27分休憩

午後0時28分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ここで昼食休憩を取りたいと思います。再開を午後2時といたします。

午後0時28分休憩

午後2時1分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

定例会第3日目に、中島議員から不穏当発言がありこれを調査した結果、別紙の下線部分の削除を議長において処置することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本件につきましては議長において処置することに決定いたしました。

◎議長挨拶

○議長（小山久利君） これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回榛東村議会定例会の日程を全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言のご挨拶を申し上げます。

11月30日の開会以来、6名の議員による一般質問、令和3年度補正予算案や条例改正案などについて

て慎重審議の上、議決いただき、本定例会が閉会できますことに対し、厚く御礼申し上げます。

今定例会では、議員の発言について会期を延長し審議を行いました。言論の府である議会では、自己の発言に自由と責任があります。議員必携にあるとおり議題以外にわたる発言や議案の範囲を超えてはならないものはもとより、議会の会議における議員の発言は、その町村の住民の代表として自分の意見を述べるものであり、何人の意見か明らかでないものはすべきではなく、また、根拠のない単なる風評などに基づく発言も同様です。

議員は住民全体の代表者であり奉仕者です。議会の2つの使命、具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を達成できるよう、これからも議会の一員として懸命に努力していかねばなりません。

結びに、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され議員としての役割と責任を自覚し、村民の福祉の向上及び増進のため、なお一層ご尽力賜りますようお願い申し上げます。



◎閉 会

○議長（小山久利君） 以上で令和3年第4回榛東村定例会を閉会いたします。

〔「議長、すみません、遅くなりました」と発言し入室する者の声あり〕

○議長（小山久利君） 大変お疲れさまでした。

午後2時4分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 南 千 晴

榛東村議会議員 齊 藤 将 史